

議題 1

西宮市都市景観形成基本計画の改定について【諮問】

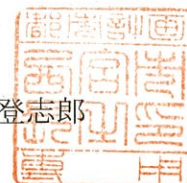
目 次

1. 諮問書（写）
2. 西宮市都市景観形成基本計画の改定について 【諮問】【P 1～4】
3. 「景観エリアの景観形成の考え方」に関する変更 【別紙 1】
4. 西宮市都市景観形成基本計画 改定案 【別紙 2】

西都テ発第32号
令和3年12月16日
(2021年)

西宮市都市景観・屋外広告物審議会
会長 末包 伸吾 様

西宮市長 石井 登志郎



西宮市都市景観形成基本計画の改定について【諮問】

このことについて、西宮市都市景観条例第5条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

議題1 西宮市都市景観形成基本計画の改定について【諮問】

1 趣旨

令和元年度より、西宮市都市景観・屋外広告物審議会等にて審議等を行ってきた西宮市都市景観形成基本計画の改定について、一連の意見聴取・協議が完了したため、最終の改定案について諮問するもの。

2 これまでの経緯

都市景観形成基本計画改定に向けた協議経過については、下表のとおり。

時期	内容
令和元年 9月	<p>○令和元年度 第3回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会</p> <p>【説明内容】 基本計画、景観計画、ガイドラインの位置づけ、課題及び改定方針について説明</p> <p>【主な意見】 ガイドラインについては、市民が景観を身近に考えられるような冊子、又は行政職員・設計者の手引書となるような、多くの人が使用できるものを作成してほしい。</p>
令和元年 10月	<p>○令和元年度 第4回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 景観アドバイザー部会</p> <p>【説明内容】 基本計画、景観計画、ガイドラインの構成（案）、基本計画改定案（西宮市の景観、西宮市全体の景観形成の考え方）について説明</p> <p>【主な意見】 「西宮らしさ」を再整理し、目指す景観像は「文教住宅都市」であることをそのまま示した方がいい。</p> <p>【対応】 目指す景観像を「潤いと風格のある 心地よい 文教住宅都市の景観」と定めた。（基本計画本文 1-12 頁参照）</p>
令和元年 11月	<p>○デザイン相談員（安田委員出席）</p> <p>【説明内容】 令和元年度第4回景観アドバイザー部会意見の対応及び景観構造について説明</p> <p>【主な意見】 景観構造の景観エリア区分について、都市計画マスタープランの土地利用方針に沿うことができるか、現行の用途地域区分との齟齬を確認した上で検討するのがよい。</p>

	<p>【対応】 都市計画マスタープランにおける土地利用方針をベースに、対象とする区域を設定した。(基本計画本文 1-16 頁参照)</p>
令和2年 2月	<p>○令和元年度 第9回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 景観アドバイザー部会</p> <p>【説明内容】 令和元年度第4回景観アドバイザー部会意見の対応及び素案の報告</p> <p>【主な意見】 ・個人の日常活動が景観に直接寄与し、影響を及ぼしていることを再認識することについて示すのが良い。 ・景観ゾーンと景観エリアは分けて示さず、「景観ゾーンと景観エリア」としてマトリックスで設定するという整理がよい。</p> <p>【対応】 ・本文の修正。(基本計画本文 0-1 頁参照) ・ゾーン・エリアの対応を整理。(基本計画本文 1-16 頁参照)</p>
令和2年 10月	<p>○令和2年度 第5回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 景観アドバイザー部会</p> <p>【説明内容】 令和元年度第9回景観アドバイザー部会意見の対応及び素案の報告</p> <p>【主な意見】 夜間景観に関する記述が抜けているため、基本方針のところなどに記載してはどうか。</p> <p>【対応】 景観の課題と取り組みの方向性に夜間景観に関する内容を追記した。 (基本計画本文 1-11 頁参照)</p>
令和2年 11月	<p>○令和2年度 第1回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会</p> <p>【説明内容】 西宮市都市景観形成基本計画改定素案についての報告</p> <p>【主な意見】 都市景観形成建築物等の一覧表を掲載してはどうか。</p> <p>【対応】 資料として一覧表を掲載する。(基本計画資料参照)</p>
令和2年 12月	<p>○令和2年度 第3回 西宮市都市計画審議会</p> <p>【説明内容】 西宮市都市景観形成基本計画改定素案についての報告</p> <p>【主な意見】 ・今後、眺望ポイントを指定していくにあたって、「視点場」又は「視対象」としての眺望ポイントを指定していくのか2つを区別して議論する必要がある。また、見下ろしや見晴らし、移動する眺望もある。それぞれの特性に応じ整理したほうが、場所の指定にあたって有意義ではないか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 山間から臨海部まで幅広い西宮の土地の中で、4つの住宅系の景観エリアごとにどういった手法で事業者等と協議等を行い、「にしのみや」らしい住宅景観を形成するのか。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 眺望ポイントの指定については、「視点場」、「視対象」、「(視対象周りの) 広がりや空間」全てが対象となると考えている。眺望景観の分類についてはガイドラインで解説する予定。 基本計画でゾーン・エリアの特徴を踏まえた景観形成の方向性を示す(基本計画本文1-22~31頁参照)。その方向性を基に、景観計画でゾーンとエリアごとにそれぞれの景観形成指針を示し、分かりにくい内容についてはガイドラインで解説する。
令和3年 1月~2月	<p>○庁内ヒアリングの実施</p> <p>【主な意見】 基本計画におけるSDGs推進に向けた役割等を掲載すること。</p> <p>【対応】 本文に追記。(基本計画本文0-10頁参照)</p>
令和3年 3月~4月	<p>○パブリックコメントの実施</p> <p>【主な意見】 地域別構想に掲載している景観資源や眺望ポイント等の追加を希望する。</p> <p>【対応】 改定後も市民等からの提案を受けながら、別冊を作成し、そこに随時追加していく予定。</p>
令和3年 5月	<p>○令和3年度 第2回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会</p> <p>【説明内容】 パブリックコメント実施結果の報告</p> <p>【主な意見】 特になし。</p>
令和3年 6月	<p>○令和3年度 第1回 西宮市都市計画審議会</p> <p>【説明内容】 パブリックコメント実施結果の報告</p> <p>【主な意見】 特になし。</p>

3 今後の進め方

審議会等

●(令和3年12月)西宮市都市景観・屋外広告物審議会(諮問)(本日)

諮問内容：都市景観形成基本計画の改定
景観計画の改定

○(令和4年1月)都計審(報告・諮問)

報告内容：都市景観形成基本計画の改定
諮問内容：景観計画の改定

○(令和4年4月)都市景観形成基本計画・景観計画公表

改定計画周知期間
～9月 概要版パンフレットの配布

○(令和4年10月)都市景観形成基本計画・景観計画運用開始

「景観エリアの景観形成の考え方」に関する変更

変更前

都市景観形成基本計画

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性
自然景観エリア

景観ゾーン	山間	山麓・丘陵	配慮の方向性
○	○		・建築物や工物、広告物などは、周囲の山林や樹林、農地、河川等との調和に配慮した配置・規模、形態、意匠・色彩等とし、敷地内の緑化と適切な維持管理により周囲の自然と一体となった緑豊かな景観を形成します。
○	○		・道路、橋梁等の構造物は、現存する周囲の自然環境を尊重し、位置や工法、形態・意匠・色彩や緑化等の工夫により、周囲の自然と調和した景観を形成します。
○	○		・遊歩道や眺望ポイントなどの自然景観や眺望を楽しむことができる場の景観を形成します。
○	○		・遊歩道やハイキングコースは、土色舗装や自然材の利用など、周囲の自然との調和に配慮した景観を形成します。
○	○		・建築物や工物、広告物、構造物などは、中景や遠景として見られることへの配慮により、自然と調和した景観を形成します。
○	○		・暖色系の低彩度色を基本とし、著しく彩度の高い色彩や温度に明度差・彩度差の大きな配色は避けるなど、周囲の景観との色彩の調和に配慮し、緑が映える落ち着いた自然景観を形成します。
○	○		・六甲山系、北摂山系の貴重な自然緑地の保全・育成を図り、多様な動植物の育成環境の保全と、各所からの景観の背景となる緑景観の保全を図ります。

景観エリアごとの景観形成にあたっての方針と、色彩や植栽などの計画に対する具体的な配慮の方法まで触れた内容を記載していました。

変更後

都市景観形成基本計画

(本文 1-23 ページ～)

自然景観エリア

■ 景観形成の基本的な方向性

豊かな自然要素を守りいかした自然景観の形成

開発等による山林の伐採や無機質な工物物の建設等により、四季の移りや変化に富んだ自然景観の美しさを損ねてしまっているところも見られます。

山や川、樹林等により生み出される緑豊かな自然環境が常に主役となり、それを守りいかした景観を形成します。

景観のマスタープランとして、景観エリアごとの問題点を整理したうえで、景観形成のための基本的な方向性を記載します。

方針・方向性と具体的な制限内容を明確に区分するため

景観計画

(本文 16 ページ～)

① 自然景観エリア
自然景観エリア内での建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次のとおり定めます。なお、各指針については、建築等の行為に係る敷地が位置するゾーンに応じて適用の要否が異なります。

表 5-1 自然景観エリアの景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	山麓・丘陵
立地特性	・周辺の豊かな自然景観を保全し、いかした計画とする。	○	○
	・まちなみに歴史的、地域的特色がある場合は、それを尊重し調和させる。	○	○
	・地域の景観資源やランドマークとなるものに配慮した計画とする。	○	○
	・公園、河川の周辺等の空間の広がりのほか、丸山等が美しく見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。	○	○
まちなみとの調和	・後内や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アキストップ）を考慮した計画とする。	○	○
	・周辺建築物等との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。	○	○
形態・配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○
	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した造形とする。	○	○
景観景観	・道路に阻害しない道、水辺や公園、緑地に関する等の景観を認める。	○	○
	・過度の景観景観は避け、自然素材を積極的に使用する等、周辺の自然に溶け込むシンプルな造形とする。	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、暖色で低～中明度、低彩度を基本とし、山並みや農地等の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○
	・Y、YR系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。	○	○
緑化	・ひとつづの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○
	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、種類により将来的な緑の復元を図る。	○	○
	・落葉樹や花葉のある樹種も取り入れる等、四季の演出を考慮する。	○	○
	・道路境界部や窓際を緑化し、豊かな緑を維持・創出する。	○	○
	・道路境界部等では、街路樹や周辺の樹木も意図的に樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。	○	○
	・道路沿いや街角等のアキストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○
外観計画	・周辺の公共施設や公園等、まとまった緑がある場合は、それと一体となった緑豊かな空間の形成に努める。	○	○
	・道路から望み得る舗装材は、石敷等の質感の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。	○	○
	・道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無機質なコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。	○	○

表 5-2 全エリア共通の景観形成指針

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	山麓・丘陵
夜間景観	・外部を明るく照明は、周辺の自然環境等生態系への影響に配慮のうえ、必要最小限の配置とし、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○
	・住宅地においては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○
	・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○

表 5-2 全エリア共通の景観形成指針 (続き)

項目	景観形成指針	適用するゾーン	
		山間	山麓・丘陵
設備機器等の修繕	・空調室外機や洗濯物等が道路側から見えないよう工夫する。	○	○
	・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう工夫する。必要最小限に留め、目隠しを設ける等の修繕を図る。	○	○
附属建築物	・車庫、自転車庫、倉庫等の付属施設は、まちなみや周囲の景観と調和したデザインとする。	○	○
	・駐車場及び荷卸場等のバックヤード的な空間は、道路に面しないよう工夫する。必要最小限に留め、目隠しを設ける等の修繕を図る。	○	○
駐車場等	・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路に面しないよう工夫する。	○	○
	・傾斜式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路に面しないよう工夫する。	○	○
鉄道駅舎（付加基準）	・傾斜式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、道路に面しないよう工夫する。	○	○
	・建築物に準じる。	○	○

基本計画に記載した問題点と景観形成の基本的な方向性を受けて、景観エリアごとに、具体的な制限内容(定性基準)を記載します。

別途、定量基準(最大投影立面積、色彩、間口緑視率)を定めています。

西宮市都市景観形成基本計画 改定案

はじめに

(1) 計画策定の目的	0-1
(2) 景観とは	0-2
(3) 景観形成にあたって	0-3
(4) 計画の位置づけ	0-5
(5) 本計画の構成と使い方	0-11

第1部 景観形成の考え方

1-1 西宮市の景観	1-1
(1) 西宮市の景観の成り立ち	1-1
(2) 西宮市の景観特性 ～「にしのみや」らしい景観～	1-7
(3) 西宮市の景観の課題と取り組みの方向性	1-10
1-2 全体構想 ～西宮市全体の景観形成の考え方～	1-12
(1) 目指す景観像	1-12
(2) 景観形成の基本方針	1-13
(3) 景観構造の考え方	1-15
(4) 景観ゾーン・景観エリアの景観形成の考え方	1-22
(5) 景観軸の景観形成の考え方	1-32
(6) 景観核・景観拠点の景観形成の考え方	1-35
(7) 眺望ポイントの景観形成の考え方	1-39
1-3 地域別構想 ～地域別の景観形成の考え方～	1-41
(1) 本庁北西地域	1-42
(2) 本庁北東地域	1-46
(3) 本庁南西地域	1-50
(4) 本庁南東地域	1-54
(5) 鳴尾地域	1-58
(6) 瓦木地域	1-62
(7) 甲東地域	1-66
(8) 塩瀬地域	1-70
(9) 山口地域	1-74

第2部 景観形成の進め方

2-1	景観形成の展開	2-1
(1)	主体ごとの役割と連携	2-1
(2)	景観形成の展開方法	2-4
2-2	基盤となる景観形成	2-6
(1)	大規模行為の景観形成	2-6
(2)	屋外広告物の景観形成	2-7
(3)	公共施設の景観形成	2-8
2-3	重点的な景観形成	2-9
(1)	景観上重要な地区における景観形成	2-9
(2)	景観上重要な建造物や樹木等の保全	2-11
(3)	「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用	2-12
(4)	地域の顔となる重要な公共施設の景観形成	2-13
2-4	景観形成活動の推進	2-14
(1)	活動推進に向けた展開イメージ	2-14
(2)	行政による支援方策	2-15

資料

※用語の解説、都市景観形成建築物等一覧、審議会委員名簿、審議の経過

はじめに

はじめに

(1) 計画策定の目的

西宮市には、六甲山系や北摂山系の山並み、大阪湾の海辺、武庫川、夙川等の豊かな自然の恵みのもとに、潤いと落ち着きのある住宅地や文教施設、住宅都市らしい賑わいのある商業・産業地等が広がり、「文教住宅都市・西宮」にふさわしい良好な景観が形成されています。

先人が創り、育み、伝えてきたこの西宮の景観は、過去から現在、そして未来にわたるすべての西宮市民共有の大切な財産であり、現在、私たちはその恩恵を受け、豊かで快適な暮らしを営むことができます。

一方で、現在の私たちの住まいや日々の暮らし、営みも景観の一部であり、景観に対して変化を与えています。このことを再認識し、その変化を適切な方向へと導くことで、先人から受け継いできた「文教住宅都市・西宮」にふさわしい景観を守り、育みながら、次の世代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務であるといえます。

そのためには、市民や行政をはじめとしたさまざまな主体が、普段当たり前に目にしている景観の成り立ちや価値を共有し、協働して景観の形成に取り組むことが求められます。

西宮市では景観に関わるすべての人々が、協力して景観づくりに取り組むための指針として平成元年（1989）に「西宮市都市景観形成基本計画」を策定し、平成19年（2007）に改定を行いました。今回、それらの基本的な考え方を継承しつつ、社会状況の変化や新しい視点を取り入れて計画内容を見直し、「西宮市都市景観形成基本計画（2022改定版）」を策定します。

文教住宅都市宣言

西宮市は、阪神間の中央に位置し、自然の風光と温暖な気候に恵まれ、市制施行いらい、多くの人々がここに、平穏で快適な生活環境を求めて移り住み、ついに今日の隆盛をみるにいたった。その風土は、先覚者たちの文教諸施設の整備拡充の努力とあいまって、今や西宮市が文教住宅都市として力強く進むことを可能ならしめている。

またその故にこそ、年々、万余を数える人口増加がみられるのである。

一方、大阪、神戸をはじめとする阪神圏諸都市は、急速な発展を示しつつあるが、同時に産業配置、人口の都市集中、公害など幾多の内部的諸矛盾の解決をせまられている。こうした事態にあって、西宮市は、本市が誇りうる文教住宅都市的性格をさらに一層、推進することにより、こんごの阪神圏発展の一翼を担う考えである。すなわち、西宮市の将来は、西宮市民のみならず、近畿一円の福利の増進に役立つべきものであり、それはまさに、西宮市が、人々に憩いと安住の地を提供することによって、積極的に果されるものと信じる。

ここに、西宮市は三十万市民のひとしく望むところにしたがい、風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、当市にふさわしい都市開発を行い、もって市民の福祉を増進するため、西宮市を「文教住宅都市」と定め、こんごの市政運営がこの理念に基づいて強く推進されるものであることを宣言する。

昭和38年11月3日

兵庫県西宮市

(2) 景観とは

山や川や海、樹木や草花等の自然、建築物や道路、広告物等の人工物、そして、そこでの私たちの日々の暮らしや営み、祭り・行事等のハレの姿も含めて、目に見えるものはすべてが景観の構成要素となります。

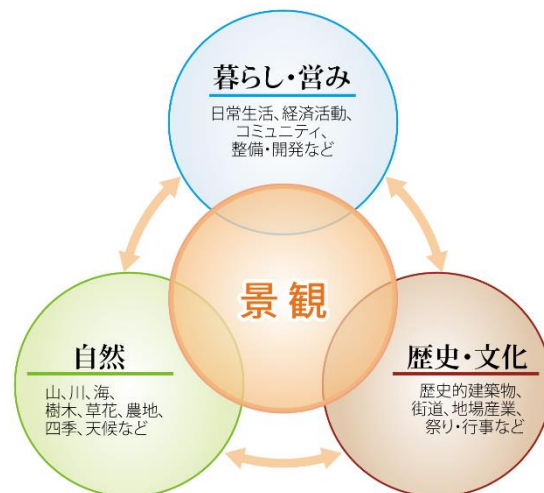
また、目に見えるものだけでなく、音や匂い等の五感を通して感じられるものも景観を構成する重要な要素となり得ます。さらに、四季の移ろいや天候、時間帯によっても異なる表情を見せます。

つまり、景観とは、「自然」や「歴史・文化」、またそれらに基づく私たちの「暮らし・営み」に関わるさまざまな要素が相互に関係し合うことによって作りだされる環境の総体であり、私たちが目にし、感じることができるまちや地域の表情といえます。

良好な景観は、私たちの暮らしにゆとりや潤いをもたらし、心を豊かにしてくれると同時に、地域への愛着を育むものとなります。また、都市のイメージや地域の魅力を高め、住む人や訪れる人が増え、地域の活性化にもつながります。

“風土に根差し、地域の個性を反映した良好な景観”は、西宮市民のかけがえのない財産です。

● 「景観」の成り立ち



多くの人で賑わう夙川



目神山の石積み・生垣・庭木が連なる家並み



豊かな自然に囲まれた北部の住宅地



学園花通りと甲山

(3) 景観形成にあたって

～ 景観形成の基本姿勢 ～

「景観形成」とは、受け継がれてきた景観を「まもる」、魅力ある景観を新たに「つくる」、そして、それらの景観に磨きをかけて「そだてる」ことを意味します。

また、“風土に根差し、地域の個性を反映した良好な景観”は、短期間で形成されるものではありません。長い時間の流れの中で、人々がまもり、つくり、そだてることによって、徐々に目に見え、感じられるようになるものです。

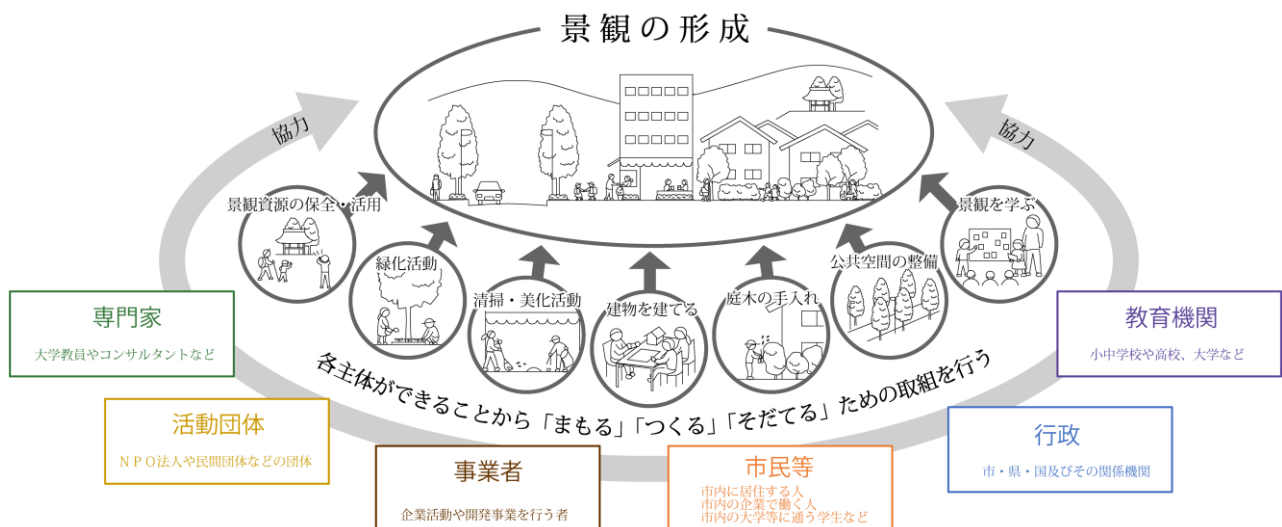
したがって、「まもる」、「つくる」、「そだてる」という3つの基本姿勢のもとに、一人ひとりが景観形成の主体であることを認識して、自分にできることから取り組むこと、そして、景観形成のためのさまざまな活動を楽しみ、積み重ね、継続的に取り組み次世代へ引き継いでいくことが大切です。

～ 景観形成の取組の主体 ～

景観は、建築物、広告物、道路や鉄道、街路樹の緑等、さまざまな要素で構成されており、これらのものをつくり、維持・管理し、暮らし・営みの場として利用しているいろいろな立場の人が関わって形成されています。

したがって、景観形成に関わる一人ひとりが、それぞれの立場で役割を果たし、協力して取り組む必要があります。

特に西宮市の景観は、市内に居住する人や市内の企業で働く人、市内の大学等に通う学生等の「市民等」や、企業活動や開発事業を行う「事業者」に加え、NPO法人や民間団体等の「活動団体」や小中学校や高校、大学等の「教育機関」といった、文教住宅都市を反映した多様な主体が関係することが特徴です。これらの各主体と「専門家」や「行政」が相互に連携・協力しながら取り組むことが、「文教住宅都市 西宮」にふさわしい、良好な景観を形成する鍵であるといえます。



～ 「近景」・「中景」・「遠景」 への配慮 ～

景観は、視点（ひと）と視対象（見る対象）の距離によって、「近景」・「中景」・「遠景」に区分でき、これらによって、景観の見え方も大きく異なります。

「近景」は身近な景観、「中景」はまちなみ等の地区の景観、「遠景」は眺望等の都市イメージをつくる景観といえます。

景観形成にあたっては、建築物のデザインや庭木・生垣のつながり等がつくる「近景」や「中景」を美しいものにするだけでなく、建築物や広告物によるスカイラインや色合い等が、「遠景」として遠くから見られていることにも配慮することが大切です。

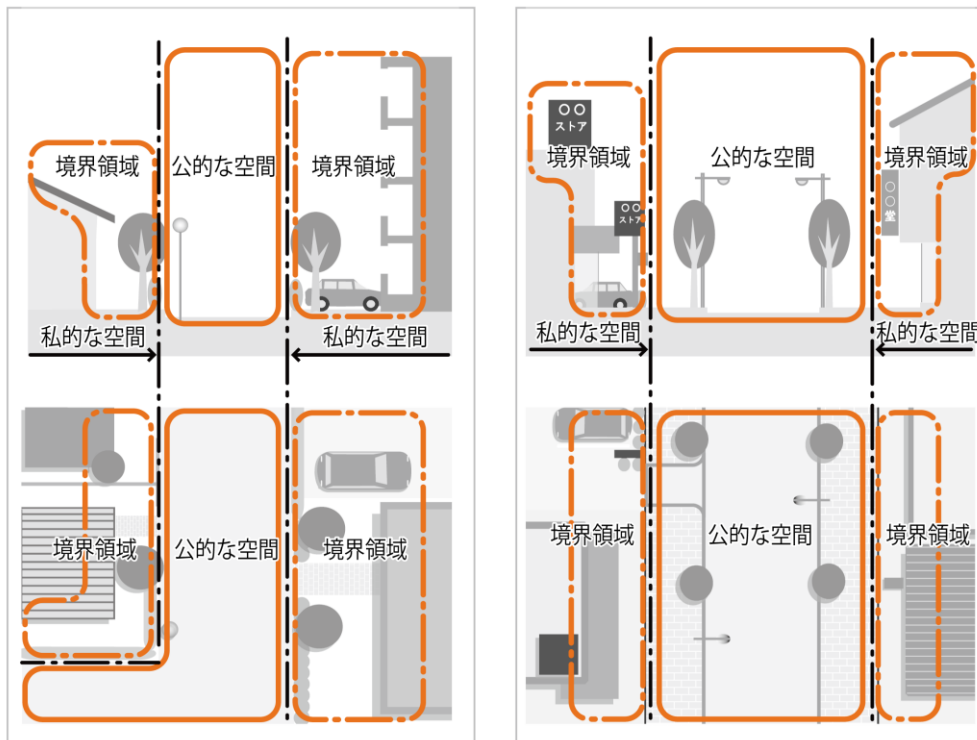


～ 景観形成の対象とする領域 ～

道路や広場、河川や山並み等の市民に共有される「公的な空間」と、公的な空間から見える民間の建築物や前庭・塀・庭木・生垣、広告物等の私有地の部分「境界領域」の両方を景観形成の取組の対象とします。また、この「境界領域」は半公的領域（公的な空間に直接面し、又は見える領域）と半私的領域（隣接する敷地相互の境界等で隣地に対して景観配慮が必要な領域）に分かれます。

境界領域の連なりは、まちなみに大きく影響するため、私有地ではあっても、公共性が高く、公的な空間とともに景観形成にはとても重要です。

一人ひとりがそれぞれの境界領域について、公共性を理解し、まちなみの一部となることを意識することが、美しいまちなみづくりの第一歩です。



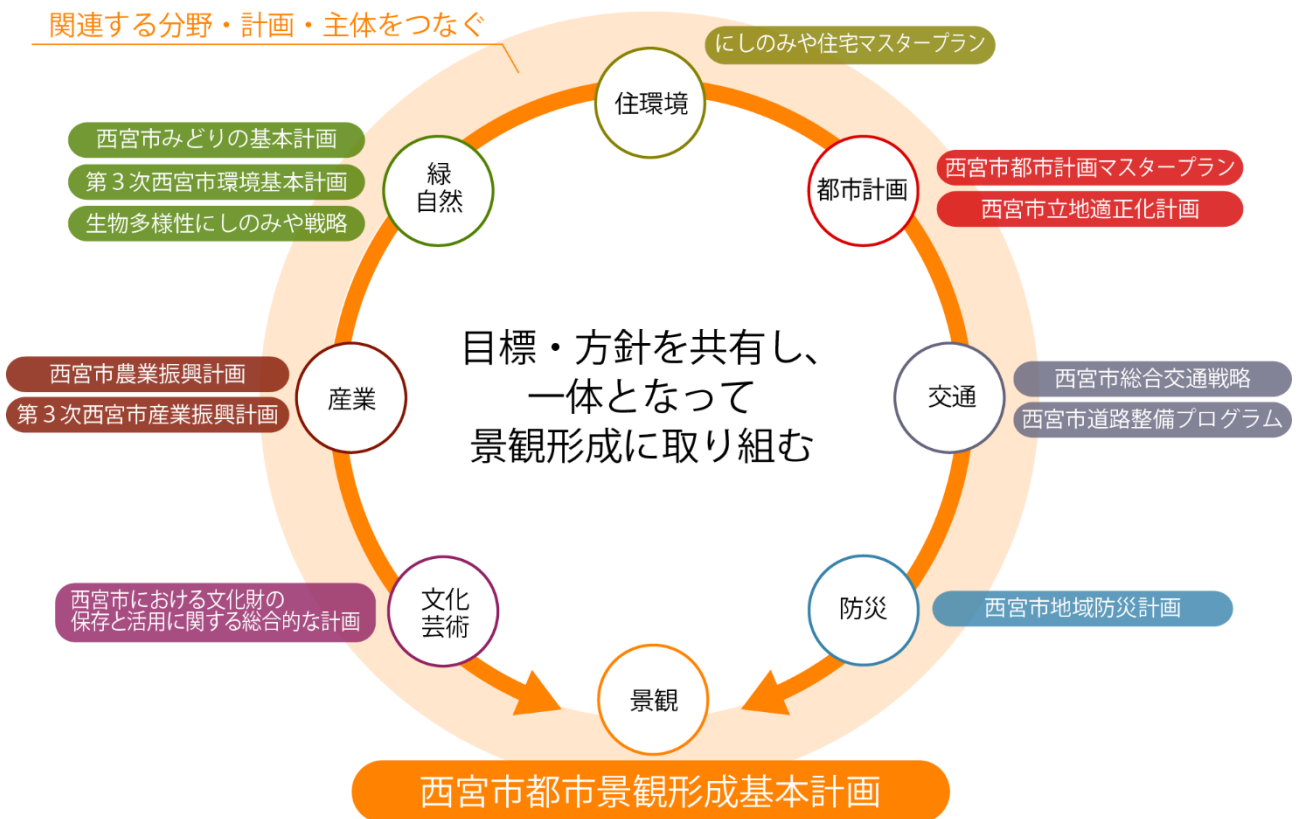
(4) 計画の位置づけ

景観は「自然」、「歴史・文化」、「暮らし・営み」が創り出す環境の総体であることから、景観に関連する分野は多岐にわたり、関連計画も数多くあります。また、景観形成には、市民・事業者・行政をはじめとしたさまざまな主体が関わっています。

したがって、良好な景観形成のためには、それらの各分野・各主体が目標や方針を共有し、同じ方向を向いて取り組んでいくことが求められます。

「西宮市都市景観形成基本計画」は、景観形成の方向性を示すマスタープランであり、「景観」の視点から、さまざまな分野、主体をつなぎあわせていくための計画です。

● 関連する他計画などと本計画の位置づけ



① 西宮市における景観行政

西宮市では、昭和 63 年（1988）4 月に西宮市都市景観条例（旧条例）を制定し、景観に大きな影響を及ぼす大規模行為の届出制度を開始する等、都市景観の形成に向けた本格的な取組を開始しました。平成元年（1989）4 月には、『西宮市都市景観形成基本計画』（1989 年計画）を策定し、美しい都市づくりに向けた取組の方向性を示し、旧条例による取り組みだけでなく、都市計画法に基づく「地区計画」や、西宮市環境保全条例（現「自然と共生するまちづくりに関する条例」）に基づく「保護樹木」・「景観樹林保護地区」の制度等、関連する施策と連携しながら景観形成に係る各種施策を実施してきました。

平成 16 年（2004）6 月の景観法の制定等を受けて、平成 19 年（2007）3 月には 1989 年計画を見直し、『西宮市都市景観形成基本計画』（2007 年計画）を改定しました。そして、平成 21 年（2009）5 月には、景観法に基づく『西宮市景観計画』を策定し、同年 7 月には全面改正した「西宮市都市景観条例」（新条例）を制定する等、西宮市の景観行政は、法による実効性を備えながら、新たな段階へと移行してきました。

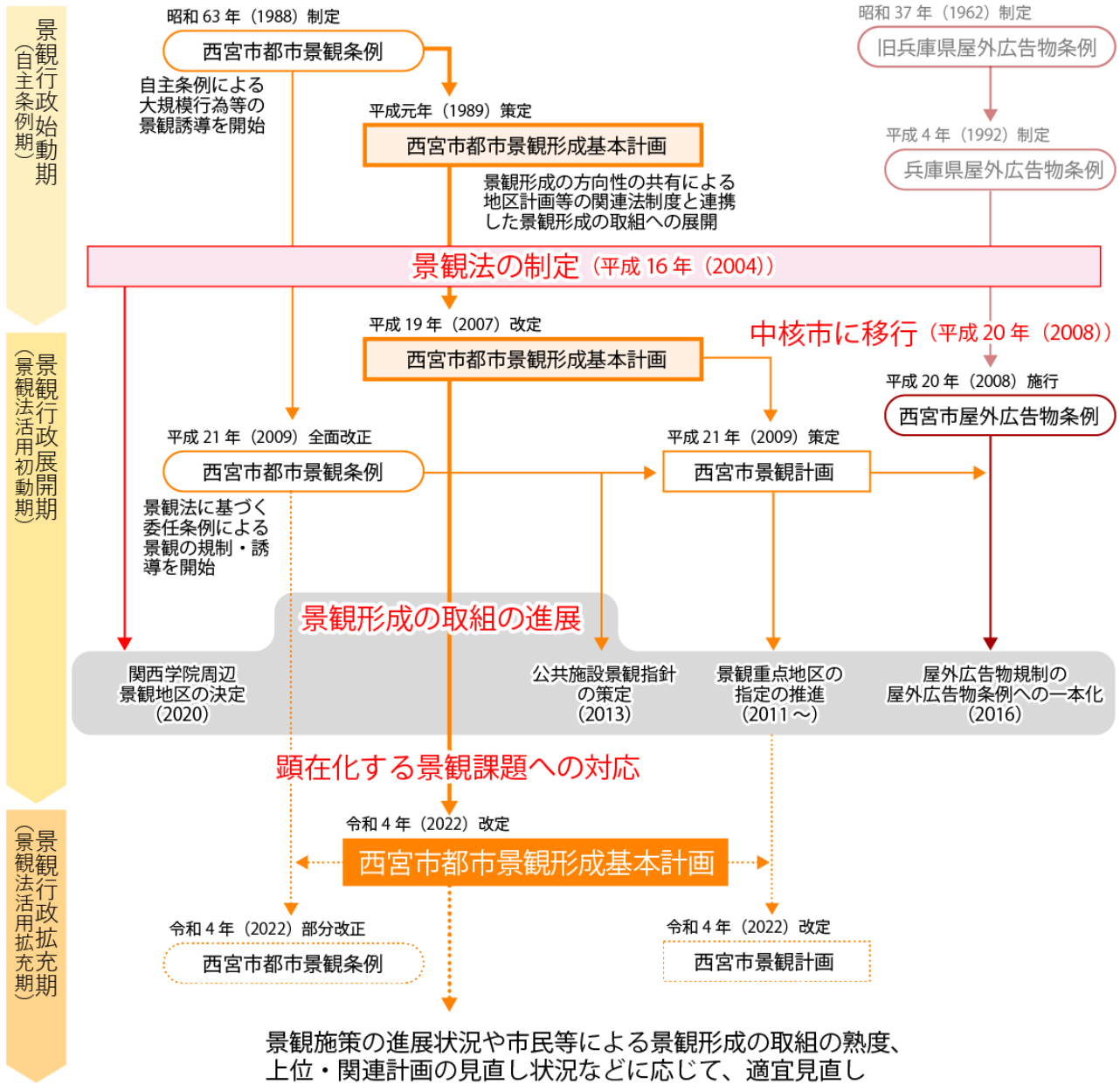
新条例に創設された景観重点地区は、平成 23 年（2011）10 月の甲陽園目神山地区を皮切りに 6 地区の指定を行いました。また、平成 25 年（2013）7 月には『公共施設景観指針』を策定し、平成 28 年（2016）には屋外広告物の景観計画基準を西宮市屋外広告物条例許可基準へ一本化、平成 30 年（2018）12 月には「西宮市まちなみまちづくり基本条例」の制定、令和 2 年（2020）6 月には関西学院周辺景観地区の決定等、景観形成に係るさまざまな取組を展開してきています。

一方で、景観の規制・誘導やさらなる実効性の向上、西宮の都市イメージを形成する眺望景観の保全・形成、市民等の景観に対する意識向上啓発のさらなる必要性等、景観形成に関する新たな課題も顕在化してきています。

本計画は、このような景観形成に係る取組の進展や顕在化する景観課題への対応の必要性や、社会状況の変化を踏まえて、これまでの計画（1989 年計画・2007 年計画）の考え方を踏襲しつつ、今後の西宮市における景観形成をより一層推進するために必要となる事項を追加し改定するものです。また、本計画に基づいて、今後、関連する条例や計画等についても改正を行っていくことを予定しています。

景観形成は短期間で完結するものではなく、様々な状況変化に合わせた継続的な取組の積み重ねが求められることから、本計画は、適宜見直しを行い成長させていくものとします。

● 西宮市の景観行政の展開経緯と本計画の位置づけ

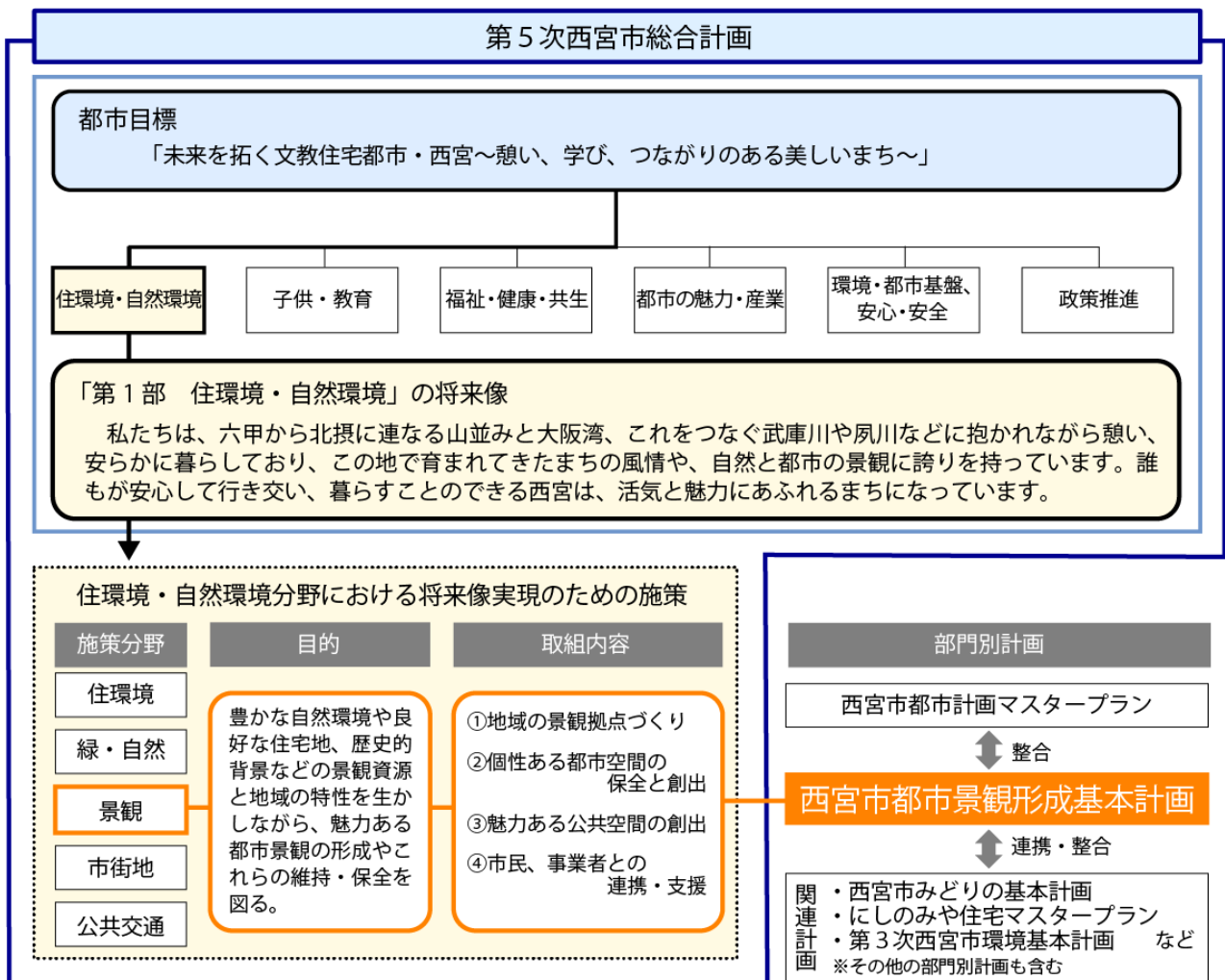


② 『第5次西宮市総合計画』における位置づけ

『第5次西宮市総合計画』では、「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標に掲げ、基本計画に定める各施策を推進することとしています。このうち、「第1部 住環境・自然環境」における施策分野の一つとして「景観」をあげており、“魅力ある都市景観の形成・維持・保全を図る”ための部門別計画の一つとして、本計画を位置づけています。

総合計画における都市目標の実現に向けて、『西宮市都市計画マスタープラン』との整合や『西宮市みどりの基本計画』、『にしのみや住宅マスタープラン』、『第3次西宮市環境基本計画』等の関連計画との連携を図りながら、本計画に基づく景観部門に係る取組を推進していくことが求められます。

● 第5次西宮市総合計画における本計画の位置づけ



③ 景観法・西宮市景観計画等との関係

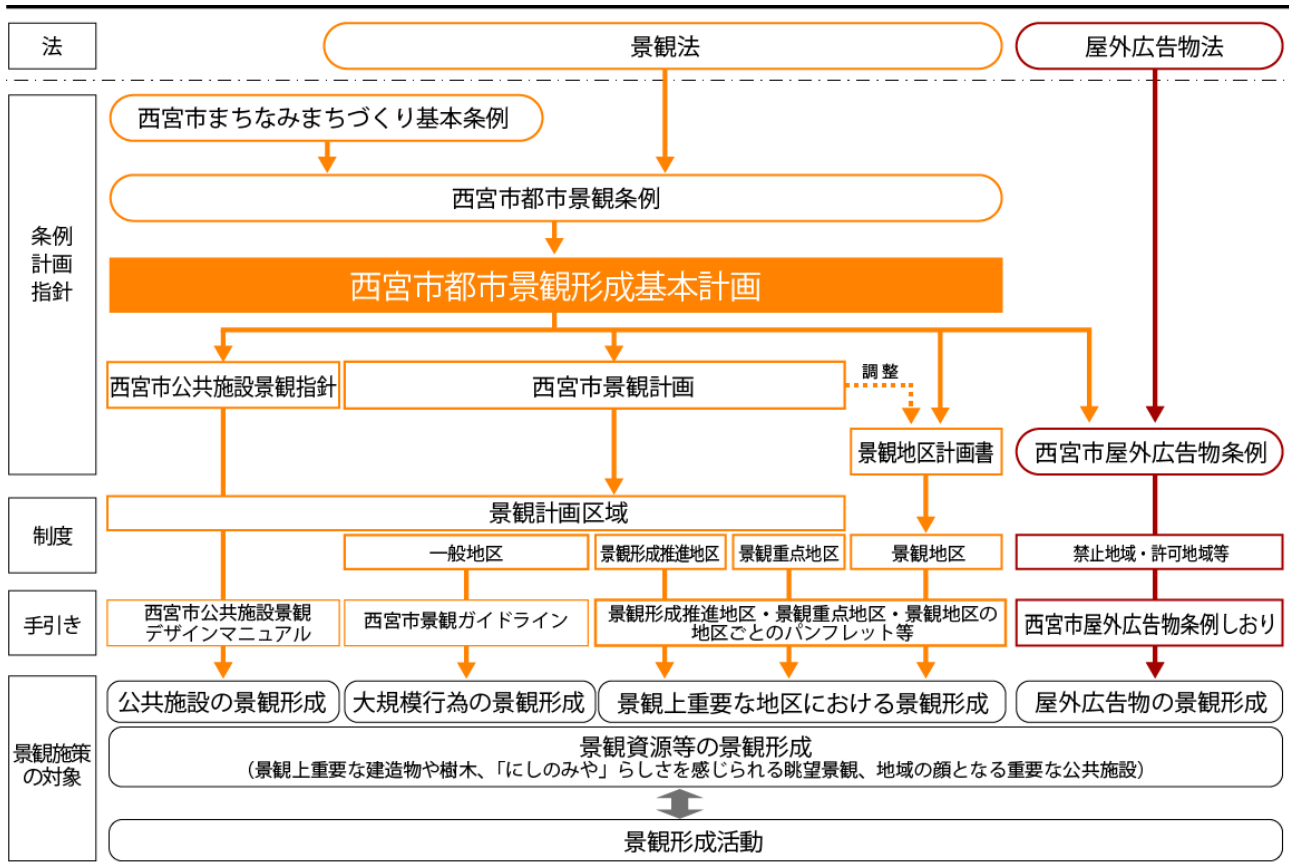
本計画は、西宮市都市景観条例に基づき、西宮市における都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な考え方を示したマスタープランです。

具体的な景観形成は、本計画を踏まえた上で、『西宮市景観計画』（景観法／西宮市都市景観条例）や『公共施設景観指針』（西宮市都市景観条例）、「西宮市屋外広告物条例」等に基づいて実施していきます。

『西宮市景観計画』は、景観法に基づく法定計画として、大規模な建築行為や景観重点地区等の景観の規制・誘導等を実施します。『公共施設景観指針』は、道路、公園、河川・水路等の都市基盤施設の景観形成を図るために定めるものです。これらの景観の規制・誘導にあたっては、景観形成基準の内容や推奨されるデザイン等を具体的なイメージにより分かりやすく解説する『西宮市景観ガイドライン』等の手引き書を別途作成し、その実効性や効果を高めていきます。

なお、「西宮市屋外広告物条例」については、条例や規制内容を解説する『西宮市屋外広告物条例しおり』を作成して運用しています。

● 景観法・景観計画等との関係を踏まえた位置づけ



④ SDGs との関係

平成 27 年（2015 年）の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。本計画においては、市民、事業者、活動団体、専門家、教育機関、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力しながら取り組みを進めることにより、特に以下に挙げる SDGs の 5 つの目標達成に寄与することが期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



● 西宮市都市景観形成基本計画と SDGs との関係



出典) 国際連合広報センター

(5) 本計画の構成と使い方

本計画は、「第1部 景観形成の考え方」、「第2部 景観形成の進め方」の2部構成です。

第1部 景観形成の考え方

【構成】

「1-1 西宮市の景観」では、景観の成り立ちや景観特性、景観の課題といった西宮市の景観の基礎的部分を整理します。

「1-2 全体構想」では、西宮市が目指す景観像と基本方針、そして、その実現に向けて目指す景観構造を示した上で、景観構造を構成する要素ごとに景観形成の考え方を示します。

「1-3 地域別構想」では、全体構想を踏まえ、より身近な取組から景観形成を推進していくために、市内9地域ごとに景観形成の考え方を再整理して示しています。

【使い方】

「1-1 西宮市の景観」の各項目は、景観形成に関わる各主体が西宮市の景観について学び、理解を深めるための項目です。同項目を活用して、西宮市の景観の特徴や課題等を共有するとともに、同項目をより分かりやすく再整理し、学校教育や生涯学習の教材へと再編して景観形成の担い手となる人材育成に活用していくことも想定されます。

「1-2 全体構想」と「1-3 地域別構想」は、各主体が建築行為や事業、活動等を実施する際に、西宮市が目指す景観やそのために必要な取組の方向性を共有し、どのようなことに配慮しながら取組を進める必要があるかを考え、工夫する際の手掛かりとして活用していきます。

第2部 景観形成の進め方

【構成】

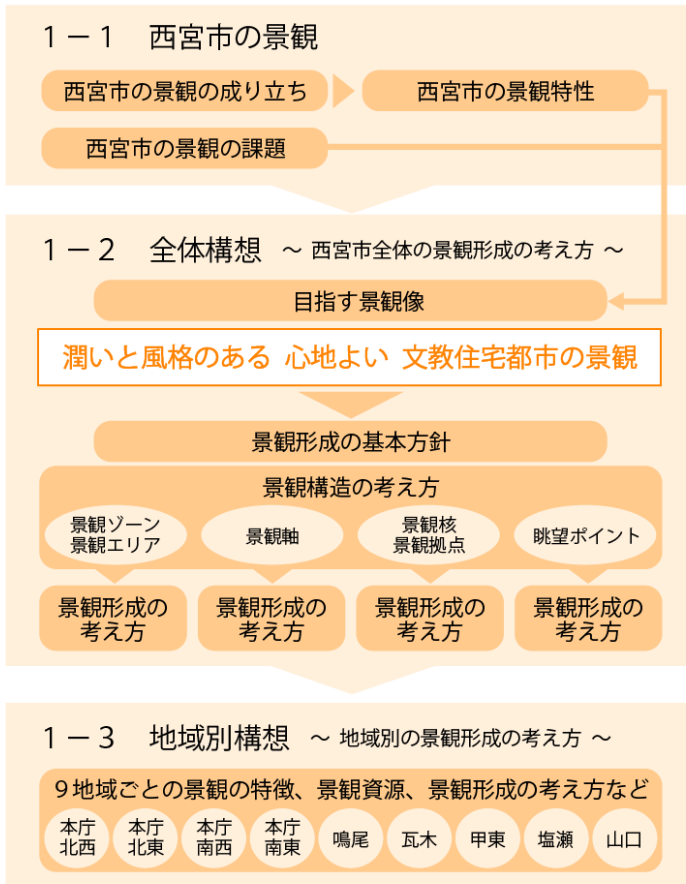
第1部の「景観形成の考え方」に基づいて具体的な景観形成の取組を推進していくために、「2-1 景観形成の展開イメージ」において、各主体が果たすべき役割と協働による取組を推進していくための体制整備の方法を示すとともに、本計画をもとに実施する景観形成の展開方法を示します。景観形成の展開方法は、「2-2 基盤となる景観形成」、「2-3 重点的な景観形成」、「2-4 景観形成活動の推進」の3層で構成しており、それぞれの景観形成の具体方策や施策の方向性を示しています。

【使い方】

本計画に基づいて実施する西宮市の景観施策を円滑かつ効果的に推進するために、景観形成に関わる各主体による景観施策の必要性や内容の理解と各種施策の相互協力を図るために活用していきます。

また、市民等が景観形成活動を企画する際に、活用できる制度や事業等を検討する等、取組の手掛かりとなるものとして活用していきます。

第1部 景観形成の考え方



市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

西宮市全体の景観について、学び、理解を深める

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

西宮の景観の特徴を伝え、次世代の担い手を育成する

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

建築行為や広告物の掲出、開発事業などの際に、景観形成の方向性を確認して工夫する

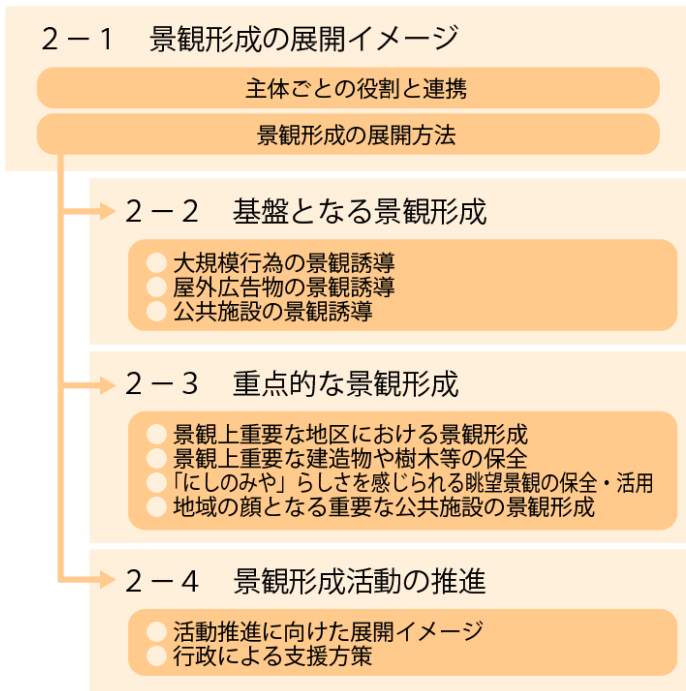
市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

景観形成活動を行う際に、景観形成の方向性を確認して、共有する

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

地域の景観などの身近な景観について、学び、理解を深める

第2部 景観形成の進め方



市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

景観形成活動に取り組む際の手がかりとする

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

景観形成にあたっての自分の役割を認識し、景観施策の必要性・内容を理解する

【想定される主な主体】

市民等 事業者 活動団体 専門家 教育機関 行政

第1部 景観形成の考え方

1-1 西宮市の景観

(1) 西宮市の景観の成り立ち

西宮市の景観は、山や河川、海等の地形、地質、気候、植生等の自然をいかしながら、先人が歩んできた歴史や地場産業、祭り・行事等の文化を土台として、その上に繰り広げられる現在のわたしたちの暮らしや営みを映し出しています。

ここでは、西宮市の景観の成り立ちを、①基盤となる豊かな「自然」、②受け継がれてきた「歴史・文化」、③現在のわたしたちの「暮らし・営み」の3点から読み解いていきます。

① 基盤となる豊かな「自然」

→ 解説：1-4 ページ

西宮市では、山から海に至る地形がコンパクトにまとまり、六甲山系を境に、市域の景観特性は南北で大きく異なるものとなっています。六甲山系の南部では、背景となる六甲山系の山々からの尾根がひだ状に張り出し、段丘上の緑に包まれた住宅地形成に適した丘陵地や台地をつくりだしています。また、市内各所からのランドマークとなる甲山や、景観の軸となる武庫川や夙川等の河川や河川敷緑地、自然海浜を有する海辺等は、広大な市街地が広がる都市景観にゆとりと潤いを与えています。一方、六甲山系の北部では、六甲山系・北摂山系の山々に囲まれた緑豊かな盆地状・谷筋状の景観がつくりだされています。このような豊かな自然環境は、西宮市の文教住宅都市としての発展を支え続け、現在の西宮市の景観を特徴づける基盤となっています。

② 受け継がれてきた「歴史・文化」

→ 解説：1-5 ページ

市域南部の平坦地には、古くから廣田神社、西宮神社の門前町が栄え、京都・大坂と西国を結ぶ西国街道や中国街道が交差する交通の要衝・宿場町としても発展しました。また、北部の山間地には、有馬温泉に至る湯山街道（有馬街道）や三田街道が通り、生瀬が宿駅として栄えました。このように、街道・古道を中心に古くから集落が営まれるなかで、農林漁業や酒造、名塩紙等の地場産業、祭りや行事等が育まれてきました。

明治から大正にかけて鉄道網が整備された中で、大阪・神戸の中間に位置する西宮では、良好な自然



環境の魅力とあいまって、昭和初期にかけて鉄道会社や資産家による沿線でのレクリエーション施設や住宅地の開発が進んだ結果、多くの人々が移り住み、戦前に至るまで「阪神間モダニズム」と呼ばれる芸術・文化・生活様式が花開きました。また、沿線宅地開発が進むなかで、その周辺地域でも耕地整理が進められ、住宅都市としての基盤が形成されていき、特別市税の受益者負担を求めつつ夙川河川敷緑地の整備が進められるとともに、昭和初期以降、多くの私立大学が良好な教育環境を求めて移転し、文教住宅地としての個性的な景観の礎が形成されました。

そして、その後も戦災復興土地区画整理や宅地造成等によって、住宅市街地はさらに拡大し、高度経済成長期には良好な住環境を求めて大阪等から多くの人々が移り住み、住宅都市としてのより一層の発展をみせてきました。

このように、六甲山系・北摂山系の山並みや甲山等を背景とし、山や川、海等に恵まれた自然環境を身近に感じられる緑豊かな住宅地のまちなみは、長年にわたって培われてきた文教住宅都市・西宮の象徴とも言える景観となっています。

③ 現在のわたしたちの「暮らし・営み」

→ 解説：1-6 ページ

駅前再開発や公園・緑地の整備、街路整備等の都市空間の整備や臨海部の埋め立て等と、それらに伴う拠点となる地区の景観整備が進められ、生活拠点としてのにぎわいのある駅前等の商業景観や臨海部等の産業景観が形成されてきました。

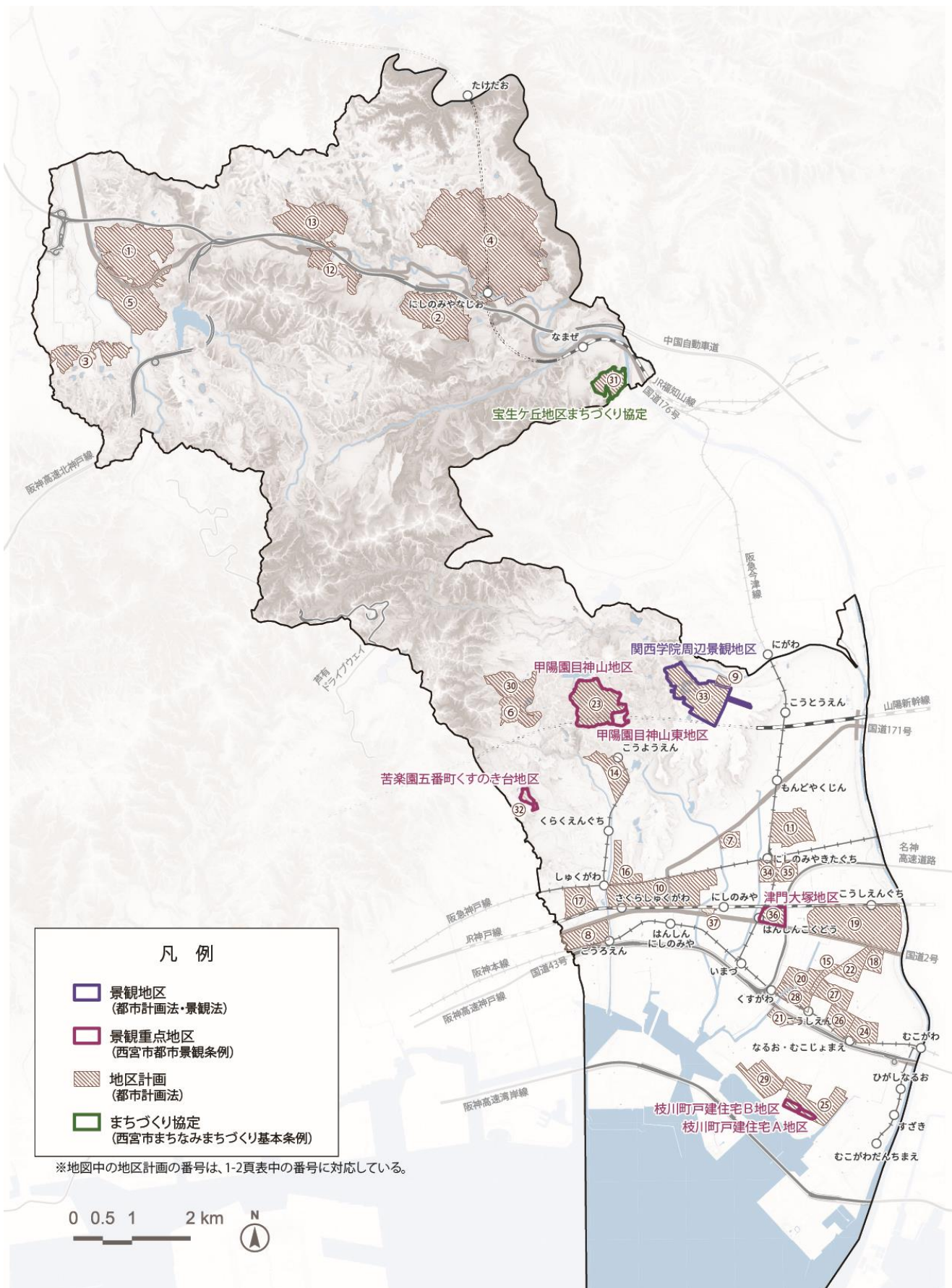
阪神・淡路大震災後の震災復興土地区画整理事業等により、震災復興と密集市街地の解消が進められるなかで、これまでの低層住宅の景観から中高層住宅の景観へと住宅景観が大きく変容してきました。このようななかで、住民提案による地区計画や都市景観条例に基づく景観重点地区等の制度を活用した地域特性にあわせた景観形成が数多く行われ、ゆとりと潤いある住宅地のまちなみや住環境の保全に寄与してきました。一方で、景観行政では、景観計画の策定や景観地区の指定、まちなみまちづくり基本条例の制定等、景観に関連する各種法制度を積極的に活用し、さらなる景観形成の推進を図ってきています。

このように、西宮市では、文教住宅都市として成熟しながら、それにふさわしい魅力的な景観がまもり、そだて、つくり出されてきています。

● 地域特性をいかした景観形成のための地区指定等

制度	地区	地区数		
景観地区 (都市計画法・景観法)	・ 関西学院周辺景観地区	1 地区		
景観重点地区 (西宮市都市景観条例)	・ 甲陽園目神山地区 ・ 津門大塚地区 ・ 枝川町戸建住宅 B 地区	6 地区		
地区計画 (都市計画法)	①北六甲台地区 ④名塩ニュータウン地区 ⑦大畑地区 ⑩安井地区 ⑬西宮名塩さくら台地区 ⑯夙川駅北東地区 ⑲甲子園口地区 ⑳甲子園二・三番地区 ㉑甲子園団地 ㉒甲子園浦風地区 ㉓宝生ヶ丘地区 ㉔関西学院周辺地区 ㉕津門大塚地区	②名塩南台地区 ⑤上山口・丸山地区 ⑧森具地区 ⑪西宮北口駅北東地区 ⑭若江・神園地区 ⑰夙川霞・松園地区 ⑳甲子園浜田地区 ㉑甲陽園目神山地区 ㉒上鳴尾地区 ㉓浜甲子園地区 ㉔苦楽園五番町くすのき台地区 ㉕西宮北口駅南地区 ㉖ J R 西宮駅南西地区	③すみれ台地区 ⑥剣谷地区 ⑨仁川五ヶ山地区 ⑫名塩平成台地区 ⑮甲子園三保地区 ⑯甲子園一番地区 ㉑甲子園洲島地区 ㉒里中地区 ㉓甲子園五番・花園地区 ㉔鷺林寺南地区 ㉕西宮北口駅南東地区	37 地区
まちづくり協定 (西宮市まちなみまちづくり基本条例)	・ 宝生ヶ丘地区	1 地区		

● 地域特性をいかした景観形成のための地区指定等（位置図）



基盤となる豊かな「自然」

● 背景となる六甲山系・北摂山系の山並み

- ・六甲山系の山並みは、市域南部の各地域の景観の背景となり、住宅地では、石積みや生垣・庭木と一体となって緑豊かな住宅地のまちなみを演出し、道路や河川では緑のアイストップとなっています。
- ・河川敷緑地や公園、農地等と連なって緑豊かな自然景観を創出しています。
- ・市域北部は、周囲を六甲山系と北摂山系の山々に囲まれた盆地状・谷筋状の地形により、山並みを背景とした緑豊かな景観が広がっています。



西宮浜から甲山・六甲山系を望む

● ランドマークとなる甲山・丸山

- ・市域南部の多くの地域から、甲山の美しい山容を眺めることができ、西宮市の景観を特徴づけるランドマークとなっています。
- ・関西学院大学の時計台への眺めは、甲山を背景に取り入れ、より一層魅力的なものとなっています。
- ・市域北部の山口地区では、かつて山口氏が丸山城を築いた丸山がランドマークとなっています。



甲山を背景に取り入れた関西学院大学時計台

● 景観の軸となる河川・海辺

- ・市域南部を大阪湾へと注ぐ武庫川や夙川等、市域北部の山間を縫うように流れる船坂川、名塩川等の河川は、うるおいを与える水辺景観をつくり出すとともに、景観の軸となっています。
- ・特に夙川や武庫川の河川敷のマツやサクラの並木は、帯状に連なって緑の軸をつくりだしています。
- ・臨海部は、大阪湾を取り囲む広域的な臨海軸の一部をなすとともに、阪神間では数少ない自然海浜が残る御前浜・甲子園浜では、多くの野鳥が飛来する風景も見られます。



夙川河川敷緑地と甲山

● 快適な都市景観をつくりだす市街地内の多様な緑

- ・山や海といった景観の骨格となる自然・緑地に囲まれた市街地には、社寺林や住宅地の庭木や生垣、文教施設の樹林、公園緑地や街路樹、農地等の多様な緑がゆとりとうるおいのある快適な都市景観をつくり出しています。
- ・特に西宮神社や広田神社、越木岩神社等の社寺林は、地区のランドマークにもなっています。



西宮神社の社寺林

受け継がれてきた「歴史・文化」

● 緑豊かな住宅地・文教施設

- ・近代以降、鉄道網の整備に伴い、山麓を中心に鉄道沿線では郊外型の娯楽施設や住宅開発が盛んに進められ、実業家や芸術家、文化人等の多くの人々が移り住み、「阪神間モダニズム」と呼ばれる芸術・文化・生活様式が開花しました。
- ・初期に開発された郊外住宅地に見られる石積みや生垣・庭木が連なる緑豊かな住宅地景観は、現在も西宮市を象徴する景観となっています。それらと併行して周辺地域でも区画整理が進められ、西宮市街の骨格となる住宅景観も形成されてきました。
- ・昭和初期には、上ヶ原に関西学院が、岡田山に神戸女学院が移転し、近代洋風建築からなる校舎群が独特の景観を形づくっています。
- ・武庫川女子大学や聖和大学、大手前大学等の多くの文教施設が西宮市に移転・開校し、10の大学・短大が位置する文教都市が形成されました。
- ・その後も、北部の自然に囲まれた住宅地、南部の丘陵地を中心とした低層住宅地、臨海部の高層住宅地等の開発が進められ、豊かな自然や歴史的背景の中で育まれた特徴ある住宅地の景観が形成されてきました。



石積み・生垣・庭木が連なる家並み



神戸女学院の緑豊かな樹林

● 重層的な歴史を感じられる旧集落、歴史的建造物、寺社等

- ・古くから西国街道や中国街道、湯山街道（有馬街道）、三田街道等の街道・古道が通る交通の要衝であり、それらの道筋や寺社の門前等を中心に数多くの集落が営まれました。
- ・広大な住宅市街地の中にも、古くからの集落や歴史的な建造物、寺社等が残り、地域の景観のアクセントになるとともに、背後にある歴史・文化の物語を感じることができる重層的な景観をつくり出しています。



船坂の旧集落景観

● 歴史的な風致を感じられる祭り・行事や産業

- ・市内各地の旧集落では、農林漁業や酒造、名塩紙等の地場産業を育んできました。
- ・古くから伝わる祭りや行事は、ハレの景観をつくり出し、旧集落や寺社等の歴史的建造物と一体となって歴史的な風致を感じることができます。



生瀬皇太神社の秋祭り

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

● 景観資源の保全・形成

- ・ 景観の背景となる六甲山系の山林は、瀬戸内海国立公園六甲地域や風致地区に、市街地内の貴重な樹林等は景観樹林保護地区や天然記念物等に、臨海部の自然海浜は鳥獣保護区や生物保護地区に指定され、良好な自然景観の保全が図られています。
- ・ 山麓の住宅市街地は、風致地区や景観地区、景観重点地区等に指定して、緑豊かなまちなみ景観の保全・形成を図っています。
- ・ この他にも用途地域や高度地区等による良好な居住環境の形成に加え、景観重要建造物、都市景観形成建築物や保護樹木、文化財の指定等による個々の景観資源の保全等を図っています。
- ・ このように、西宮市の景観を特徴づける景観資源について、各種法制度を活用することで、現在の良好な景観の保全・形成に努めています。

● 景観づくりの核となる駅前や街路、公園緑地等の整備

- ・ 阪急西宮北口駅をはじめとする各駅前や主要幹線道路等の街路樹、市民の憩いの場となる公園緑地等の整備等、都市景観の拠点や緑景観の軸・拠点を形成しています。

● 社会経済活動を反映した商業景観・産業景観の形成

- ・ 駅前を中心とした商業地、周辺地域のための小規模な店舗による商業地、幹線道路沿道の商業地等では、賑わいと活気を感じられる景観が形成されています。
- ・ 南部市街地の内陸部に集積する酒造業や食品関連業、臨海部の埋立地や北部の山口地区の流通業等、各々の業務に特化した産業地の景観も形成されています。

● 市民等の日々の暮らしと景観形成活動

- ・ このように「自然」や「歴史・文化」を反映した都市空間を舞台に人々の暮らし、営みが繰り広げられ、生き生きとした景観が形成されています。
- ・ 市民の手による地区計画や建築協定等によるルールづくりや緑化活動等のまちづくり活動、さらには、活動団体等により各地域の景観資源の掘り起こしやマップづくり等の取り組みも進められています。これらの景観形成に関わる各種活動が、現在の西宮市の景観を形成する重要な要素となっています。



松山大学温山記念会館（旧新田長次郎邸）
【都市景観形成建築物】



阪急西宮北口駅前



臨海部の工場景観



甲陽園目神山地区まちづくり協議会

(2) 西宮市の景観特性 ～「にしのみや」らしい景観～

西宮市の景観は、山や川、海等の豊かな自然の恵みもとに、それらを景観の背景やランドマークとして、また、身近な自然として取り込みながら暮らしの場を築き、文化を育み、生き生きと暮らすなかで発展・成熟させてきた文教住宅都市の景観といえます。

そこには、石積みや生垣・庭木が連なる住宅地や緑豊かな文教施設をはじめとして、歴史的な旧集落や建造物、寺社、祭り・行事、地場産業等、各地域の自然、歴史・文化の特色を反映したさまざまな景観要素が相互に関係し合い、多様な個性をもつ景観が散りばめられていることが特徴となっています。

このことから、西宮市の景観特性（「にしのみや」らしい景観）は、次の3点に整理できます。

① 豊かな自然景観

夙川や武庫川等の帯状に連なる緑の軸や、六甲山系等の山並みや甲山への眺め等は、山から海に至る一体的な景観を創り出しています。また、それらの自然は、豊かな動植物を育み、四季の移ろいを感じることができるとともに、人々が集い、憩い、市民のみならず多くの人から愛される場となっています。

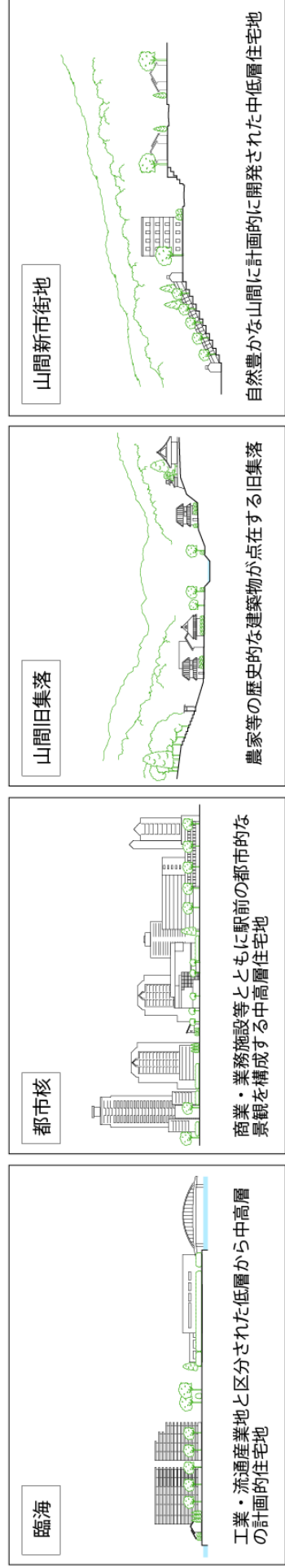
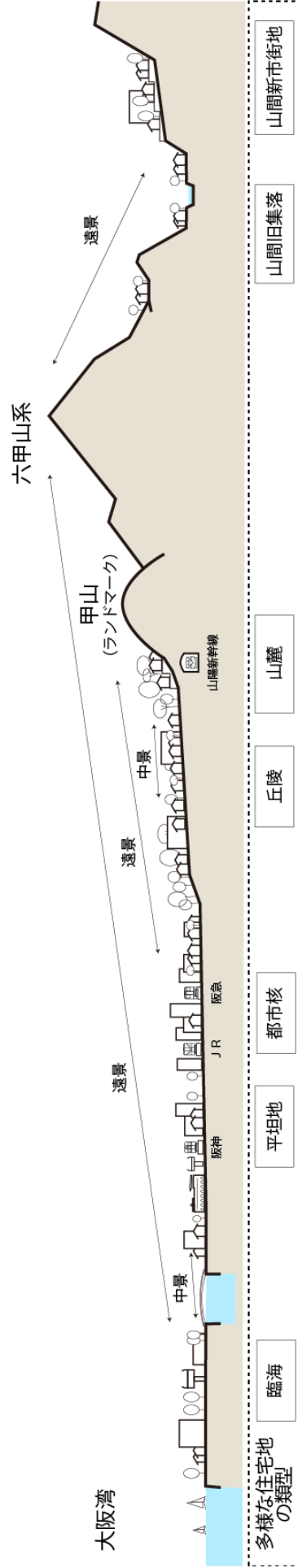
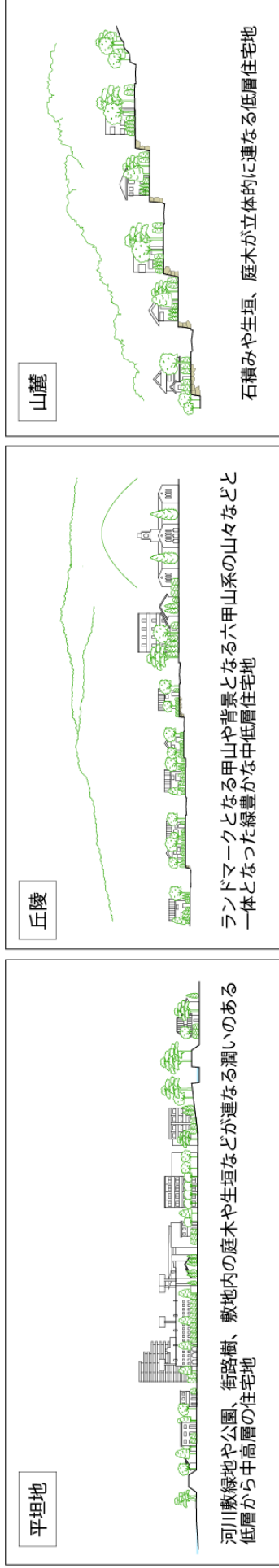
② 潤いと落ち着きある緑豊かな住宅景観

豊かな自然との調和がもたらす潤いや落ち着き、「阪神間モダニズム」に代表される高い文化性や都市の風格は、居住や教育に適した住みよい環境・景観を創り上げています。その魅力は、多くの人や企業、大学を呼び込んで豊かな文化的活動を生み出し、さらなる魅力的な景観を創り出し続けています。

③ 多様な地域景観

西宮市には歴史的な旧集落や近代以降の住宅開発地等、各地域の歴史・文化を反映したさまざまな住宅地の景観が広がっています。また、そのなかには生活拠点としてのにぎわいのある駅前等の商業景観や臨海部等の産業景観等も形成されており、基盤となる自然景観や住宅景観のうえに、多様な地域特性が散りばめられた景観が創り出されています。

● 西宮市の景観特性（断面構成と多様な住宅地）



● 西宮市の景観特性図



(3) 西宮市の景観の課題と取り組みの方向性

① 「にしのみや」らしい住宅景観の形成

【課題】

- ・宅地の細分化が進む中、石積みや生垣・庭木が連なる「にしのみや」らしさを感じられる歴史ある住宅景観が失われつつあります。
- ・建築物の中高層化や産業地の土地利用転換が進む中で、中高層住宅と低層住宅や産業施設等が混在したまともに欠ける住宅景観も見られるようになっています。
- ・新たに建てられる低層住宅や中高層住宅の中には、これまで積み重ねられてきた地域の特性が尊重されず、全国一律の量産的な形態・意匠・色彩や外構デザインが用いられるものも多く、地域の景観に対する誇りや愛着の形成に結びつかない無性格なまちなみが創り出されてきています。

【方向性】

- ・歴史ある緑豊かで良好な住宅景観を保全するとともに、「にしのみや」らしい住宅景観のイメージを共有し、文教住宅都市の基盤となる住宅景観の質を高めていくことが求められます。

② 市民の誇りや愛着の拠り所となる景観資源の保全

【課題】

- ・大規模かつ高層化した建築物等によって、市街地や旧集落から六甲山系・北摂山系の山並みや甲山等を美しく眺められる場所も少なくなってきました。
- ・多くの場所から眺められる対象にもなる丘陵・山麓部等では、豊かな自然景観を形成していた樹林・緑地等が減少しつつあります。
- ・社会背景等の変化から、地域の景観のシンボルとなる歴史的な建築物が存続の危機に瀕し、中には取り壊され、歴史や文化の趣が失われてしまった旧集落や通りも見られます。

【方向性】

- ・山や川、樹林、眺め、歴史的建築物やまちなみ等の景観資源を再認識し、大切に守るとともに、その魅力を引き出しながら、市民にとって誇りや愛着が持てる個性的な景観をつくり育てていくことが求められます。

③ 都市空間を構成するあらゆる要素間の調和を通じた秩序ある景観の形成

【課題】

- ・商業地や幹線道路の沿道を中心に、派手な色彩の建築物や屋外広告物、過剰な照明等が用いられ、連続性を感じさせる形態や意匠に乏しく、雑然とした印象を与えるところも見られます。
- ・産業地では、緑も乏しく、機能性を重視した大規模で無表情な潤いに欠ける景観も見られ、住宅地では、周辺との連続性に欠ける建築物や外構が良好な住宅景観に影響している場所も見られます。
- ・道路や鉄道の高架等の巨大な構造物や太陽光発電施設等が景観に影響を及ぼしている地域も見られます。

- ・都市の賑わいや機能性、利便性、環境性等を享受できる反面、景観を構成する各要素間の調整を要する事例も多くなっています。

【方向性】

- ・都市空間のあらゆる要素が目に見える景観の構成要素となっていることを認識し、周辺の景観との調和に配慮した規模や配置、形態・意匠・色彩・材料等の採用や植栽等により、修景措置を講じつつ、さまざまな景観要素間の調和を図って一定の秩序ある景観を形成していくことにより、都市機能の充実と景観形成の調整を図ることが求められます。
- ・景観は時間によっても変化し、配慮すべきことも変わるということを認識し、昼間景観だけでなく良好な夜間景観の形成も求められます。

④ 公共空間等の質の高い景観整備

【課題】

- ・西宮市の景観の骨格となる道路や河川、また景観づくりの核となる駅前や市街地の緑景観の拠点となる公園・緑地等の公共施設や公共空間について、街路樹の整備や護岸整備、再開発等に伴う景観形成が図られているものの、一部では雑然とした景観や地域特性をいかしきれていない景観のまま残されているものも見られます。

【方向性】

- ・公共施設や公共空間等の景観は、市民等の景観に対する意識啓発を促す役割を果たすと同時に、地区の景観の顔にもなる重要な役割を担うことから、継続的に質の高い景観整備を推進していくことが求められます。
- ・それらは周辺の建築物や土地利用等と一体となっはじめて良好な景観が形成されることから、市民等の意見を聞きながら、市民や行政をはじめとした関係する各主体が景観形成のあり方を共有して取り組んでいくことが求められます。

⑤ 市民等による景観形成活動のさらなる展開

【課題】

- ・現在も市民等による各種景観形成活動が展開されていますが、それらは一部の市民等に限定されています。景観形成について多くの方々に興味や関心を持っていただく必要があります。

【方向性】

- ・行政では、景観に対する意識啓発のための各種施策を展開していくとともに、景観づくりの拠点となる公共空間等の整備やモデル地区の景観形成による目に見える事例づくり、さらには、景観形成活動に対する支援制度の拡充の検討等を行いながら、市民や事業者ひとりひとりが景観を意識するための取り組みのきっかけづくりや継続的な取り組みの推進を図っていくことが求められます。
- ・文教住宅都市としての西宮市の特徴をいかし、学校教育と連携した子ども達への景観教育や景観づくりの活動、大学や企業等と連携した景観形成活動等、多角的な視点からさまざまな主体が連携しながら景観形成活動の展開を図ることが求められます。

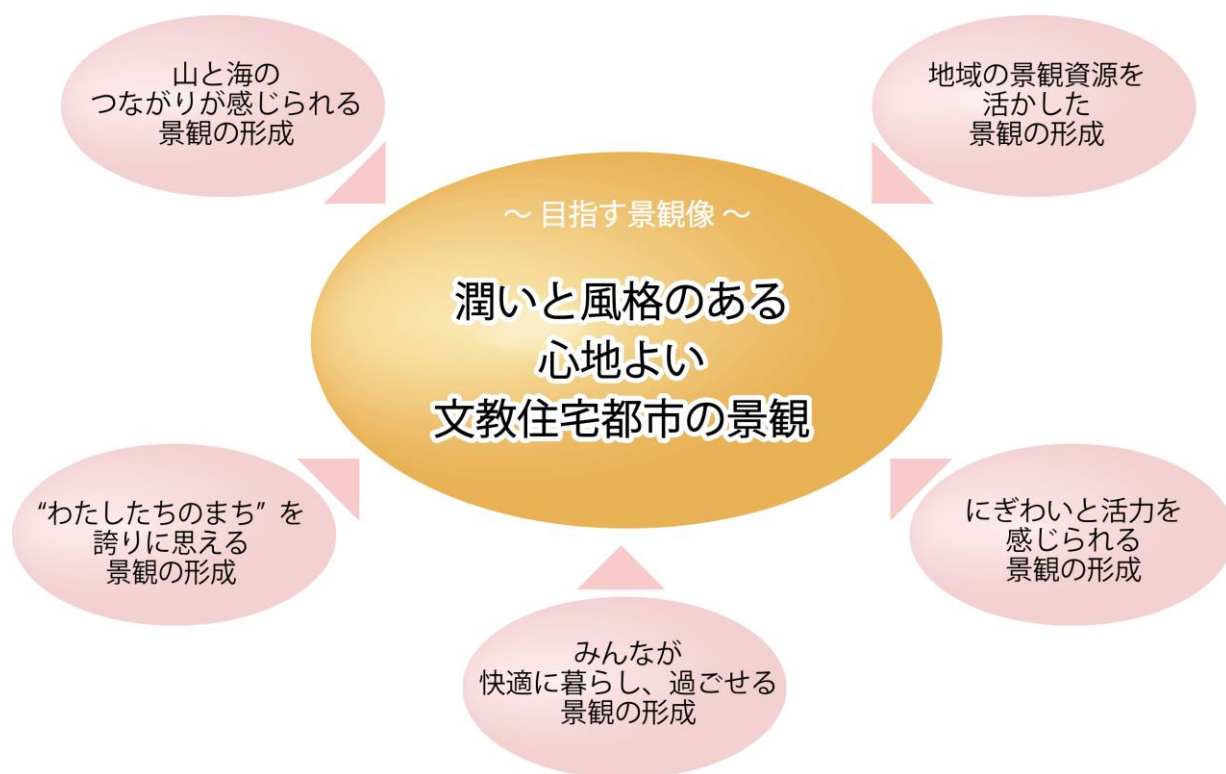
(1) 目指す景観像

西宮市の景観のポテンシャルを引き出し、「にしのみや」らしい景観を維持・向上するとともに、現在抱えている景観の課題を解決して、美しく、生き生きとした景観を形成していくことが求められます。

このためには、「山と海のつながりが感じられる景観の形成」、「わたしたちのまち」を誇りに思える景観の形成、「地域の景観資源をいかした景観の形成」、「にぎわいと活力を感じられる景観の形成」、「みんなが快適に暮らし過ごせる景観の形成」がポイントであり、これらの各景観の形成を通じて、文教住宅都市宣言に掲げる「憩いと安住の地」にふさわしい景観を育み、西宮市まちなみまちづくり基本条例に示す基本理念の具現化に取り組んでいくこととします。

そこで、西宮市が目指す景観像を「潤いと風格のある 心地よい 文教住宅都市の景観」と設定します。

● 西宮市が目指す景観像



西宮市まちなみ・まちづくり基本条例（抜粋）

第1条 基本理念

本市におけるまちづくりは、文教住宅都市宣言に基づき、人々に憩いと安住の地を提供する上質な住宅都市であり続けるために、恵まれた自然、歴史、文化、教育環境等をいかし、周辺のまちなみや環境と調和した美しいまちの実現を目指すことを基本とする。

(2) 景観形成の基本方針

目指す景観像を具現化するため、次の5つの基本方針を設定します。

基本方針1 山と海のつながりが感じられる景観の形成

- 山間（やまあい）ー山麓・丘陵ー平坦地ー臨海という、それぞれの地勢を反映した景観づくりを進めることにより、西宮市の山から海へと至るコンパクトにまとまる地形構造を感じられる景観を創出します。
- ランドマークとなる甲山や丸山への眺めや背景となる六甲山系・北摂山系の山並み、武庫川や夙川等の河川、主要な幹線道路や鉄道等、複数の地域を視覚的・空間的に結びつける要素のつながりのある緑豊かな景観を保全し、遠景として一体感と潤いを感じられる景観を形成します。

※特に関係する景観の特徴、課題を示す。
各番号はそれぞれ次のページを参照
・「にしのみや」らしい景観 → 1-7 ページ
・景観の課題 → 1-10～1-11 ページ

「にしのみや」らしい景観				
①	②	③		
景観の課題				
①	②	③	④	⑤



基本方針2 “わたしたちのまち”を誇りに思える景観の形成

- 西宮の景観を象徴し、市民の心を結びつける甲山や夙川等を大切にしたい景観形成を推進し、“わたしたちのまち”西宮への誇りと愛着を育みます。
- 現在に受け継がれる緑豊かな住宅景観を保全し、そこにみられる長年にわたって培われてきた景観形成の**手法も継承して**、潤いと風格を感じられる住み良いまちとして誇りに思える景観を形成します。

「にしのみや」らしい景観				
①	②	③		
景観の課題				
①	②	③	④	⑤



基本方針3 地域の景観資源をいかした景観の形成

- 自然や歴史・文化等が創り出す地域固有の景観資源を手掛かりに、景観を構成する各要素の調整を図ることで、豊かな地域性を感じられる文教住宅都市の景観を形成します。
- 各地域の住民が主体となって、景観資源の保全・活用に取り組むことで、人と人がつながる良好な居住環境づくりや生き生きとした地域づくりに結び付けます。

「にしのみや」らしい景観				
①	②	③		
景観の課題				
①	②	③	④	⑤



基本方針4 にぎわいと活力を感じられる景観の形成

- 文教住宅景観を基盤とした上で、駅前や沿道のにぎわいのある商業景観、臨海部・内陸部の活力を感じられる産業景観等の多様な景観との調和を図り、文教住宅都市としてのまとまりのある景観を形成します。
- 駅前等の地域の中心となる区域では、にぎわいのなかにも秩序を感じられる質の高い景観の形成を進め、地域の景観の顔となり、景観形成の拠点となる景観を形成します。



基本方針5 みんなが快適に暮らし過ごせる景観の形成

- 文教住宅都市として、居住や教育に適した住みよい環境を守り、育み、多くの人々に“住みたい”、“住み続けたい”と思われるような魅力的な景観を形成します。
- 西宮を生活の場とするさまざまな主体による日々の暮らし、営みが、生き生きと輝いて見える舞台となる景観を形成します。



(3) 景観構造の考え方

「①景観ゾーン・景観エリア」、「②景観軸」、「③景観核・景観拠点」、「④眺望ポイント」の4つの構成要素をもとに目指す景観像を実現するための「西宮市の景観構造」を1-20 ページ及び1-21 ページのとおり設定します。

それぞれの構成要素の設定の考え方は次のとおりです。なお、(4) から (7) において、構成要素ごとに、建築行為等、景観形成の取組にあたって参照すべき景観形成の方向性を示します。

① 景観ゾーン・景観エリア

【設定目的】

「景観ゾーン」は、山間ー山麓・丘陵ー平坦地ー臨海という4つの地勢ごとに、土地利用等を越えたまとまりのある景観形成を進めることにより、西宮市の山から海へと至る地形的な特徴を感じられる景観を創り出すために設定します。

一方で、景観形成にあたって配慮すべき事項は、建てられる建築物等の用途や高さ、規模等によって大きく異なります。したがって、土地利用等が類似する区域ごとに景観形成の配慮事項を示すことで、土地利用等に応じた景観への適切な配慮を促すために「景観エリア」を設定します。

【設定方法】

「景観ゾーン」は、「山間」、「山麓・丘陵」、「平坦地」、「臨海」の4つの地勢を、それぞれ「山間景観ゾーン」、「山麓・丘陵景観ゾーン」、「平坦地景観ゾーン」、「臨海景観ゾーン」に設定します。各景観ゾーンの境界は、都市レベルの景観の骨格をつくる地形地物（稜線や崖線、道路等）を境界として設定します。

「景観エリア」は、都市計画法に基づく市街化区域・市街化調整区域の区域区分、用途地域、風致地区、地区計画の指定状況をもとに、『西宮市都市計画マスタープラン』における土地利用方針との整合を図りつつ、「自然景観エリア」、「集落景観エリア」、「低層住宅景観エリア」、「中低層住宅景観エリア」、「都市型住宅景観エリア」、「商業景観エリア」、「産業・住宅景観エリア」、「流通産業景観エリア」、「沿道商業景観エリア」の9つの景観エリアを設定します。

「景観ゾーン」と「景観エリア」の関係

地形的なまとまりに基づく「景観ゾーン」のなかに、土地利用等に応じて「景観エリア」を設定します。

異なる景観ゾーンにも、同じ名称の景観エリアを設定しますが、前提となる景観形成の基本的な方向性は、各景観エリアが属する景観ゾーンに従います。

※例えば、「景観ゾーンB／景観エリア③」では、景観ゾーンBの「景観形成の基本的な方向性」を前提とした上で、景観エリア③の「景観形成の基本的な方向性」に留意する必要があります。

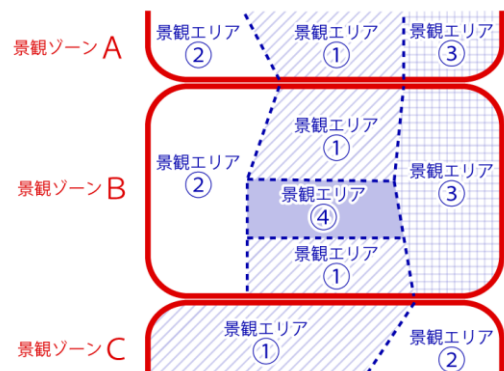
● 設定イメージ・模式図

景観ゾーン

西宮市の地形的な特徴を感じられるまとまりのある景観形成のために設定します。

景観エリア

土地利用等に応じた景観への適切な配慮を促すために設定します。



● 景観ゾーンの設定

区分	概要	おおむねの境界
山間景観ゾーン	保全緑地・共生緑地等の山林・樹林と、それらに囲まれた旧集落や住宅開発地等が織りなす豊かな自然景観を呈する区域	地形（稜線）
山麓・丘陵景観ゾーン	背景となる山林・樹林と斜面地の緑や石積みが創り出す立体的で奥行きのある緑豊かな住宅景観を呈する区域	
平坦地景観ゾーン	交通網の集積を背景に、住宅地を基盤としながらも、商業・業務、産業等のさまざまな用途が展開する都市的な景観を呈する区域	地形（崖線）
臨海景観ゾーン	海を感じることができる住宅景観・産業景観を呈する区域	臨港線

● 景観エリアの設定

区分	概要	対象とする区域
自然景観エリア	山林・樹林等の自然緑地による自然景観を主とする区域	市街化調整区域
集落景観エリア	古くからの旧農村集落の佇まいを残す景観を主とする区域	用途地域が1低専、2低専の区域のうち、『西宮市都市計画マスタープラン』における土地利用方針で「農住共存地」とする区域
低層住宅景観エリア	住宅地のうち、低層住宅による住宅景観を主とする区域	用途地域が1低専、2低専の区域、及び風致地区（市街化調整区域を除く）
中低層住宅景観エリア	住宅地のうち、中低層住宅による住宅景観を主とする区域	用途地域が1中高、2中高、1住居、2住居、準住居の区域
都市型住宅景観エリア	駅及び商業地周辺に広がる中低層住宅景観を主とする区域	用途地域が1中高、2中高、1住居、2住居、準住居の区域のうち、『西宮市都市計画マスタープラン』における土地利用方針で「都市型住宅地」とする区域
商業景観エリア	駅周辺等の都市・地域の中心となる商業業務景観を主とする区域	用途地域が商業、近商の区域
産業・住宅景観エリア	産業施設と住宅が共存する景観を主とする区域	用途地域が工業、準工の区域のうち、駅前や『西宮市都市計画マスタープラン』における土地利用方針で「歴史的産業地」とする区域等
流通産業景観エリア	産業団地等の流通産業施設による景観を主とする区域	用途地域が工業、準工の区域のうち、流通業務地並びに埋立地・臨海地の区域等
沿道商業景観エリア	国道沿道の商業業務景観を主とする区域	用途地域が商業、近商、工業、準工、2住居、準住居の区域のうち、国道沿道の区域

● 景観ゾーンと景観エリアの対応

景観ゾーン \ 景観エリア	自然景観エリア	集落景観エリア	低層住宅景観エリア	中低層住宅景観エリア	都市型住宅景観エリア	商業景観エリア	産業・住宅景観エリア	流通産業景観エリア	沿道商業景観エリア
山間景観ゾーン	○	○	○	○		○		○	○
山麓・丘陵景観ゾーン	○		○	○		○			
平坦地景観ゾーン			○	○	○	○	○		○
臨海景観ゾーン				○		○	○	○	

② 景観軸

【設定目的】

河川や道路、山並み、海岸線等の線状・帯状に連なって都市の骨格（フレーム）となる景観要素について、市域内の各景観ゾーンや近隣都市とのつながりを感じられる景観形成、並木や建築物等が創り出す奥行きを感じられる景観形成、眺めや連続的な移り変わりに配慮した景観形成を図ることで、都市の魅力の向上に取り組むために設定します。

【設定方法】

特に多くの人々が目にし、西宮の景観イメージを形成する河川、道路、山並み、海岸線を対象に「河川軸」、「道路軸」、「山並み軸」、「海岸軸」の4種類の景観軸を設定します。

● 景観軸（都市景観軸）の設定

区分	概要	対象	
河川軸	河川及び河川沿いの緑がつくる豊かな自然景観の連なりと、上下流方向への広がりのある眺めを創り出す軸	『西宮市都市計画マスタープラン・まちづくり方針図』の水と緑の軸の河川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武庫川 ・ 新川 ・ 東川 ・ 津門川 ・ 夙川 ・ 仁川 ・ 太多田川 ・ 名塩川 ・ 船坂川 ・ 有馬川
道路軸	軸方向への眺めを創り出す軸であり、沿道の建築物や樹木等が一体となって移り変わり、つながりを感じられる景観形成を図る軸	『西宮市都市計画マスタープラン・都市空間整備方針図』の都市軸（広域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 2 号 ・ 国道 43 号 ・ 札幌筋線・国道 171 号 ・ 国道 176 号 ・ 主要地方道大沢西宮線
山並み軸	市街地や旧集落の景観の背景となる山並み・稜線の軸	『西宮市都市計画マスタープラン・まちづくり方針図』の水と緑の軸の山系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六甲山系 ・ 北摂山系
海岸軸	大阪湾の臨海部に連なる埋立地による住宅・産業景観の軸	『西宮市都市計画マスタープラン・まちづくり方針図』の水と緑の軸の海辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨海地域

また、地域ごとの景観軸を地域別構想で位置付け、それらをいかした景観の骨格形成を図ります。

③ 景観核・景観拠点

【設定目的】

景観形成にあたって常に配慮されるべき核となる資源や地域の顔になる地区、参考にされるべきモデル的な景観の形成を図る地区を景観核・景観拠点とし、**市民にとって誇りや愛着が持てる個性的な景観の形成**や西宮らしい文教住宅景観の波及を促すために設定します。

【設定方法】

市内各地域から眺められるような西宮の豊かな自然を象徴する山を景観核（ランドマーク）に設定します。

市内外の多くの人々が利用する鉄道駅周辺地区や地域の中心地区、文教住宅都市としてのモデルとなる住宅地や文教施設を景観拠点に設定します。

● 景観核・景観拠点の設定

区分		概要	対象	
景観核	ランドマーク	市内各地域から眺められ、西宮の豊かな自然を象徴する美しい山容を呈する山	『西宮市都市計画マスタープラン』（景観特性図）のランドマーク	・ 甲山 ・ 丸山
景観拠点	地域の中心地	市内外の多くの人々が利用する鉄道駅周辺地区等、都市・地域の顔となる地区	『西宮市都市計画マスタープラン』（まちづくり方針図）の「都市核」「地域核」	・ 阪急西宮北口駅周辺 ・ 阪神西宮駅・JR西宮駅周辺 ・ 阪急今津駅・阪神今津駅周辺 ・ 阪急夙川駅周辺 ・ 阪急苦楽園口駅周辺 ・ 阪神甲子園駅周辺 ・ JR甲子園口駅周辺 ・ 阪急甲東園駅周辺 ・ JR西宮名塩駅周辺 ・ 国道176号沿道から山口センターの地域
	モデルとなる住宅地	石積みや生垣・庭木が連なり、西宮の住宅景観のモデルとなる住宅地	西宮市都市景観形成基本計画（1989計画）の都市景観類型「住宅景観」のうち歴史ある住宅開発地	・ 甲陽園 ・ 苦楽園 ・ 鷲林寺南町・剣谷町 ・ 殿山町・雲井町 ・ 南郷町・名次町 ・ 上甲東園
	緑豊かな 文教地	文教都市を象徴する 緑豊かな大規模 文教施設	『第5次西宮市総合計画』に示す文教拠点等	・ 関西学院大学 ・ 神戸女学院大学 ・ 武庫川女子大学 ・ 大手前大学

また、地域ごとの景観拠点を地域別構想で位置付け、それらをいかした景観の骨格形成を図ります。

④ 眺望ポイント

【設定目的】

眺望景観は、多くの人々が西宮市の景観特性を理解・共有し、都市イメージの形成や発信につながり得るものです。したがって、建築物・工作物・屋外広告物等を眺望景観に配慮したものへと誘導し、眺望景観の保全・形成を図るとともに、良好な眺望景観を積極的に市内外に発信し、西宮市の都市イメージの向上や景観に対する意識啓発等を図るために設定します。

【設定方法】

西宮市の景観特性を感じることができる眺望景観の視点場（公共の空間や施設（寺社境内を含む）に位置するものに限る）を「眺望ポイント」と設定します。なお、眺望ポイントについては、今後も、市民等や活動団体等からの提案に基づいて追加を検討します。

● 眺望ポイントの設定

	対象			
眺望ポイント	橋・道路	・西宮大橋 ・浜夙川橋	・甲子園浜橋 ・武庫大橋	・阪神高速湾岸線 ・学園花通り
	鉄道	・阪神本線（西宮駅以西区間）		
	公園・緑地	・甲山森林公園（展望台）	・西宮浜総合公園	
	寺社	・神呪寺		

また、地域ごとの眺望ポイントを地域別構想で位置付け、それらをいかした景観の骨格形成を図ります。

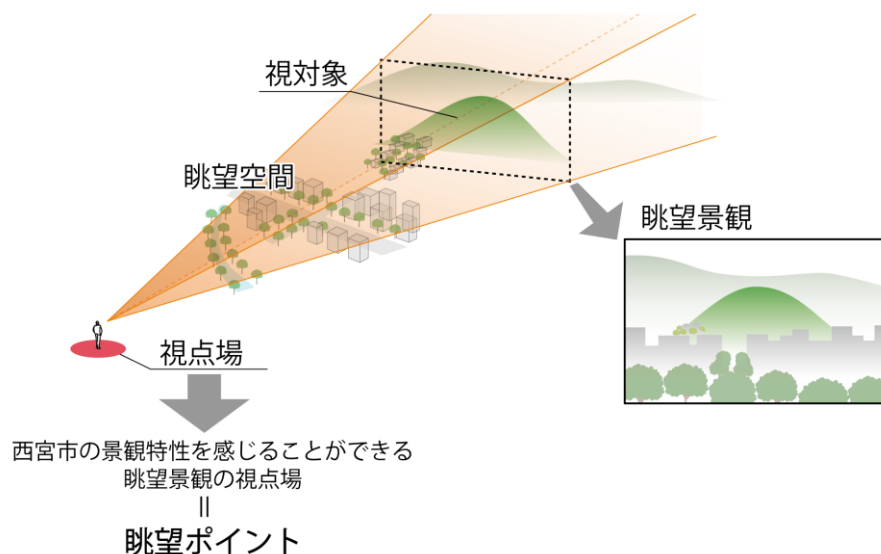
眺望景観の構成と「眺望ポイント」

視 点 場：視点（見る人）が位置する場所。

視 対 象：視点場からの眺めの対象物

眺望空間：視対象の前景及び背景等、視点場から特定の視対象を眺める時に視界に入る空間

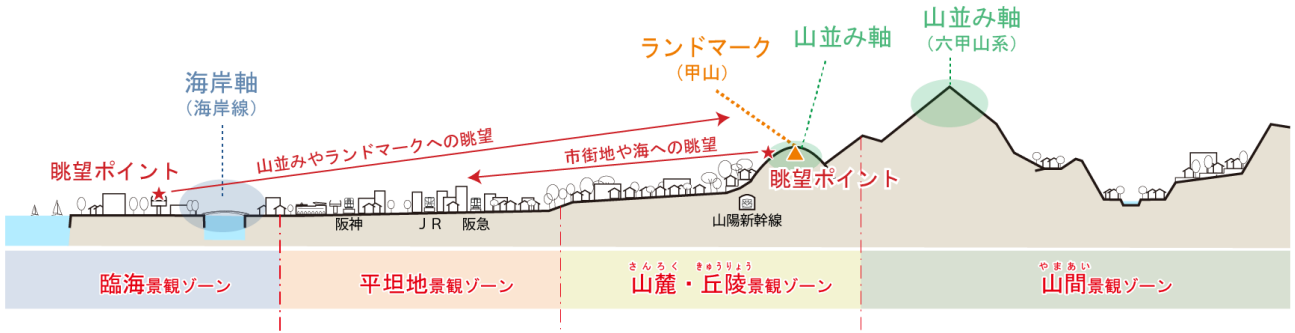
眺望ポイント：ランドマークを望む等、西宮市の景観特性を感じることができる代表的な眺望景観の視点場



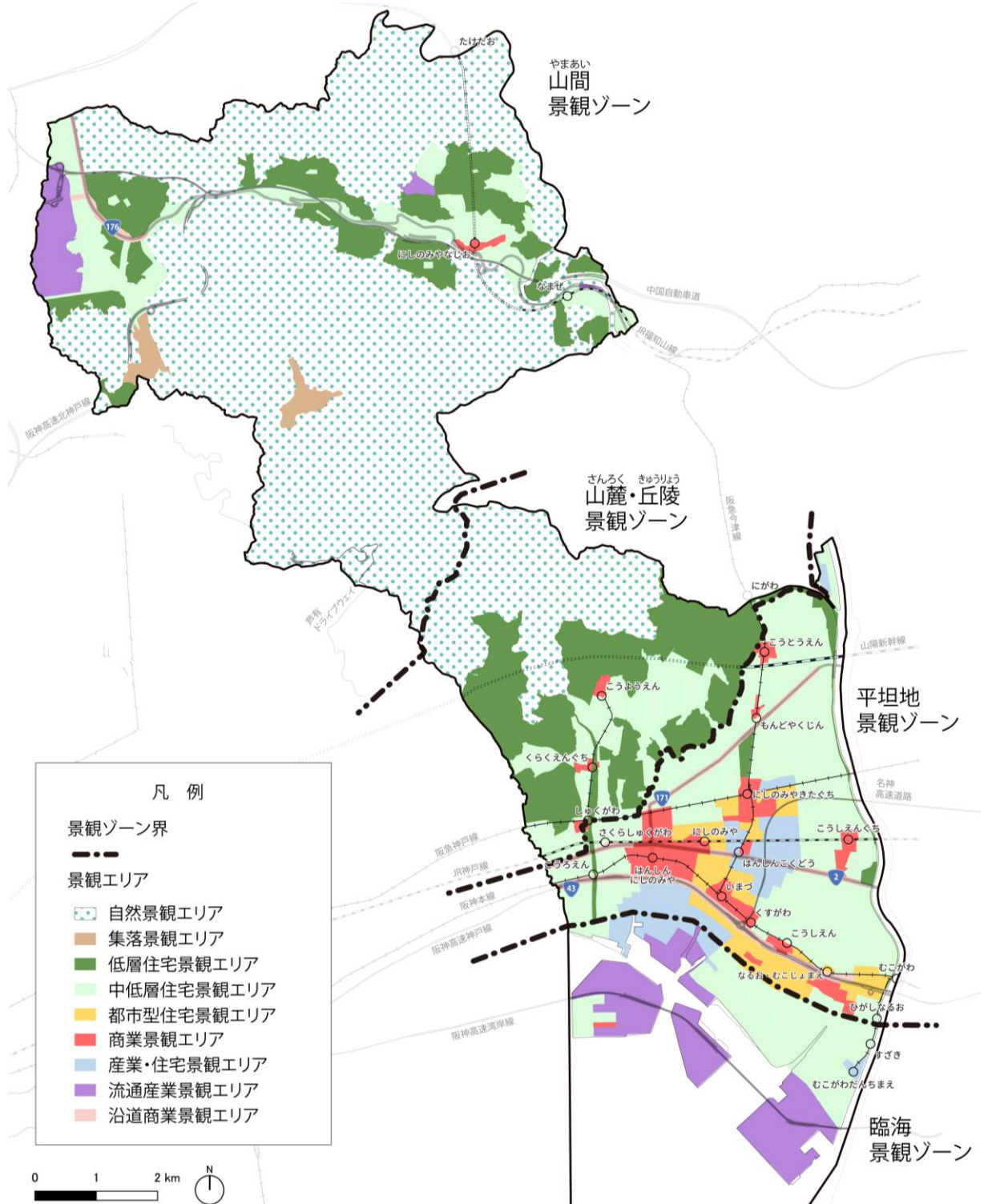
● 西宮市の景観構造



● 西宮市の景観構造（断面構成）



● 西宮市の景観構造（景観エリア）



(4) 景観ゾーン・景観エリアの景観形成の考え方

山間景観ゾーン

■ 景観形成の基本的な方向性

周囲を取り巻く豊かな自然と調和した景観の形成

景観の背景となる美しい山並みや、四季の移ろいや多様な生物を身近に感じることができ
る山林、樹林、河川、農地等の自然と、**旧**集落や住宅地、産業団地等が調和した緑豊かな自
然景観の形成を図ります。

山麓・丘陵景観ゾーン

■ 景観形成の基本的な方向性

緑が連なり市街地から美しく眺められる景観の形成

坂や丘等の起伏に富んだ地形をいかし、庭木や生垣、斜面緑地等の豊かな緑が立体的に広
がる景観を形成するとともに、背景となる六甲山系の山並みと一体となって緑が連なる美し
い眺めを形成します。

平坦地景観ゾーン

■ 景観形成の基本的な方向性

多様な景観要素が調和してまとまる景観の形成

季節感あふれる豊かな緑や建築物等の配置・規模、形態・意匠・色彩等の調整を通じて、
さまざまな土地利用と、そこにみられる多様な景観要素の相互の調和を図り、それぞれの地
区の個性に応じてまとまりつつも、山と海をつなぐ潤いある統一感を感じられる景観を形成
します。

臨海景観ゾーン

■ 景観形成の基本的な方向性

海とのつながりを感じられる景観の形成

海への眺めや海からの眺め、海岸線の眺めに配慮し、臨海部全体として海を意識した
統一感のある景観を形成するとともに、海へと緑がつながり、開放的で潤いのある景観
を形成します。



■ 景観形成の基本的な方向性

豊かな自然要素を守りいかした自然景観の形成

開発等による山林の伐採や無機質な工作物の建設等により、四季の移ろいや変化に富んだ自然景観の美しさを損ねてしまっているところも見られます。

山や川、樹林等により生み出される緑豊かな自然環境が常に主役となり、それを守りいかした景観を形成します。



金仙寺湖と畑山



武庫川溪谷



甲山森林公園



甲山



鷲林寺橋



座頭谷



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海



■ 景観形成の基本的な方向性

歴史を感じる穏やかで開放的な集落景観の形成

建築物の建て替えや土地利用の変化により、旧集落で受け継がれてきた空間構成や伝統的建造物等が失われ、歴史や趣のある集落景観が失われてきているところも見られます。

旧集落の伝統的な民家や空間構成を尊重しながら、周囲の田園や山並みと一体になって織りなす穏やかで開放的な集落景観を形成します。



船坂地区



船坂地区



船坂地区



船坂地区



山口町



山口町中野



中野地区



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海



■ 景観形成の基本的な方向性

うるおいと落ち着きある住宅景観の形成

建て替えや宅地の細分化等により、石積や生垣・庭木が失われ、ゆとりのない無機質で無表情な印象を与える住宅景観が増えつつあります。

背後の山並みや斜面緑地、河川等と、宅地の生垣や庭木が一体となって、緑とうるおいにあふれる空間を構成し、暮らしの場として心地よい、落ち着きのある住宅景観を形成します。



東山台



鷺林寺南町



一里山町



城山



奥畑



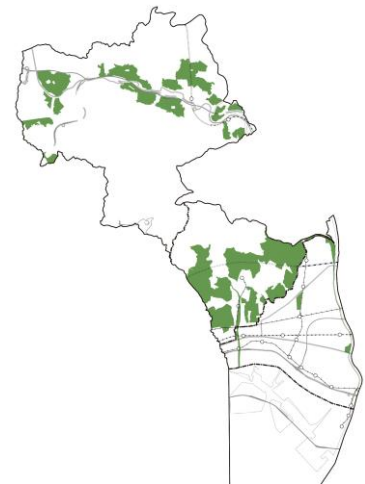
仁川町



上甲東園



甲風園



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海



■ 景観形成の基本的な方向性

うるおいと多様な暮らしが調和する住宅景観の形成

様々な規模の建築物が存在しているなか、比較的大きな建築物が、周辺に突出感や圧迫感を与え、まちを分断してしまっているところも見られます。また、山間、山麓・丘陵では斜面緑地等の地形の特性や自然景観を十分にいかせていないところも見られます。

背景となる山や海等の自然景観を守りいかすとともに、新たな緑の創出や、まちなみや周囲のスケール感に配慮することで、規模の異なる住宅が調和するうるおいのある住宅景観を形成します。



西宮名塩ニュータウン



東山台



塩瀬中央公園



高須町



浜甲子園団地



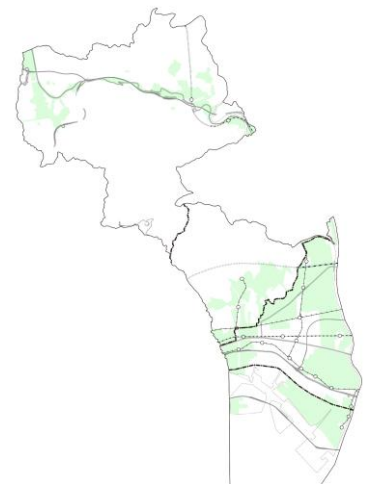
大社町



名塩新町



上甲東園



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海



■ 景観形成の基本的な方向性

明るく快適な市街地住宅景観の形成

低層から高層までの様々な規模や、様々な用途の建築物が混在し、それらの違いから景観的不調和を生じているところも見られます。また、周辺に自然がなく、通り沿いの緑も不足しているため、無機質で乾いた空間を形成しているところも見られます。

様々な用途や規模の建築物が、互いに配慮しながら共生し、新たな緑とゆとりを創出しあうことで、明るく快適な市街地住宅景観を形成します。



津門大塚町



両度町



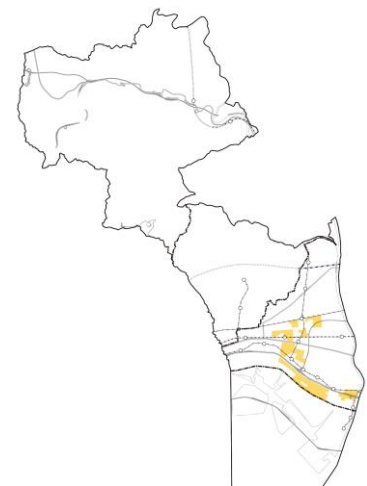
森下町



高松町



両度町



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海



■ 景観形成の基本的な方向性

地域の顔として賑わいと品格を感じる商業景観の形成

景観形成が賑わいに偏ることにより、派手な色彩の建築物や屋外広告物、過剰な照明等、景観阻害となるものが生じやすい環境にあり、まちの玄関口として、質が高く魅力的な景観形成が十分とは言えないところも見られます。

多くの人々が集まる市及び地域の拠点として、賑わいを感じるとともに、質が高く魅力的な印象を与える、地域の顔にふさわしい景観を形成します。



市役所前線



阪急西宮北口駅南側



阪急西宮北口駅南側



阪急西宮北口駅東側



甲子園口駅北側



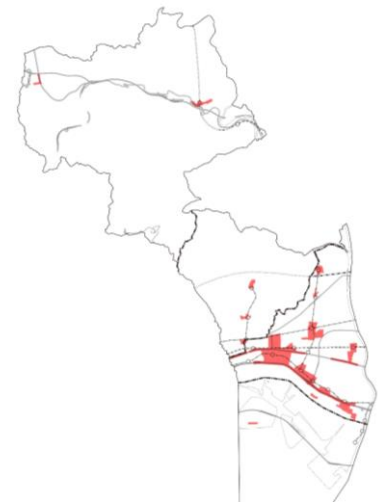
阪神甲子園駅前



鳴尾・武庫川女子大前駅南側



今津駅北側



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海



■ 景観形成の基本的な方向性

活力や親しみを感じる産業・住宅景観の形成

工場等の業務施設と住宅の混在する環境で、互いにとって快適な環境づくりが必要となりますが、配慮の結果、工場等は地域から閉じた印象を与えるところも見られます。

工場や企業、住宅が立地するなかで、工場や企業の快適な操業環境を維持しながらも、周辺の住宅景観に配慮し、産業が身近に親しみを持って感じることができる景観を形成します。



白鹿緑水苑
写真提供：西宮流（にしのみやスタイル）



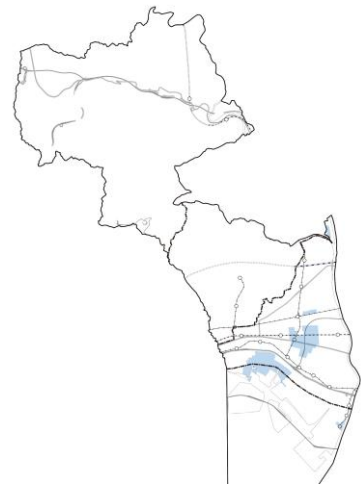
白鹿緑水苑と酒蔵館



大開恒和蔵



白鹿記念酒造博物館
写真提供：西宮流（にしのみやスタイル）



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平地	臨海



旧辰馬喜十郎住宅



■ 景観形成の基本的な方向性

自然と連なる明るく開放的な流通産業景観の形成

大規模な区画に工場や倉庫等が集まって立地しているため、景観に単調さや無機質で寒々しい印象を与えているところも見られます。特に海沿いエリアについては、海や対岸から眺められる対象になることから、より質の高い配慮が望まれます。

背後の海や山の自然景観を守りいかにしつつ、敷地内の緑やゆとりの創出等により、明るく開放的な景観を形成します。



西宮浜産業団地



西宮浜産業団地



鳴尾浜産業団地



西宮浜産業団地



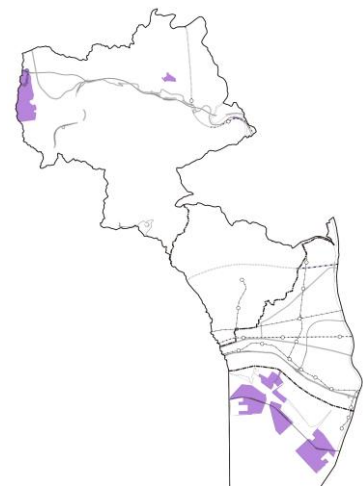
鳴尾浜産業団地



山口流通産業団地



山口流通産業団地



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海



■ 景観形成の基本的な方向性

賑わいの中にも、秩序を感じることができる快適な沿道景観の形成

ロードサイド型の店舗等が多く立地し、派手な色彩の建築物や屋外広告物が見られ、沿道景観にまとまりがなく、無秩序な印象を与えているところも見られます。

多くの車や歩行者が行き交う軸として、多様な視点に配慮するとともに、路線ごとの役割や景観特性を踏まえ、賑わいの中にも沿道の統一感や連続性に配慮した景観を形成します。



国道 2 号沿道（六湛寺町）



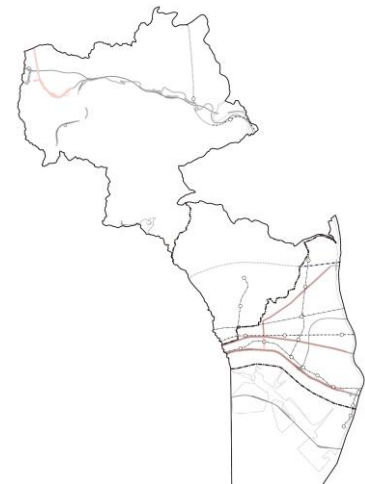
国道 2 号沿道（産所町付近）



国道 2 号沿道（津門大塚町）



国道 176 号沿道（北六甲台付近）



景観ゾーン			
山間	山麓・丘陵	平坦地	臨海

(5) 景観軸の景観形成の考え方

河川軸

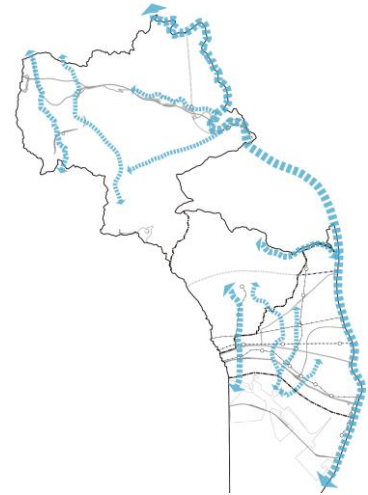


■ 景観形成の基本的な方向性

ゆとりと潤いを感じられる水と緑の景観ネットワークの形成

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

<ul style="list-style-type: none">河川敷緑地等の自然資源をいかし、四季の移ろいを感じられる景観を形成します。
<ul style="list-style-type: none">市街地にある自然性の高い貴重なオープンスペースとして河川環境の保全育成を図ります。
<ul style="list-style-type: none">身近に水を眺め触れ合えるよう親水性の高い水辺空間を形成します。
<ul style="list-style-type: none">河川を挟んだ両側の地域がお互いに見る・見られる関係にあることに配慮して景観の向上を図ります。
<ul style="list-style-type: none">上下流方向の眺望を享受できる視点場となることから、河川沿いの連続性に配慮した並木等の緑の軸の形成や、適切な維持・管理、建築物・工作物の規模・配置、形態・意匠・色彩等の工夫等、上下流方向の見通しに配慮した一体的な景観を形成します。
<ul style="list-style-type: none">橋梁は河川景観に配慮した形態・意匠・材料・色彩とします。また、ランドマークとしての活用を図るほか、眺望ポイントとなる場所では、歩行者の滞留空間の創出を図ります。
<ul style="list-style-type: none">夙川、武庫川、有馬川、仁川沿い等の河川敷緑地や並木、緑道は、臨海から平坦地、山麓・丘陵景観ゾーンに広がる住宅市街地の中で、特に広がりのある眺望景観を創り出し、豊かな緑を感じられる軸になることから、緑の連なりの保全と眺望に配慮した河川沿いのまちなみの形成を図ります。



夙川



武庫川



有馬川

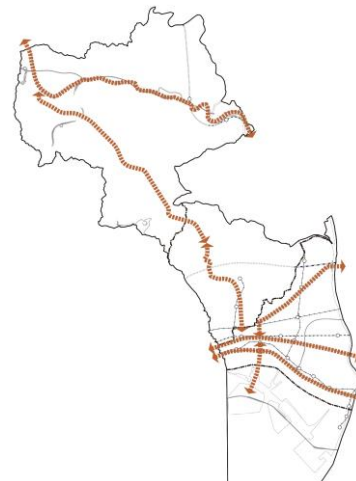


■ 景観形成の基本的な方向性

地域のつながりを感じられる道路景観の形成

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節感のある街路樹等が連なり、街の軸として、潤いや連続性のある道路景観を形成します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路樹の樹種の統一や沿道の緑化、市民等と連携した道路景観の美化・維持管理等を通じて、路線ごとの親しみと個性ある景観の形成を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道の建築物等の修景・緑化や、連続的な壁面後退、電線類地中化等によるゆとりと賑わいのある歩行者空間の創出により、歩いて楽しめる景観を形成します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 節目となる交差点は、オープンスペースやシンボルツリー、照明等により景観の特徴づけを図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高架道路については、都市景観や自然景観等との調和に配慮し、圧迫感のない形状等デザインの工夫とともに、修景緑化等を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺市町からの広域的なつながりや、景観ゾーン・景観エリアの特徴に配慮した景観を形成します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 2 号や県道 82 号線（山麓・丘陵景観ゾーン以南）は、建築物等の高さや形態・意匠・色彩等の連続性を創出し、軸方向の眺めを強調するまちなみを形成します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 43 号は、高架道路や遮音塀等の人工物が占める割合が高いため、沿道の街路樹の育成や緑化を重点的に図り、潤いのある景観を創出します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 171 号や国道 176 号（山口地域）は、建築物や屋外広告物等が調和したまとまりと秩序ある沿道景観を形成します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 176 号（塩瀬地域）や県道 82 号線（山間景観ゾーン）は、沿道敷地の緑化等による周囲の自然と調和した緑の軸を形成します。



札幌筋線



主要地方道大沢西宮線



国道 2 号

山並み軸



■ 景観形成の基本的な方向性

広域的な緑のつながりを感じられる山並み景観の形成

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

- ・市内のみならず、市外や海等からも眺められる対象であることを意識し、山並みへの眺望の保全を図ります。
- ・山並みが背景となる場所では、建築物や工作物を眺望や遠景に配慮した計画にするとともに、敷地や道路の緑化により山並みの緑との連続性の確保を図ります。
- ・国立公園区域や近郊緑地保全区域等における多様な生物が生息する豊かな自然環境を保全し、四季の移ろいを感じられる山並み景観を保全・形成します。

海岸軸



■ 景観形成の基本的な方向性

ダイナミックに連なる水と緑の景観の形成

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

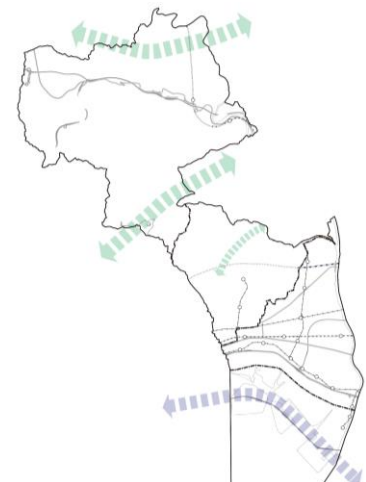
- ・埋立地や海に面する場所では、街路樹や敷地内の緑化等による緑量の確保と、開放的でうらおいのあるウォーターフロント景観の形成を図り、海や山からの眺めの中で、広域的な水と緑のつながりを感じられる景観を形成します。
- ・貴重な自然海浜を保全するとともに、海との近さをいかし、身近に自然を感じられる景観を形成します。
- ・海への眺め、海からの眺めに配慮し、全体としてまとまりが感じられるシルエットにする等、建築物等のデザインや色彩に配慮します。
- ・甲子園浜等の浜辺や御前浜公園のような自然海浜の保全・育成に努め、甲子園浜海浜公園や西宮浜総合公園等は海辺にふさわしい潤いと開放感のある景観形成を図ります。



阪神高速湾岸線から望む海岸線と山並み



西宮大橋から望む海岸線と山並み



(6) 景観核・景観拠点の景観形成の考え方

【景観核】

ランドマーク

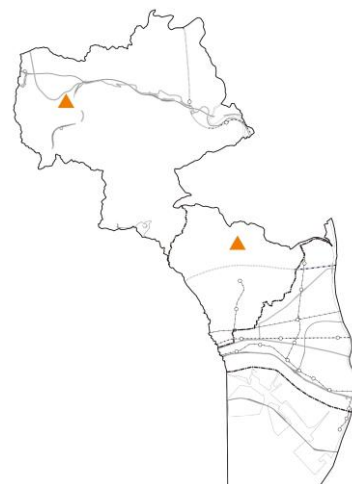


■ 景観形成の基本的な方向性

西宮の豊かな自然を象徴的に望むことができる景観の形成

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

- ・ランドマークとなる山の山容・植生並びにランドマークへの眺望を保全します。
- ・ランドマーク周辺の景観整備やアクセス環境の整備等を図り、市民に愛される憩いの場として効果的に活用します。
- ・甲山への眺望は、西宮市における景観形成の最も重要なポイントのひとつとして位置づけ、市民の景観に対する意識啓発や景観形成の方向性の共有化等を図ります。



甲山



夙川から望む



西宮浜から望む



学園花通りから望む



ニテコ池から望む



甲武橋から望む



新池から望む

丸山



金仙寺湖から望む



国道 176 号から望む



公智神社付近から望む

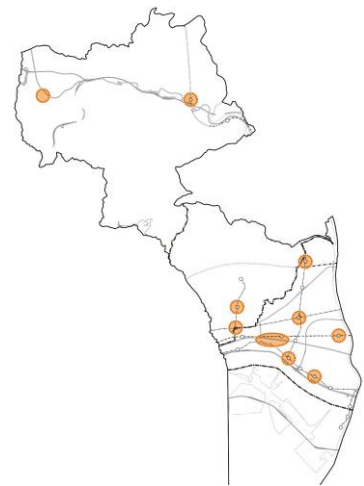


■ 景観形成の基本的な方向性

地域の顔となる個性と風格を感じられる景観の形成

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

- ・ 阪神西宮駅周辺、J R 西宮駅周辺、阪急西宮北口駅周辺の各地区は、本市の商業・業務機能や教育・文化機能、行政機能が集まる拠点として、市内外に誇れる西宮の玄関口にふさわしい印象的な景観を形成します。
- ・ 上記を除く主要な鉄道駅等の地域の中心地区は、身近な生活拠点として、地域住民の快適な生活環境づくりや景観形成に対する意識啓発につながるよう、地域の個性が感じられ、地域の人々が愛着を持てる景観を形成します。
- ・ 緑豊かで質の高い公共空間の整備と、公共空間との関係に配慮した建築物、工作物、屋外広告物等とし、地域の顔にふさわしい統一感と賑わいのある景観を形成します。
- ・ 建築物、工作物、屋外広告物等の配置・規模、形態・意匠・色彩等については、眺望景観の保全に配慮します。



J R 西宮駅前



阪神西宮駅前



阪急西宮北口駅前



J R 西宮名塩駅前



阪神今津駅前



阪神甲子園駅前



■ 景観形成の基本的な方向性

緑、石、水等の豊かな自然がおりなす住宅景観の形成

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

- ・ 各種制度を活用しながら、住宅地ごとに特色のある緑豊かなゆとりある景観を保全・形成します。
- ・ 景観重点地区等の制度を活用し、生垣や庭木等の緑の保全・育成、自然石を基調とした石積みや住宅地内を流れる小河川・水路の親水空間の保全・再生等により、豊かな自然を感じられる住宅景観を保全・形成します。
- ・ 地区景観の形成を方向付けている歴史的建築物を都市景観形成建築物に指定する等して、保全を図ります。
- ・ 現在に受け継がれる敷地の規模・形状の保全に努め、豊かな緑のなかに建築物が見え隠れするような住宅景観を保全します。



甲陽園目神山町



甲陽園目神山町



苦楽園五番町



上甲東園



上甲東園



殿山町・雲井町



殿山町・雲井町



南郷町・名次町



鷺林寺南町・剣谷町

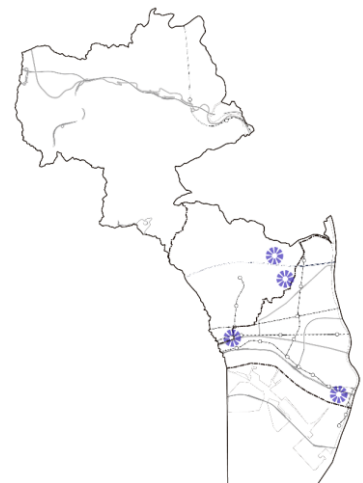


■ 景観形成の基本的な方向性

緑豊かで落ち着いたある文教景観の形成

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

- ・ 文教施設として、落ち着いた潤いのある緑豊かな地域の拠点となる景観を形成します。
- ・ 文教施設と周辺住宅地が一体となった緑豊かで潤いのある文教住宅地の景観の保全、育成を図ります。
- ・ 景観地区、景観重点地区、都市景観形成建築物等指定等の制度を活用し、景観の核となる近代建築をはじめ、文教施設景観を特徴づける建築物や工作物、豊かな樹林、樹木や石垣等を保全します。
- ・ 大規模な建築物は、周辺の建築物やまちなみ等の規模にあわせた分棟・分節化や形態・意匠・色彩・緑化等の統一化等により、文教施設敷地内の景観や周辺景観との調和に配慮します。



関西学院大学



関西学院大学前



神戸女学院大学



武庫川女子大学



武庫川女子大学 甲子園会館
(旧甲子園ホテル)



大手前大学

(7) 眺望ポイントの景観形成の考え方

眺望ポイント

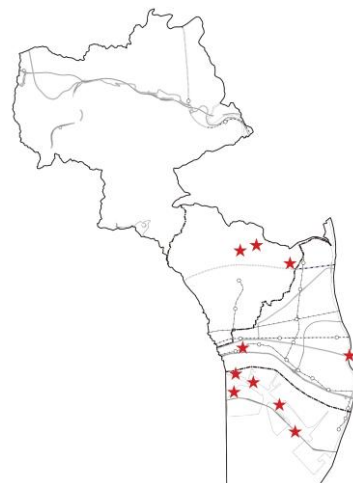


■ 景観形成の基本的な方向性

市内外に誇れる西宮の景観イメージの創出

■ 景観形成にあたっての配慮の方向性

- ・多くの人々が、眺望景観を気軽に享受でき、快適に楽しむことができるよう、視点場となる眺望ポイントの整備・管理を行います。
- ・西宮らしさを感じられる眺望景観の魅力を、さまざまな形で市内外へと発信し、西宮の都市イメージの向上と景観形成活動の展開等へとつなげます。
- ・眺望ポイントは、良好な眺望景観を享受できる視点場であると同時に、市内各所から見られる対象でもあることに配慮して眺望ポイント周辺の景観の向上を図ります。
- ・眺望景観には見上げる眺望や見下ろす眺望等があることを踏まえ、それぞれの眺望ポイントからの眺望景観の特徴に応じて各種制度を活用し、視点場・視対象・眺望空間のそれぞれの景観形成を進めることにより、眺望景観の保全を図ります。



学園花通りからの眺望



甲子園浜橋からの眺望



西宮大橋からの眺望



神呪寺展望台からの眺望



西宮浜総合公園からの眺望



武庫大橋からの眺望

西宮市の景観は、個性豊かな地域の景観が集まってつくり上げられています。

ここでは、各地域の個性をいかした景観形成を進めるために、地域ごとに「景観の成り立ち」、「景観の特徴」、「景観の課題」、「景観形成の考え方」、「景観構造」、「景観資源」を整理します。

● 地域分け



※地域分けは、第5次西宮市総合計画参考資料地域別アウトラインを参考にしています。

※「景観構造」では、西宮市全体の景観構造（1-2(3)参照）に、地域レベルの景観軸、景観核・景観拠点、眺望ポイントを加えて設定します。

※「景観資源」は、地域レベルの景観づくりの考え方（大切にしていける景観資源、その景観を守り、育み、いかすために必要な視点等）を共有し、**地域固有の景観に対する誇りや愛着**の形成を図るとともに、景観まちづくりの取り組みを展開するためのきっかけとしていくために設定するものです。したがって、都市景観形成建築物や文化財等の景観上重要な建築物、巨樹・巨木や社叢、公園・緑地等の自然資源、景観核等への良好な眺望を享受できる視点場等、各地域の景観を特徴づける景観資源を次のとおり類型化して設定します。

景観資源の類型	対象となる景観資源
・地形的ランドマーク	独立峰（甲山、丸山）
・親水空間	港・港湾、河川・溪谷、湖沼・池等
・公共空間の緑	公園・緑地、緑道、街路樹等
・保護樹木と社寺林・樹林等	保護樹木、天然記念物の樹木・樹林、社寺林、樹林、農地等
・歴史的建造物	寺社、旧跡・遺跡、古民家、近代和風・洋風建築、近代建造物（橋梁等）等
・文教施設	大学等の教育施設の建築物等
・現代建造物	景観の拠点やランドマークとなる現代の建築物・建造物（橋梁等）等
・歴史的まちなみ	旧街道集落や旧農村集落等
・特徴的なまちなみ	緑豊かな住宅地のまちなみ、都市核としてのまちなみ等
・眺望ポイント	西宮市の景観特性や各地域の景観の特徴を感じられる視点場

(1) 本庁北西地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

北部には六甲山系が連なり、六甲山系から伸びる山麓・丘陵が南部まで広がっています。全域が山から山麓に至る傾斜地であり、東部には夙川が流下しています。

受け継がれてきた「歴史・文化」

600～700年ころの創建と伝わる越木岩神社は、境内や周辺の磐座群を祀り、境内の社叢は県の天然記念物に指定されています。

明治から大正時代にかけて国鉄、阪急神戸線・甲陽線が開通し、苦楽園、香櫨園等のレクリエーション施設が相次いで開発されました。その後、これらの施設は住宅地として生まれ変わり、戦後には周辺地域においても住宅地が開発され、阪神間屈指の住宅地として発展しました。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

山地に位置する鷲林寺地区の旧集落にはまとまった農地が残り、丘陵・山麓には戸建てで中心の緑豊かな住宅地が広がります。阪急夙川駅や苦楽園口駅周辺には生活拠点となる商業業務地が形成されています。

法規制では、地域北部は瀬戸内海国立公園に指定されて自然環境が保全されており、同区域を含む山地の全域及び山麓の住宅地の大半が風致地区に指定されています。住宅地のなかでも、鷲林寺南地区、剣谷地区、夙川霞・松園地区、苦楽園五番町くすのき台地区は地区計画が定められており、苦楽園五番町くすのき台地区は景観重点地区にも指定されています。

■ 景観の特徴

苦楽園や雲井町、殿山町、鷲林寺南地区等の、六甲山系の山麓部から阪急夙川駅周辺にかけて広がるゆとりある住宅地は、西宮を代表する住宅景観を形成しています。また、鷲林寺地区の旧集落にはまとまりのある農地が広がり、市域のランドマークとなる甲山を北側から望むことができる貴重な空間を形成しています。

市域の景観軸でもある夙川の河川敷緑地や苦楽園橋等は北部の六甲山系や甲山（甲東地域）を望む視点場になっています。また、北部の剣谷橋、芦有ドライブウェイ東六甲展望台、北山公園等も、市街地の広がりや海へと連なる夙川河川敷緑地の緑の軸、点在する社寺林や樹林等を眺めることのできる視点場となっています。

地域内には、越木岩神社の社寺林や夙川カトリック教会等の歴史的建造物がランドマークになるとともに、山手線のケヤキや阪急苦楽園口駅前のイチョウ、中新田川のサクラ等の並木や河川が地域の景観の軸となっています。



苦楽園五番町くすのき台地区



北山公園（緑洋展望台）からの眺め



越木岩神社の社寺林と参道



阪急苦楽園口駅前のイチョウ並木

■ 景観の課題

住宅景観においては、宅地の細分化がすすみ、ゆとりある住宅街の風情が失われていくとともに、道路側に庭木や生垣等の緑が見られない建築物等が増加し、うるおいに乏しいまちなみが所々で見られるようになっています。また、阪急夙川駅及び苦楽園口駅の駅前景観については、緑に乏しく、高彩度色の広告物もみられる等、地域の特徴を感じとり難いものとなってきています。

この他、鷲林寺地区では資材置場、市民農園の倉庫や柵等が雑然とした印象を与える場所も見られるため、広がりのある田園景観や甲山への眺望景観を保全するための修景等が求められます。

■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 豊かな自然の緑をまもり、そだてます
- 丘陵・山麓部や夙川周辺の緑をいかした住宅景観をまもり、つくり、そだてます
- 地域の特徴を感じられる駅前景観をつくり、そだてます

配慮の方向性

- ・ 開発当時のまちなみを伝える御影石の石積みや良好な生垣、庭木等を保全するとともに、道路側の緑や石積みと調和する外構意匠を用いる等により、緑豊かなゆとりある住宅景観を保全育成します。
- ・ 中高層住宅は、前面道路から後退し、道路側を緑化する等により、圧迫感の軽減や周辺のまちなみとの連続性に配慮します。また、各所からの山並みへの眺めを遮らないよう配慮します。
- ・ ランドマークとなる樹林や巨樹、歴史的な風情を醸し出す建築物等の景観資源を適切に保全するとともに、景観資源との調和に配慮し、見通しや象徴的に眺められる景観の保全を図ります。
- ・ 緑の軸を形成する並木や公園・緑地は、適切な維持管理を行い、緑豊かなまちなみづくりを推進します。
- ・ 苦楽園口通や山手線は、沿道敷地の緑化を推進し、各路線の並木と沿道の緑が一体となった緑豊かな道路景観軸の形成を図ります。
- ・ 阪急夙川駅及び苦楽園口駅の駅前や周辺は、樹種等を設定した緑化や、建築物・広告物のデザインの統一性・関連性の創出等を通じて、地域の顔となる駅前景観の形成を図ります。
- ・ 資材置場では、集積場所の工夫、緑や塀による遮蔽等によって周辺の景観への影響を抑えます。
- ・ 市民農園等は、柵や倉庫等の形態・意匠・色彩や器具類の保管方法等について、周辺の景観に配慮したものとします。



夙川公民館と片鉾池



夙川カトリック教会



中新田川のサクラ並木



樋之池公園のマツ

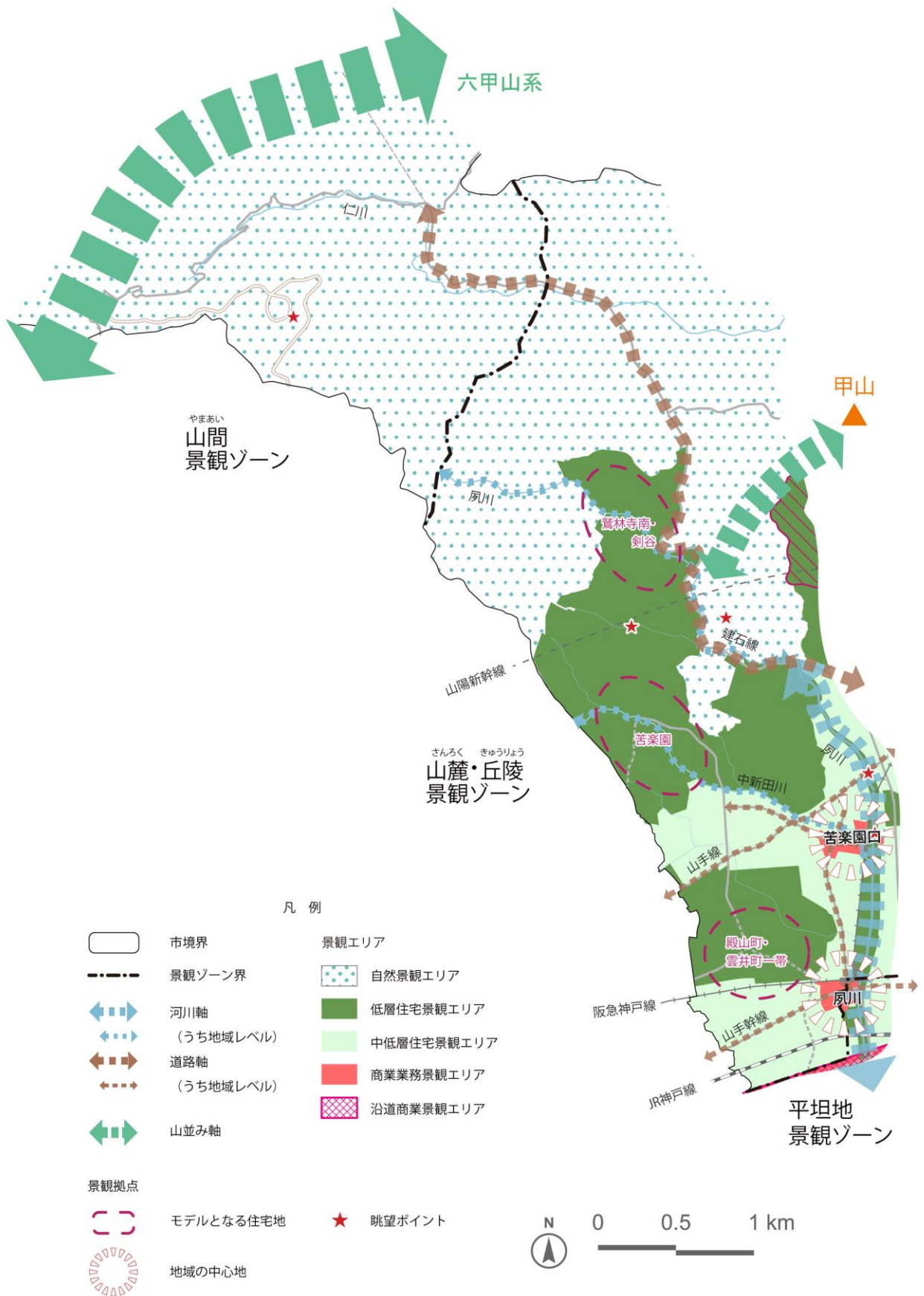


芦有東六甲展望台からの眺望

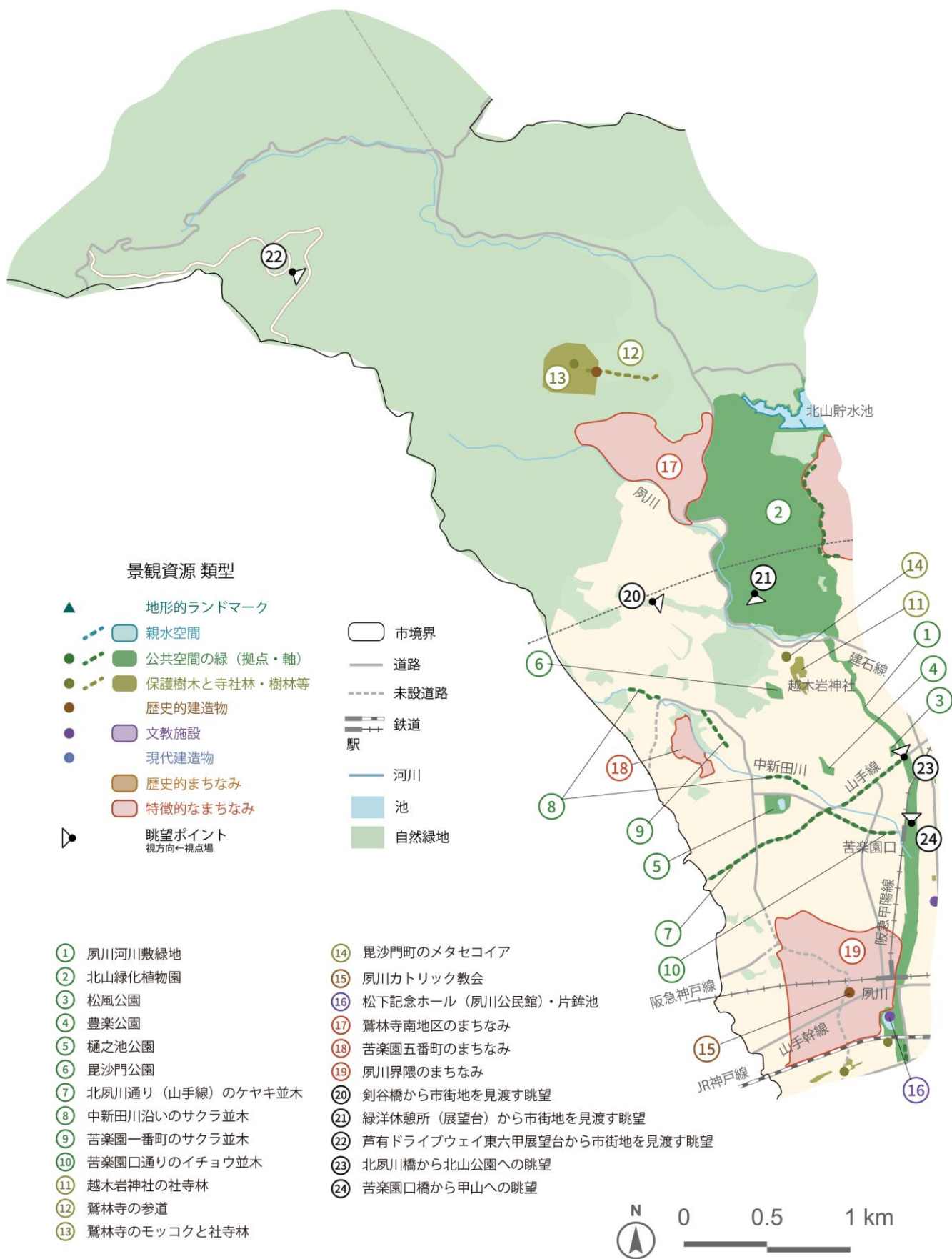


鷲林寺の参道

■ 景観構造



■ 景観資源



(2) 本庁北東地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

北部は、六甲山系の前山にあたる甲山から広がる丘陵であり、南へと徐々に傾斜を緩めながら丘陵・山麓が続き、北東から南西へと斜めに横切る崖線を挟んで南部には平坦地が広がっています。西には夙川が東に東川が流下し、丘陵・山麓には北山貯水池やニテコ池等の池が点在します。

受け継がれてきた「歴史・文化」

『日本書紀』に創建がみえる廣田神社は、西宮で最も古い神社であり、江戸時代には門前に市場町を抱え、西国街道の要衝として栄えました。

明治から大正時代にかけて国鉄、阪急神戸線・甲陽線が開通するなか、北部の大池周辺には甲陽園の行楽地が開発され、南部には耕地整理による広大な住宅地が形成されました。甲陽園は、その後住宅地となり、戦後には甲陽園北部の甲陽園目神山地区も開発され、関西でも著名な住宅地として発展してきました。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

地域の大半が大正期以降に開発された住宅地として、多くの人々の暮らしの場となっており、阪急甲陽園駅や阪神西宮駅の周辺には地域住民の生活拠点となる商業業務地が形成されています。阪急神戸線以北の国道171号沿道には、沿道型の商業業務施設が数多く立地しています。

また、甲陽園やニテコ池周辺、高座町、愛宕山が風致地区に指定されています。甲陽園目神山地区、若江・神園地区、夙川駅北東地区、安井地区、大畑地区には地区計画が定められており、甲陽園目神山地区と甲陽園目神山東地区は景観重点地区に指定されています。

■ 景観の特徴

六甲山系の緑を背景に、大正時代以降に開発された甲陽園に由来する住宅地や山麓斜面の緑と調和した甲陽園目神山の住宅地、ニテコ池周辺の住宅地をはじめとした、緑豊かな落ち着いたある住宅地が広がり、西宮を代表する住宅景観を形成しています。

市域の景観軸でもある夙川の河川敷緑地や苦楽園橋等、ニテコ池、大池、新池の各池畔や建石線等の地域内各所から甲山（甲東地域）を象徴的に望むことができます。また、甲山の西に近接する北山貯水池は海へと続く市街地の広がりを望むことができる視点場となっています。

地域内にはランドマークとなる廣田神社の社寺林や満池谷墓地の樹林等の緑、軸となる廣田神社参道や東川沿い、市役所前線の並木、浦家住宅等の歴史的建造物が地域の景観の風格を高めています。また、建石線のまちかど広場等は市民の景観形成活動の場となっています。



甲陽園のまちなみ



ニテコ池から甲山への眺め



東川沿いのサクラ並木と甲山への眺め



廣田神社の参道

■ 景観の課題

宅地の細分化や建替え等により、歴史ある住宅景観が失われつつあります。また、道路側に庭木や生垣等の緑が見られない建築物等が増加し、うるおいに乏しいまちなみが所々で見られるようになってきています。

一方、景観軸となる道路のなかには、緑量が少なく潤いに欠けるものや、さまざまな規模・形態・意匠・色彩の沿道の建築物や屋外広告物が雑然とした印象を与えるものも見られます。

また、宅地開発等に伴い斜面緑地が減少しつつあり、良好な居住環境や眺望景観を確保するための斜面緑地の保全が課題となっています。

■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 甲山への眺めをまもり、そだてます
- 歴史ある住宅地のおもむきをまもり、そだてます
- 自然の水辺と緑をいかした景観を
まもり、つくり、そだてます

配慮の方向性

- ・歴史ある住宅地における敷地内の緑や樹木の保全等に努めるとともに、斜面緑地や街路樹の保全・育成を図り、庭木や生垣、石積み等が連なる歴史と潤いを感じられる緑豊かな住宅景観を継承します。
- ・中高層住宅は、前面道路から後退し、道路側を緑化する等により、圧迫感の軽減や周辺のまちなみとの連続性に配慮します。また、地域内の主要な眺望ポイントからの甲山への眺めや、各所からの山並みへの眺めを遮らないよう配慮します。
- ・ランドマークとなる樹林や巨樹、歴史的な風情を醸し出す建築物等の景観資源を適切に保全するとともに、景観資源との調和に配慮し、見通しや象徴的に眺められる景観の保全を図ります。
- ・水と緑の景観資源であり、甲山への良好な視点場となる池の周辺では、水面が創り出す広がりのある眺めを損なわないよう、建築物等の規模・配置、形態・意匠・色彩等に配慮します。
- ・緑の軸を形成する並木や公園・緑地は、適切な維持管理を行い、緑豊かなまちなみづくりを推進します。
- ・市役所前線や国道 171 号及び JR 西宮駅周辺の拠点エリアでは、街路樹による緑化を推進するとともに、沿道の建築物や屋外広告物の形態・意匠・色彩等の誘導と緑化を推進し、緑豊かでまとまりのある道路景観軸の形成を図ります。
- ・阪急甲陽園駅の駅前や周辺は、樹種等を設定した緑化や、建築物・広告物のデザインの統一性・関連性の創出等を通じて、地域の顔となり、地域の特徴を反映した駅前景観の形成を図ります。



北山山荘



旧山本家住宅



夙川のサクラ（苦楽園口橋からの眺め）



南郷町のまちなみ

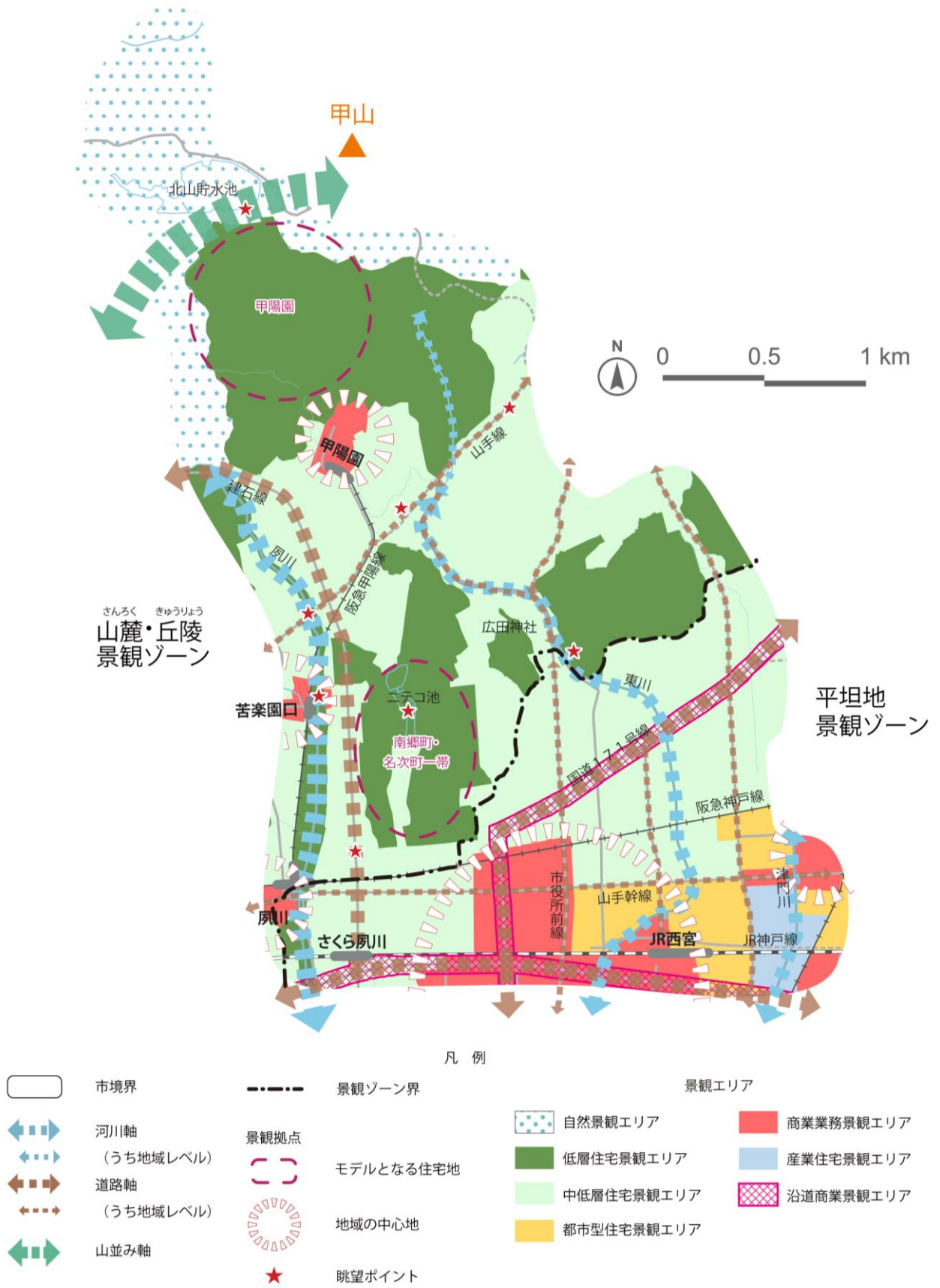


浦家住宅【都市景観形成建築物】



名次町のクロマツ

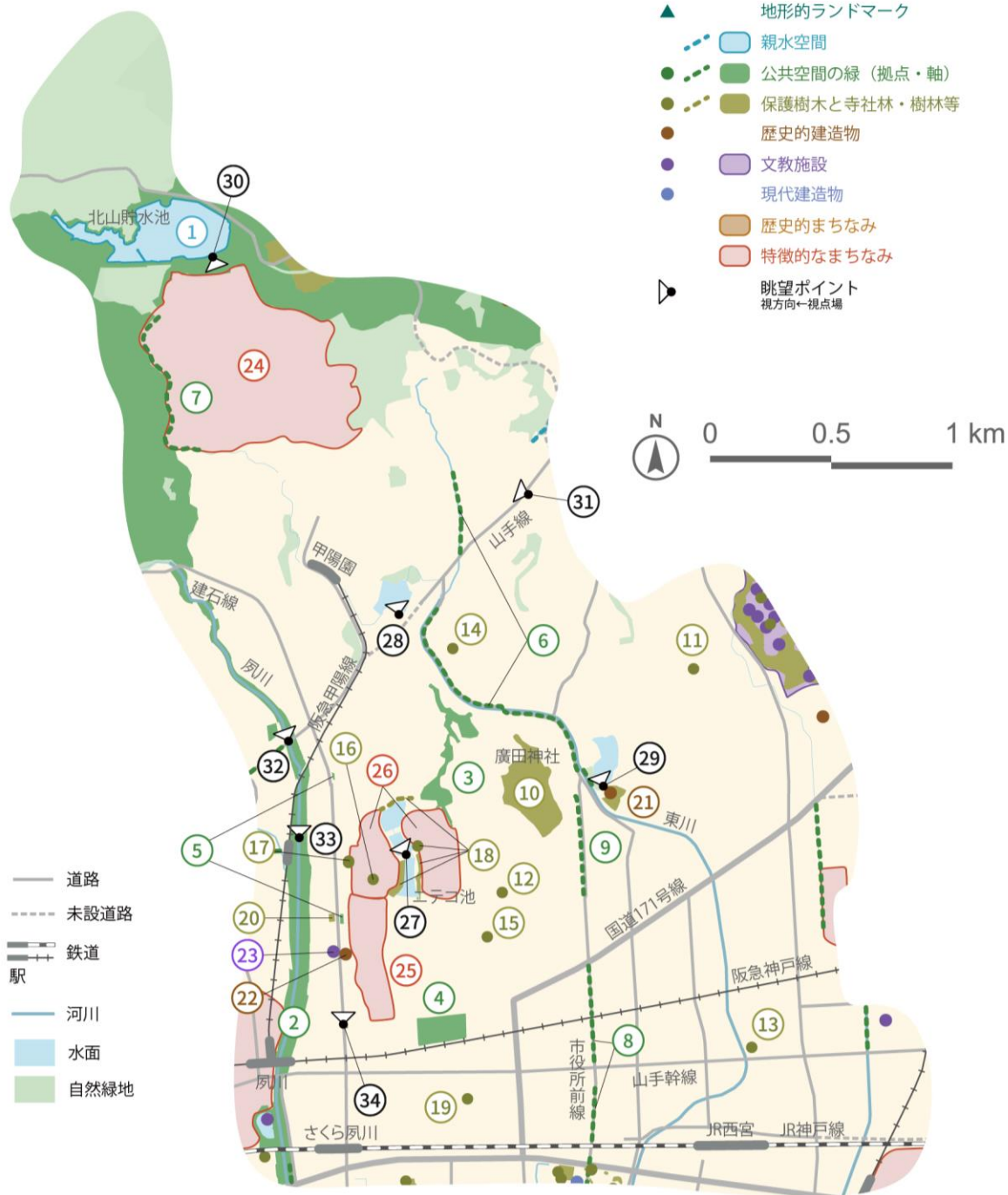
■ 景観構造



■ 景観資源

景観資源 類型

- ▲ 地形的ランドマーク
- 親水空間
- 公共空間の緑（拠点・軸）
- 保護樹木と寺社林・樹林等
- 歴史的建造物
- 文教施設
- 現代建造物
- 歴史的まちなみ
- 特徴的なまちなみ
- ▶ 眺望ポイント
視方向←視点場



- | | | |
|------------------------|---------------------|------------------------|
| ① 北山貯水池 | ⑬ 神明八幡神社のクスノキ | ⑲ 甲陽園目神山のまちなみ |
| ② 夙川河川敷緑地 | ⑭ 六軒町のクスノキ | ⑳ 南郷町のまちなみ |
| ③ 満池谷墓地・越水浄水場の樹林 | ⑮ 桜谷町のクロマツ | ㉑ ニテコ池周辺のまちなみ |
| ④ 西田公園 | ⑯ 名次町のクロマツ | ㉒ ニテコ池から甲山への眺望 |
| ⑤ 建石線の「まちかど広場」 | ⑰ 市営名次町住宅のクスノキ | ㉓ 大池から甲山への眺望 |
| ⑥ みたらし通り・東川沿いのサクラ並木 | ⑱ ニテコ池池畔の樹林 | ㉔ 新池から甲山への眺望 |
| ⑦ やまびこ通り・左一号谷川沿いのサクラ並木 | ⑳ 常磐町の一本松 | ㉕ 北山貯水池から市街地を見渡す眺望 |
| ⑧ 市役所前線のケヤキ並木 | ㉑ 結善町のマツ林 | ㉖ 苦楽園、甲陽園の住宅地一帯を見上げる眺望 |
| ⑨ 廣田神社の参道 | ㉒ 具足塚古墳 | ㉗ 北夙川橋から北山公園への眺望 |
| ⑩ 廣田神社のコバノミツバツツジ群落と社寺林 | ㉓ 浦家住宅 | ㉘ 苦楽園口橋から甲山への眺望 |
| ⑪ 愛宕山墓地のクロガネモチ | ㉔ 山本清記念財団会館（旧山本家住宅） | ㉙ 県道82号線（建石線）から甲山への眺望 |
| ⑫ 神垣町のクスノキ | | |

(3) 本庁南西地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

夙川が地域中央の西側を、東側を東川が流下します。北部はこれらの河川によって形成された沖積平野が広がり、南部河口の御前浜には自然海岸が残っています。さらに南部の海域には埋立地が広がっています。

受け継がれてきた「歴史・文化」

平安時代以前は入海が存在し、古くから漁業が営まれていました。

陸地化が進むにつれ、港が開かれ、西国街道が通って交通の要衝として賑わうようになり、西宮戎神社は漁業、交易商業の神として信仰を集め、門前町・宿場町として発展しました。江戸時代には「宮水」を使用した酒造りの町としても栄えました。御前浜には、江戸時代末期に京都護衛のために築かれた西宮砲台が残り、瀬戸内海の航路の要地でもあったことを物語っています。

明治時代に、国鉄、阪神電鉄が開通したことで住宅地化が進むとともに、工業地帯が形成されてきました。当時、酒蔵が建ち並ぶ久保町付近が西宮の中心であり、西宮町役場も位置していました。市制施行や国道2号の建設を契機に、酒造家の寄付を受け、昭和3年、六湛寺町の共同墓地を移転した跡地に市役所庁舎が建設されました。第二次大戦では地域の大半が焼失しましたが、戦災復興区画整理により復興し、西宮の行政と産業の中心地としての役割を担い続けています。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

国道2号沿道を中心に商業業務地区が形成され、阪神西宮駅やJR西宮駅周辺は商業・業務施設、市役所等の公共施設が集積しています。国道43号以南は酒造業等が集積していますが、阪神淡路大震災後、工場跡地の大規模な敷地に集合住宅や店舗が増加し、住宅、商業、産業が混在した地域となっています。臨海部には大規模な工場が集積し、埋立地の西宮浜には、西部に阪神淡路大震災の住宅復興拠点のひとつである西宮マリナパークシティが、東部には産業団地が形成されています。

また、夙川沿いと御前浜公園周辺が風致地区に指定されており、森具地区とJR西宮駅南西地区には地区計画が定められています。

■ 景観の特徴

JR東海道線から御前浜、西宮浜へと、住宅、商業、産業の混在する市街地景観が続いており、夙川周辺及び西側エリアでは落ち着いたある住宅景観が見られます。東側エリアでは、駅周辺の中心市街地の景観や、酒づくりの町を偲ばせる酒蔵関係の施設が、地域の景観を特色づけています。このような多様な土地利用がおりなす景観のなかにあって、夙川の河川敷緑地や御前浜公園、市役所周辺の並木や樹林、西宮神社の社寺林等、豊かな自然がまとまって見られ、緑の拠点や軸を形成していることも特徴です。

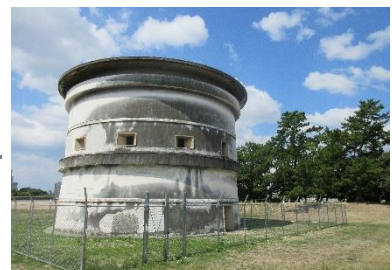
御前浜公園や西宮浜総合公園等は、海域や山並みを望む良好な視点場となっています。また、地域内に残る西宮砲台や酒造関係の建造物、旧多聞ビルディング等は、地域の歴史を語る建造物が景観のアクセントとなっています。



白鷹緑水苑



白鹿記念酒造博物館



西宮砲台と御前浜公園



西宮マリナパークシティのサクラ並木

■ 景観の課題

震災後、工場跡地等への共同住宅や大規模小売店舗の立地、住宅地における中高層住宅の立地が進み、多様な用途・規模による調和が感じられない景観が見られるようになるとともに、酒蔵地帯の特徴ある景観が失われてきています。

また、国道2号沿いや商業地区を中心に高層の建築物が増加しており、周辺のまちなみ景観との調和や眺望景観への配慮が求められます。特に、JR西宮駅、阪神西宮駅周辺や市役所周辺は、西宮の顔となる地域として、都市イメージの向上につながるよう、より一層魅力的な景観形成も求められます。

■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 都市核にふさわしい賑わいと魅力をつくります
- 夙川の緑や海浜の開放感をいかした住宅地を
まもり、つくり、そだてます
- 地域の歴史を伝えるまちなみを
まもり、つくり、そだてます

配慮の方向性

- ・西宮マリナパークシティや夙川沿い等の緑豊かな住宅地では、敷地内の緑化と適切な維持・管理に努め、並木や公園の緑と一体となった緑豊かな住宅景観を保全・育成します。
- ・酒蔵地帯については、酒蔵関連の景観資源を活用し、来訪者も意識した酒蔵のイメージを感じられる景観の形成を図ります。
- ・市役所周辺地区では、歩道と一体化した敷地の整備や低層部を開放的なデザインとする等、来街者を温かく迎え入れるしつらえとします。
- ・ランドマークとなる社寺林や樹林、巨樹を保全するとともに、これらへの眺めを保全します。
- ・緑の軸を形成する市役所前線のクスノキ並木や夙川の河川敷緑地等は、適切な維持管理を行い、緑の拠点やまちなみづくりを推進します。
- ・西宮砲台、旧辰馬喜十郎住宅等の地域の歴史を物語る建造物を適切に保存するとともに、周辺建築物、屋外広告物等については、歴史的な建造物との調和を図ります。
- ・建築物、工作物、屋外広告物等は、西宮大橋等からの眺望に配慮した配置、規模、色彩等として、眺望景観の保全を図ります。
- ・宮水井戸や西宮砲台等の文化財の保存・活用や、酒蔵地帯から御前浜等のウォーターフロントへと連なる快適な歩行者空間の整備等と連携し、来訪者も意識した景観の形成を図ります。
- ・産業施設と住宅との調和を図り、幹線沿道の緑化と屋外広告物のコントロールにより、潤いがある整った沿道景観を創出します。



西宮神社の社寺林



松原神社と喜多向稲荷社の社寺林



旧多聞ビルディング



旧辰馬喜十郎住宅



宮水井戸場



新西宮ヨットハーバー

■ 景観構造



凡例

- | | | |
|--|--|--|
|  市境界 |  低層住宅景観エリア |  景観拠点
地域の中心地 |
|  景観ゾーン界 |  中低層住宅景観エリア |  文教地 |
|  河川軸
(うち地域レベル) |  都市型住宅景観エリア |  モデルとなる住宅地 |
|  道路軸
(うち地域レベル) |  商業業務景観エリア |  眺望ポイント |
|  海岸軸 |  産業住宅景観エリア | |
| |  流通産業景観エリア | |
| |  沿道商業景観エリア | |

■ 景観資源



- ① 御前浜公園（香櫨園浜）
- ② 新西宮ヨットハーバー
- ③ 西宮大橋周辺のマリーナ
- ④ 夙川河川敷緑地
- ⑤ 西宮マリナパークシティを取り囲む樹林
- ⑥ 市役所前線のクスノキ並木
- ⑦ 海清寺の大クスなどの社寺林
- ⑧ 須佐之男神社の社寺林
- ⑨ 大手前大学の樹林
- ⑩ 茂松禅寺の社寺林
- ⑪ 住吉神社の社寺林
- ⑫ 松原神社と喜多向稲荷社の社寺林
- ⑬ 西安寺の社寺林
- ⑭ 稲荷大神のエノキ
- ⑮ 御茶家所町のクスノキ
- ⑯ 浜脇小学校のクスノキ
- ⑰ 勤労会館前のクスノキ
- ⑱ 西宮神社の表大門・大練堀等の建造物と社寺林
- ⑲ 西宮陶台

- ⑳ 旧辰馬喜十郎住宅
- ㉑ 宮水井戸場
- ㉒ 白鷹緑水苑と白鷹集古館
- ㉓ 白鹿記念酒造博物館
- ㉔ 旧多間ビルディング
- ㉕ 西宮市大谷記念美術館
- ㉖ 市役所本庁舎
- ㉗ 西宮港大橋
- ㉘ 御前浜橋
- ㉙ 西宮市貝類館
- ㉚ 重工業の工場景観
- ㉛ 日本盛酒蔵通り煉瓦館
- ㉜ 辰馬考古資料館
- ㉝ 西宮マリナパークシティのまちなみ
- ㉞ 西宮大橋の東側眺望コーナーから西宮港大橋と甲子園浜方面への眺望
- ㉟ 西宮大橋の西側眺望コーナーから六甲山系を背景とした市街地と御前浜への眺望
- ㊱ 御前浜公園から海越しに見る埋立地への眺望
- ㊲ 西宮浜総合公園の視点場からの眺望
- ㊳ 西宮市役所屋上庭園からの眺望
- ㊴ 阪神高速湾岸線側道（西宮浜・甲子園浜間）から六甲山系を背にした市街地への眺望
- ㊵ 浜夙川橋から夙川の松並木と甲山への眺望

(4) 本庁南東地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

西側に東川とその支流の津門川、東側に新川が流下し、東川によって形成された沖積平野の平坦地が広がっています。

受け継がれてきた「歴史・文化」

古代以前、西宮の海岸線は現在よりも北あり、その入江は「武庫水門（ムコノミナト）」と呼ばれ、大和朝廷にとって重要な港だったとされています。現在に残る地名「津門」はその港の入口を意味します。

江戸時代には「宮水」を使用した酒づくりの町として栄え、旧今津港には樽廻船が寄港してにぎわいました。今津灯台は、江戸時代後期に酒造家であった長部家によって、航行の安全を願って建設されたもので、現存する灯台は1868年に再建されたものです。

明治末期に、国鉄、阪神電鉄が開通したことで住宅地化が進むとともに、工業地帯が形成されましたが、地域南部は第二次大戦で焼失し、戦災復興区画整理により復興されました。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

阪急・阪神今津駅周辺では商業施設が集積し、臨港線等の幹線道路沿いにも商業施設が立地しており、駅北側後背地には低層を主体とする住宅地があります。津門地区には食品関連の工場と店舗・住宅が混在し、酒蔵通り以南は工場、住宅、店舗が混在しています。阪神淡路大震災後、工場跡地の大規模な敷地に集合住宅や店舗が建設され、住宅地、商業地、産業地が混在する地域となっています。

また、津門大塚地区、甲子園浜田地区、甲子園三保地区、甲子園浦風地区、甲子園洲島地区に地区計画が定められており、津門大塚地区は景観重点地区にも指定されています。

■ 景観の特徴

JR 東海道線から海沿いの今津港へと住宅、商業、産業の混在する市街地景観が続いています。そのなかで、阪急・阪神今津駅周辺や阪神甲子園駅周辺の市街地景観や酒づくりの町を偲ばせる酒造業の工場景観等、賑わいと活力を感じられる地域の景観を創出しています。また、津門川、新川とそのサクラ並木が景観軸となり、津門神社や昌林寺、日吉神社、上野神社、浄願寺の各寺社の社寺林が緑のランドマークとなって、地域の景観に潤いを与えています。

酒蔵通の大関恒和蔵や臨海部のランドマークとなる今津灯台は酒づくりの歴史を象徴する景観資源となっています。また、地元有志が建設費の大半を寄付して建てられた六角堂（今津小学校）は、歴史的価値の高い洋風建築の校舎として、地域の景観のアクセントとなるとともに、古くからの地域住民の教育への熱意を伝え、地域への誇りや愛着を育む重要な景観資源となっています。



大関恒和蔵（酒蔵通り側）



六角堂（今津小学校）
【都市景観形成建築物】



今津灯台



上野神社の社寺林

■ 景観の課題

震災後、工場跡地等への共同住宅や大規模小売店舗の立地や、住宅地における中高層住宅の立地が進み、多様な用途・規模による調和が感じられない景観が見られるようになるとともに、酒蔵地帯の特徴ある景観が失われてきています。

また、国道2号沿いや商業地区を中心に中高層建築物が増加しており、周辺のまちなみ景観との調和や眺望景観への配慮が求められます。特に、阪急・阪神今津駅周辺は、緑に乏しく、高彩度色の広告物もみられる等、地域の特徴を感じとり難い景観となっていることから、地域住民の生活拠点として、地域の顔となる良好な景観の形成が求められます。

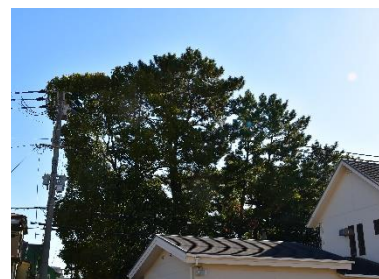
■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 自然の水辺と緑をまもり、そだてます
- 酒づくりの町の歴史を感じられる景観を
まもり、つくり、そだてます
- 地域の歴史・文化・自然資源をまもり、そだてます

配慮の方向性

- ・敷地内の緑化と緑の維持管理に努め、社寺林や並木と一体となった緑豊かな住宅景観を形成します。
- ・酒蔵地帯については、酒蔵関連の景観資源を活用し、来訪者も意識した酒蔵のイメージを感じられる景観の形成を図ります。
- ・津門大塚地区の景観重点地区では、工場跡地の新たな市街地景観の形成を図ります。
- ・ランドマークとなる社寺林や樹林、巨樹を保全するとともに、これらへの眺めを保全します。
- ・緑の軸を形成する津門川や新川のサクラ並木や、まとまりのある緑の拠点となる津門中央公園は、適切な維持管理を行うとともに、地域住民の景観形成のきっかけづくりや景観形成活動の場として積極的に活用します。
- ・阪急・阪神今津駅周辺や臨港線沿道等の建築物、工作物、屋外広告物の景観誘導や緑化を進め、地域の顔となる景観や美しい沿道景観づくりに努めます。
- ・今津灯台や六角堂等、地域の歴史的景観資源を適切に保全します。



津門神社の社寺林



日吉神社の社寺林



浄願寺の社寺林



津門川沿いのサクラ並木

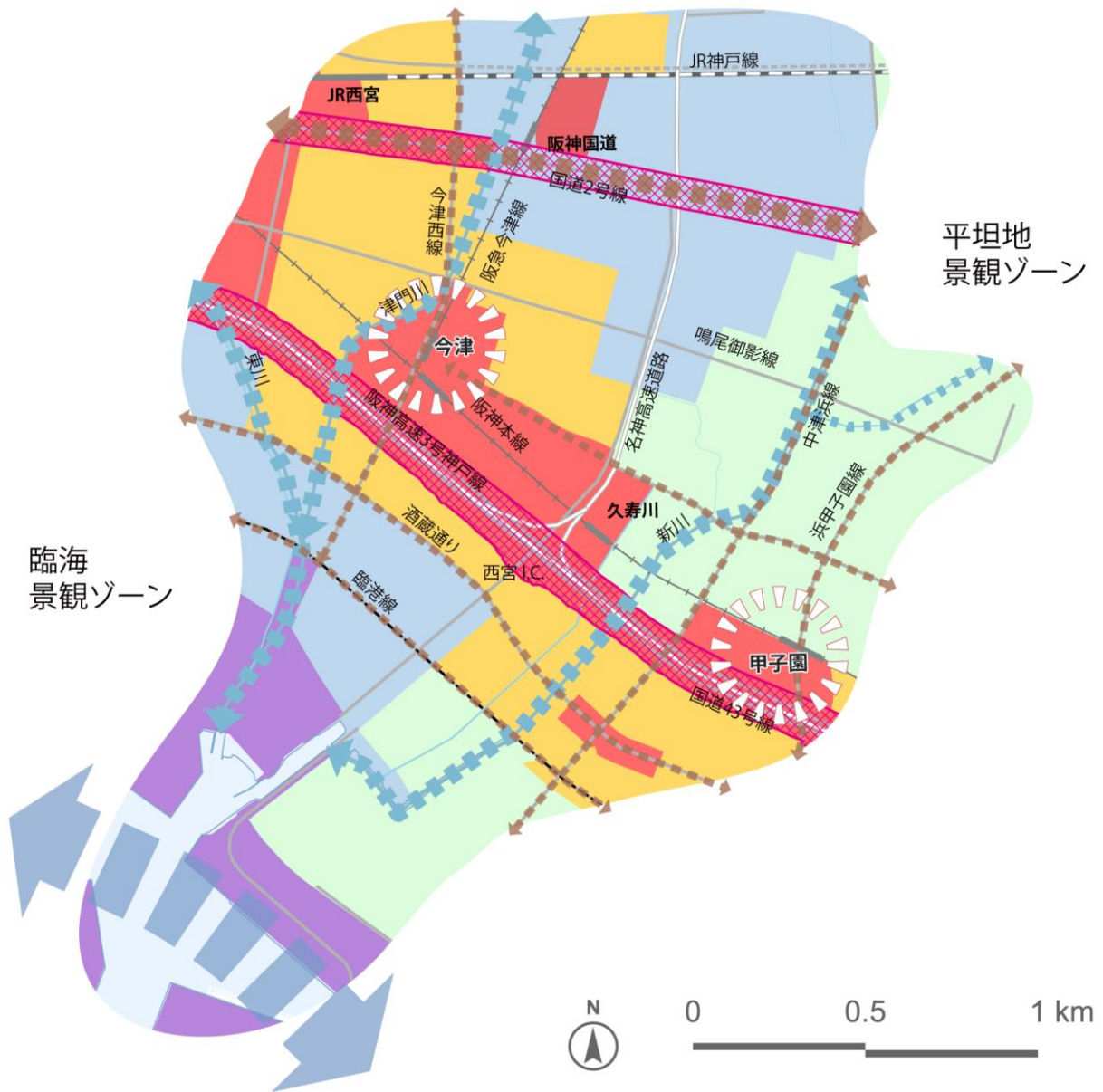


新川沿いのサクラ並木



津門中央公園

■ 景観構造



海岸線

凡例

- | | | | |
|---|------------------|---|---------------------|
|  | 市境界 |  | 景観エリア
中低層住宅景観エリア |
|  | 景観ゾーン界 |  | 都市型住宅景観エリア |
|  | 河川軸
(うち地域レベル) |  | 商業業務景観エリア |
|  | 道路軸
(うち地域レベル) |  | 産業住宅景観エリア |
|  | 海岸軸 |  | 流通産業景観エリア |
|  | 景観拠点
地域の中心地 |  | 沿道商業景観エリア |

■ 景観資源



景観資源 類型

- | | | |
|---------------------|------------|-----------------|
| ▲ 地形的ランドマーク | — 高速道路 | ① 津門中央公園 |
| ● 親水空間 | — 道路 | ② 津門川沿いのサクラ並木 |
| ● 公共空間の緑 (拠点・軸) | - - - 未設道路 | ③ 新川沿いのサクラ並木 |
| ● 保護樹木と寺社林・樹林等 | — 鉄道 | ④ 浄願寺の社寺林 |
| ● 歴史的建造物 | ■ 駅 | ⑤ 津門神社の社寺林 |
| ● 文教施設 | — 河川 | ⑥ 昌林寺のクスノキ |
| ● 現代建造物 | ■ 水面 | ⑦ 日吉神社の社寺林 |
| ● 歴史的まちなみ | ■ 自然緑地 | ⑧ 上野神社の社寺林 |
| ● 特徴的なまちなみ | | ⑨ 今津灯台 |
| ▶ 眺望ポイント
視方向←視点場 | | ⑩ 大関恒和蔵 |
| | | ⑪ 今津六角堂 (今津小学校) |
| | | ⑫ 甲子園筋のまちなみ |
| | | ⑬ 津門大塚地区 |

(5) 鳴尾地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

鳴尾地域は武庫川とかつての枝川が形成した三角州にあたり、大正時代の武庫川改修工事により枝川・申川が廃川となり、平坦地が広がりました。海浜部の多くは人工海岸となっていますが、甲子園浜には自然の砂浜・干潟・磯が残ります。海域には、平成4年に鳴尾浜、平成9年に甲子園浜の埋立地が完成しました。

受け継がれてきた「歴史・文化」

かつては鳴尾地域の多くは海であり、武庫川河口の堆積作用とともに新田開発が進められ、現在の地形になったのは平安時代以降です。

大坂と西宮を結ぶ中国街道が地域の中央を東西に横断し、江戸時代には、街道のはずれに鳴尾村をはじめとした集落が点在していました。

明治後期に阪神電鉄沿線で宅地開発が始まると、当地域には競馬場やゴルフ場等の娯楽施設が立地しました。大正時代には枝川と申川の廃川跡に甲子園球場が建設されるとともに、民間の宅地開発（甲子園）やその周辺地域での耕地整理が進められて市街地が形成されました。

戦後には、浜甲子園団地、武庫川団地等の大規模団地の開発が進められ、武庫川女子大学や兵庫医科大学等の教育施設も立地しました。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

住宅地主体の地域であり、阪神甲子園駅北側や甲子園浜に面する区域は低層住宅地、沿岸には大規模住宅団地が立地しています。阪神甲子園駅周辺には甲子園球場や商業業務施設、阪神鳴尾・武庫川女子大前駅周辺には商業施設や行政サービス施設、教育施設が立地し、地域の拠点となっています。鳴尾浜や甲子園浜には流通系を中心とした産業施設が集積しています。

また、武庫川沿いの臨港線以北が風致地区に指定されており、甲子園一番地区、甲子園二・三番地区、甲子園五番・花園地区、上鳴尾地区、里中地区、浜甲子園地区、浜甲子園団地に地区計画が定められています。浜甲子園団地の戸建住宅地区は、景観重点地区に指定されています。甲子園浜海浜公園の干潟は、鳥獣保護区・特別保護地区に指定され、その一部は生物保護地区として渡り鳥の餌場確保が図られています。

■ 景観の特徴

三角州に広がる市街地には、大正時代に開発された歴史ある住宅地や戦後に開発された大規模団地等の住宅景観、地域を代表する景観資源でもある武庫川女子大学等の文教施設景観がみられます。また、甲子園球場周辺や阪神鳴尾・武庫川女子大前駅周辺には地域の生活拠点としての賑わいのある景観が形成されるとともに、全国的に知られる甲子園球場は、地域の景観のランドマークとなり、他に類をみない特徴的な景観が形成されています。

一方、埋立地の甲子園浜と鳴尾浜には産業景観が見られ、海辺の甲子園浜海浜公園や鳴尾浜臨海公園、武庫川等は、豊かな自然と触れ合える場であるとともに、海や山並み等の広がりのある眺望景観の視点場となっています。



枝川町のまちなみ



武庫川女子大学附属中学校高等学校のメタセコイア並木



阪神甲子園球場



甲子園浜海浜公園（ふるさと海岸地区）

■ 景観の課題

大規模敷地への共同住宅や大規模小売店舗の建設等の土地利用転換がみられ、地区全体に中高層の共同住宅が増加し、低層住宅と混在しています。そのなかで緑化が不十分であること等により、潤いに欠けるまちなみが見られます。

一方、地区内には文教住宅都市を代表する文教施設や、ゆとりある住宅景観が見られるとともに、全国的にも著名な阪神甲子園球場が位置することから、これらの資源を活用したより一層の景観形成が求められます。

■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 緑豊かで落ち着いたある住宅地を
まもり、つくり、そだてます
- 川や海浜の広がりある風景をまもり、そだてます
- 甲子園球場や大学による活気と魅力ある
まちなみをつくりまします

配慮の方向性

- ・敷地内の緑化と緑の維持管理に努め、社寺林や武庫川河川敷緑地と一体となった緑豊かな住宅景観を形成します。
- ・低層住宅を中心とする地区における中高層建築物の建築等にあたっては、壁面後退と緑化による圧迫感の軽減、まちなみの連続性の確保等により、周辺の景観や居住環境との調和に配慮します。
- ・ランドマークとなる社寺林や樹林、巨樹を保全するとともに、これらへの眺めを保全します。
- ・緑の軸となる甲子園筋のタイワンフウや鳴尾新川筋のサクラ等の並木や、まとまりのある緑の拠点となる枝川町のブルーバール等の公園の緑を適切に保全・育成するとともに、地域住民の景観形成のきっかけづくりや景観形成活動の場として活用します。
- ・建築物、工作物、屋外広告物等は、臨海部の公園や橋、道路からの眺望に配慮した配置、規模、色彩等として、眺望景観を保全活用したまちづくりに努めます。
- ・濱甲子園倶楽部会館や旧鳴尾競馬場本館、各寺社の社寺林、枝川土手跡の松林等、地域の歴史的景観資源を適切に保全します。
- ・阪神甲子園球場周辺地域においては、建築物・工作物、広告物の景観誘導や緑化の推進により、賑わいのある商業景観並びに全国から多くの人々が訪れる場所に相応しい風格と魅力あるまちなみを形成します。
- ・阪神鳴尾・武庫川女子大前駅南から武庫川女子大学の周辺地区では、地域住民の生活拠点として、また、大学の街として、賑わいと落ち着きが調和した景観を形成します。
- ・武庫川、甲子園浜の緑と潤いある水辺景観の保全を図ります。



甲子園筋のタイワンフウ並木



鳴尾新川のサクラ並木



甲子園ヨットハーバー



枝川土手跡の松林



鳴尾・武庫川女子大前駅



枝川町のブルーバール

■ 景観構造



凡例

- | | | | | | |
|--|-----------|--|------------|--|--------|
| | 市境界 | | 低層住宅景観エリア | | 文教地 |
| | 景観ゾーン界 | | 中低層住宅景観エリア | | 地域の中心地 |
| | 河川軸 | | 都市型住宅景観エリア | | 眺望ポイント |
| | (うち地域レベル) | | 商業業務景観エリア | | |
| | 道路軸 | | 産業住宅景観エリア | | |
| | (うち地域レベル) | | 流通産業景観エリア | | |
| | 海岸軸 | | 沿道商業景観エリア | | |

■ 景観資源



(6) 瓦木地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

東側を武庫川が、西側を津門川が流下しています。武庫川の三角州にあたるため、平坦地が広がっています。

受け継がれてきた「歴史・文化」

多くは武庫川の氾濫原であったため、本格的な開拓は、武庫川に強固な堤防が築かれた豊臣時代以降で、江戸時代には、度重なる氾濫に見舞われながらも新田開発が進められ、広大な農地が広がり、集落が点在していました。

明治時代に国鉄、大正時代に阪急電鉄神戸線・今津線が開通した後も、引き続き農村集落が広がっていましたが、1920年代後半～1930年代には阪急西宮北口駅周辺において、昭和園、甲風園の住宅地開発や阪急西宮球場の建設が進められ、徐々に市街地が広がっていきました。

昭和初期のJR甲子園口駅開業後、同駅周辺及び阪急神戸線南側で大規模な区画整理が行われ、街区の整った住宅市街地が形成されました。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

阪神淡路大震災後、阪急西宮北口駅周辺では、北東地区で震災復興の再開や区画整理事業、南地区の再開発事業等により兵庫県立文化芸術センターや再開発ビルの建設等が進められ、防災性の高い都市基盤が整えられました。また、南東地区の西宮球場跡地に、平成20年に大型複合商業施設が開業しており、阪急西宮北口駅周辺は、西宮市の都市核となる商業業務施設や文化施設が集中する地域となっています。

現在は地域全体に市街化が進んでいますが、地域北東部にはまとまった農地も残っています。JR甲子園口駅周辺には小規模店舗が集積する商店街が形成されており、地域南西部には大規模な工場も立地しています。

また、武庫川沿いが風致地区に指定されており、西宮北口駅南地区、西宮北口駅北東地区、西宮北口駅南東地区、甲子園口地区には地区計画が定められています。また、地域北部の農地の多くは生産緑地地区に指定されています。

■ 景観の特徴

地域全体に住宅を主体とした景観が広がるなかにも、地域北東部の農地景観、阪急西宮北口駅周辺の都市核となる商業業務景観、JR甲子園口駅周辺の地域住民の生活拠点となる商業景観や、地域南西部の工場等の産業景観が見られます。また、住宅景観についても、甲風園や昭和園の石積みや松並木がつくる住宅景観や、住宅市街地のなかに残る旧集落の景観等が、地域の歴史を感じられる変化に富んだ住宅景観をつくり出しています。

また、武庫川女子大学甲子園会館や松山大学温山記念会館は地域を代表する景観資源として良好に維持され、周辺の住宅地と一体となって風格ある文教住宅景観をつくり出しています。また、日本百名橋にも選ばれている武庫大橋は、美しいランドマークであり、六甲山系の山並みや市街地の広がりを望むことのできる視点場にもなっています。また、この他にも、巨樹・巨木や社寺林は地域の景観のランドマークとなり、河川や道路等の並木は緑の軸となって、地域の景観を特徴づけています。



甲風園・昭和園のまちなみ



武庫川女子大学上甲子園キャンパス
(旧甲子園ホテル)



兵庫県立芸術文化センター



武庫大橋

■ 景観の課題

どこでも同じような建て方により、住宅の建て替え等が進められるなかで、地域の歴史がつくってきた多様な住宅景観の魅力が失われつつあります。

一方で、国道2号や山手幹線、中津浜線等の幹線道路沿いには沿道型店舗が増加しており、沿道敷地の緑化や広告景観の形成が求められます。また、地区西部のJR沿線は食品業を中心とする工業施設が集まる産業地区であり、工場敷地周辺の緑化等により住宅地との景観調和が求められます。

■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 都市核にふさわしい賑わいと魅力をつくります
- 落ち着きのある緑豊かな住宅地を
まもり、つくり、そだてます
- 農地や川の広がりある風景をまもり、そだてます

配慮の方向性

- ・住宅地における敷地内の緑化や樹木の保全・育成に努めるとともに、甲風園や新堀川沿い、旧集落等の歴史ある住宅地では、庭木や生垣、石積み等が連なる歴史と潤いを感じられる緑豊かな住宅景観を継承します。
- ・工業施設が集まる産業地区では、工場敷地周囲の緑化等により周辺との景観調和を図ります。
- ・緑の軸となる武庫川・津門川、新堀川等の河川沿いの並木や、まとまりのある緑の拠点となる公園の緑や主要幹線道路の並木を適切に維持管理し、緑豊かなまちなみを保全・育成します。
- ・西宮北口周辺では、街路や駅前広場等の公共空間のデザインの充実を図り、西宮の都市核として玄関口にふさわしい、統一感のある良好な景観形成を進めます。
- ・旧甲子園ホテルや旧新田長次郎邸、武庫大橋等の歴史的建造物や、ランドマークとなる社寺林や樹林、巨樹を適切に保全するとともに、これらとの見通しや眺望を保全します。
- ・建築物、工作物、屋外広告物等は、武庫大橋や山手大橋等からの眺望景観に配慮した配置、規模、色彩等として、眺望景観の保全を図ります。
- ・国道2号や山手幹線、中津浜線等の幹線道路については、道路や沿道敷地の緑化を推進するとともに、屋外広告物の誘導を図りながら、路線ごとの特徴のある景観の形成を図ります。



松山大学温山記念会館
(旧新田長次郎邸)



新堀川沿いのサクラ並木と護岸の石垣



せせらぎの道



瓦林公園のバラ園

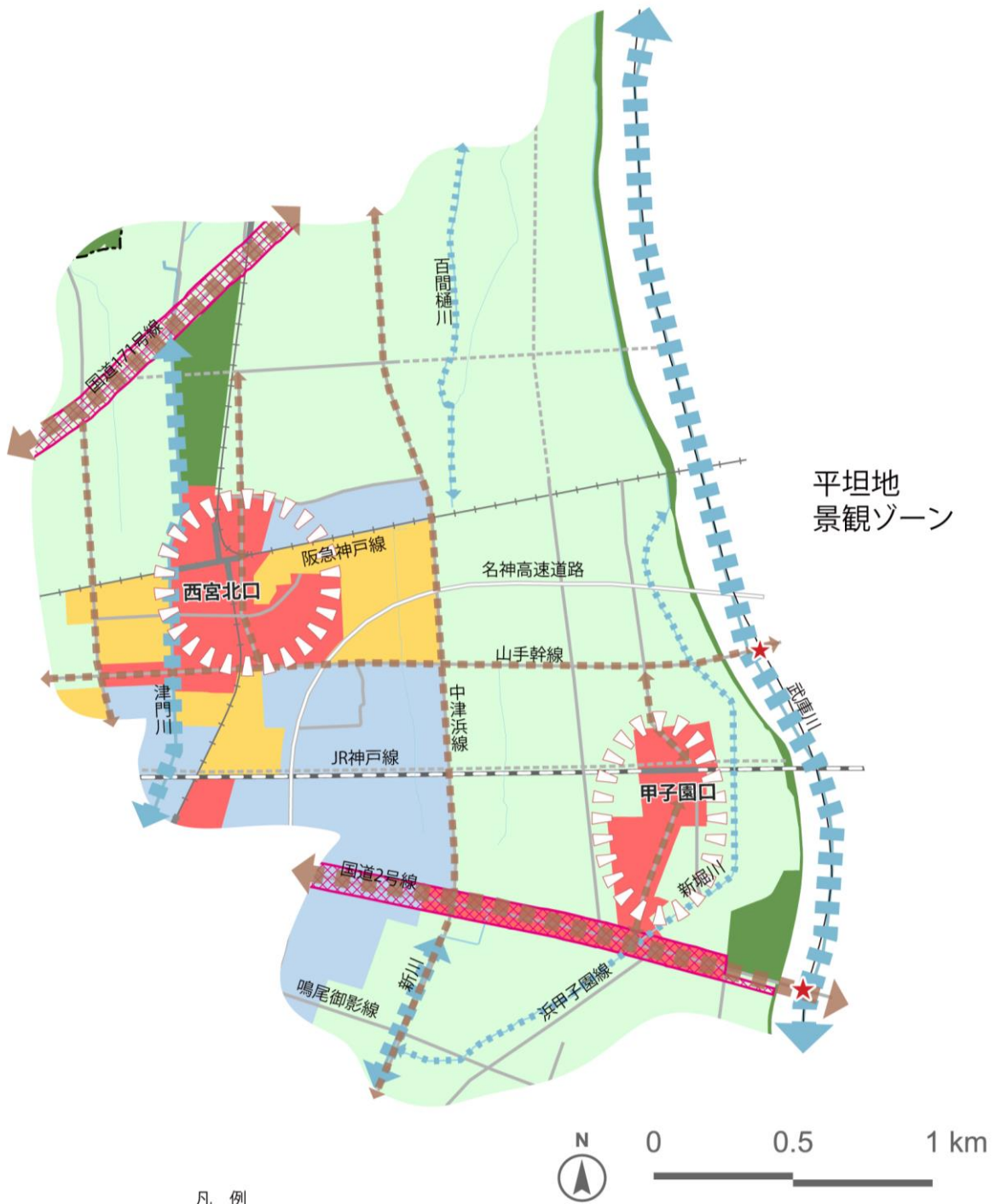


武庫川川辺のクスノキ群



甲子園八幡神社の社寺林

■ 景観構造



- | | | | | | |
|--|-----------|--|------------|--|--------|
| | 市境界 | | 景観エリア | | 景観拠点 |
| | 景観ゾーン界 | | 低層住宅景観エリア | | 地域の中心地 |
| | 河川軸 | | 中低層住宅景観エリア | | |
| | (うち地域レベル) | | 都市型住宅景観エリア | | |
| | 道路軸 | | 商業業務景観エリア | | |
| | (うち地域レベル) | | 産業住宅景観エリア | | |
| | | | 沿道商業景観エリア | | 眺望ポイント |

■ 景観資源



- | | |
|----------------|-------------------------------|
| ① せせらぎの道 | ⑮ 巖島神社の社寺林 |
| ② 武庫川河川敷緑地 | ⑯ 御代開公園のクスノキ |
| ③ 高木公園 | ⑰ 下瓦林のクスノキ |
| ④ 松並公園 | ⑱ 武庫大橋 |
| ⑤ 瓦林公園のバラ園 | ⑲ 武庫川女子大学 上甲子園キャンパス (旧甲子園ホテル) |
| ⑥ 津門川沿いのヤナギ並木 | ⑳ 松山大学温山記念会館 (旧新田長次郎邸) |
| ⑦ 新堀川沿いのサクラ並木 | ㉑ 兵庫県立芸術文化センター |
| ⑧ 甲風園名残のマツ並木 | ㉒ 山手大橋 |
| ⑨ 四十谷川沿いのヤナギ並木 | ㉓ 甲子園口駅 |
| ⑩ 日野神社の社寺林 | ㉔ 西宮北口駅およびその周辺 |
| ⑪ 甲子園八幡神社の社寺林 | ㉕ 甲風園、昭和園のまちなみ |
| ⑫ 高木八幡神社の社寺林 | ㉖ 甲子園筋のまちなみ |
| ⑬ 高木東熊野神社の社寺林 | ㉗ 武庫大橋から西宮市街への眺望 |
| ⑭ 熊野神社の社寺林 | ㉘ 山手大橋から西宮市街への眺望 |

(7) 甲東地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

北部は甲山を中心としたなだらかな前山の丘陵が続き、東部を武庫川、北部をその支流の仁川が流下します。概ね北部の丘陵から上ヶ原台地、平坦地へと段状に下る地形となっています。

受け継がれてきた「歴史・文化」

甲山山麓に広がる丘陵地帯にある上ヶ原台地は、江戸時代初期に、仁川上流から上ヶ原用水が引かれ、上ヶ原新田が拓かれました。また、江戸時代には、京と西国を結ぶ西国街道、西宮と小浜宿（宝塚市）を結ぶ西宮街道の各街道沿いを中心に集落が点在していました。

大正時代から昭和初期には、阪急今津線沿線の甲東園駅前や仁川沿いで宅地開発が進められ、昭和に入ると、関西学院大学、聖和女子大学、神戸女学院が相次いで上ヶ原に移転しました。戦後、果樹園が広がる上甲東園で住宅地開発が進められるとともに、文教施設が数多く集積しました。このため、昭和33年に全国二番目の文教地区に指定され、文教住宅都市西宮の礎となりました。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

住宅を主体とした土地利用となっていますが、上ヶ原地区には関西学院大学、神戸女学院大学等の文教施設の集積がみられ、また、現在も地域内には多くの農地が残る等、田園地帯の面影も残っています。阪急甲東園駅周辺や阪急門戸厄神駅周辺には商業施設の集積がみられ、また、阪急甲東園駅周辺には行政サービス施設が立地する等、地域の中心的な地区となっています。

法規制では、上ヶ原の文教地区に加え、甲山周辺、上ヶ原台地の関西学院大学、神戸女学院周辺から仁川周辺、門戸厄神周辺及び武庫川沿いが風致地区に指定されています。仁川五ヶ山地区に地区計画が定められており、関西学院周辺地区は地区計画を定めるとともに、**本市で初めてとなる**景観地区に指定されています。また、地域内の農地の多くは生産緑地地区に指定されています。

■ 景観の特徴

甲山から関西学院大学や神戸女学院のキャンパスが立地する上ヶ原台地、平坦地へと連なる段状の地形は、住宅地開発に適すと同時に、ランドマークである甲山を際立たせ、文教住宅都市西宮を代表する景観をつくり出しています。

石積みや庭木が連なる住宅地と緑豊かな大学等の文教施設が一体となった文教住宅景観をはじめ、甲山山麓部の自然緑地や仁川、武庫川等の水辺空間等による水と緑にあふれた自然景観、参拝客で賑わう神呪寺や門戸厄神等の社寺境内地の景観、市街地内に残る農地と住宅がおりなす田園都市景観等、地域の歴史・文化・自然を反映したさまざまな景観が見られることが特徴となっています。また、市域のランドマークとなる甲山は、学園花通りをはじめ、当地域の各所から望むことができ、当地域の景観を特徴づけるものにもなっています。



甲山



上甲東園のまちなみ



東光寺（門戸厄神）の社寺林



上ヶ原用水路

■ 景観の課題

ランドマークである甲山の麓への住宅開発が見られるなかで、スカイラインだけでなく山麓まで含めた山容を保全し、甲山への良好な眺望景観を保全することが求められます。

住宅地においては、低層の良好な住宅地において、大規模宅地の細分化や共同住宅化が見られ、低層主体の住宅景観が変化してきています。また、農地の宅地化が進む中で、広がりのある農地の保全や宅地化にあたっての周辺景観との調和への配慮が求められます。

さらに、国道 171 号、中津浜線沿いについては、緑も乏しく、沿道の屋外広告物や建築物の突出した色彩等が景観を阻害している場所も見られます。

■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 川や農地の広がりある風景と、
甲山の眺望をまもります
- 落ち着いたある緑豊かな住宅地を
まもり、つくり、そだてます
- 学園街の雰囲気をつくり、いかしたまちなみをつくります

配慮の方向性

- ・上甲東園や仁川等の歴史ある住宅地では、石積みと生垣・庭木が連なる緑豊かな住宅景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成を図ります。
- ・まとまった農地が残る地区では、農地の保全に努め、農地と住宅が調和した田園景観を育成し、緑に包まれた魅力的な都市景観を創出します。
- ・緑の軸を形成する学園花通りのサクラ並木、くすのき通り等の並木や、まとまりのある緑の拠点となる**武庫川**や甲山森林公園、甲東梅林等の公園、緑地等の緑を適切に維持管理し、緑豊かなまちなみを保全育成します。
- ・関西学院や神戸女学院等の校舎群をはじめ、上ヶ原用水や大阪城石垣石丁場跡、厄神道標等、地域の歴史を物語る景観資源を保全し、**これらとの周辺景観の調和を図ります。**
- ・地域内各所のみならず、市内各所からの甲山への眺望を保全するため、甲山の植生の保全等を通じた山容の保全を図るとともに、周辺地域における建築物や工作物、屋外広告物等の配置、規模、色彩等に配慮します。
- ・ランドマークとなる社寺林や樹林、巨樹を保全するとともに、これらへの見通しや眺望を保全します。
- ・国道 171 号、中津浜線沿いについては、道路や沿道敷地の緑化を推進するとともに、建築物や屋外広告物の色彩等にも配慮し、周辺の住宅景観と調和した景観を形成します。



大阪城石垣石丁場跡 東六甲石丁場跡



武庫川沿いのマツ並木



上甲東園のクスノキ並木



北山貯水池



上甲東園 1 号緑地



甲東梅林

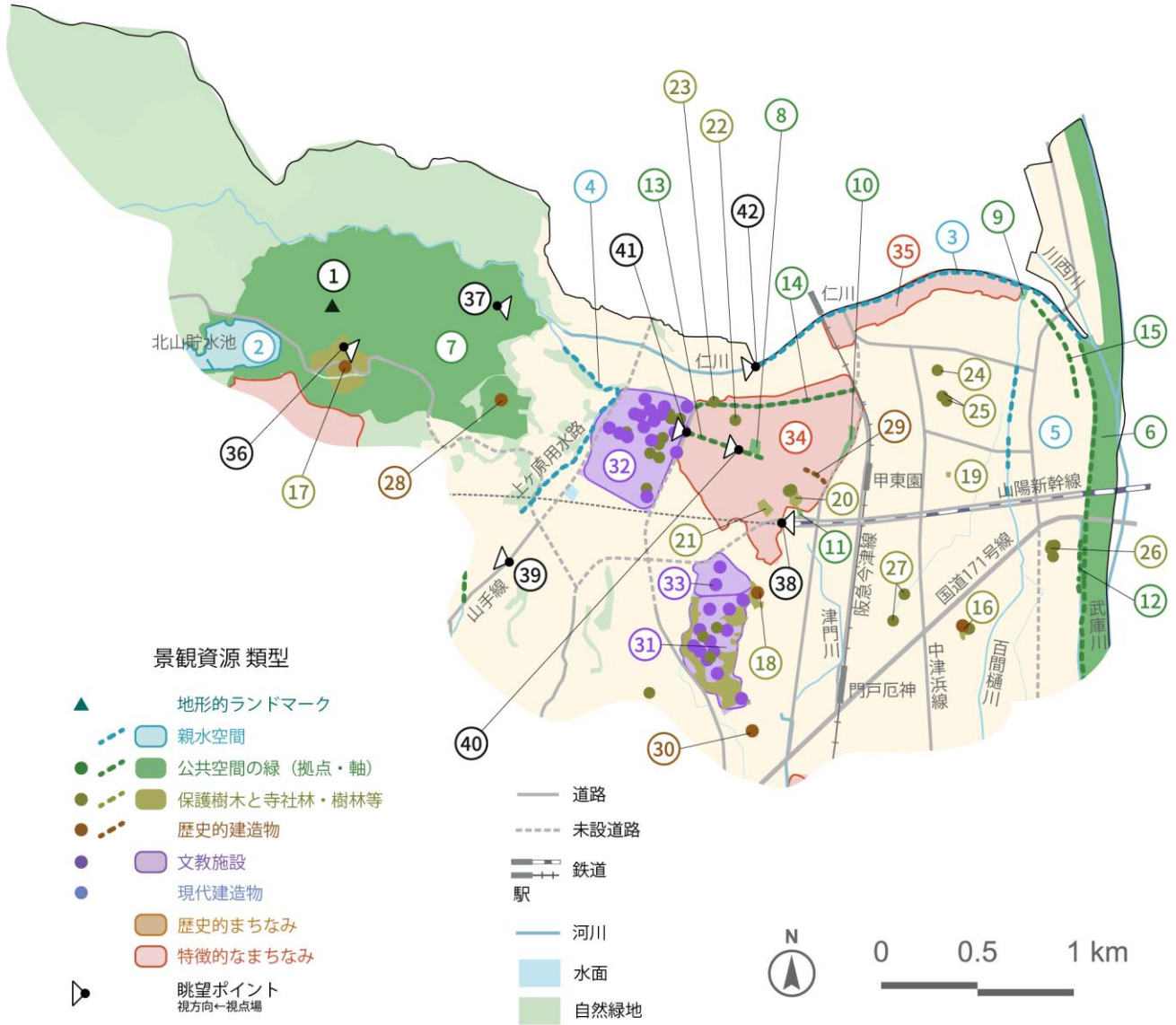
■ 景観構造



凡 例

- | | | | |
|--|-----------|--|------------|
| | 市境界 | | 自然景観エリア |
| | 景観ゾーン界 | | 低層住宅景観エリア |
| | 河川軸 | | 中低層住宅景観エリア |
| | (うち地域レベル) | | 商業業務景観エリア |
| | 道路軸 | | 産業住宅景観エリア |
| | (うち地域レベル) | | 沿道商業景観エリア |
| | 山並み軸 | | |
| | ランドマーク | | 文教地 |
| | 眺望ポイント | | 地域の中心地 |
| | | | モデルとなる住宅地 |

■ 景観資源



- ① 甲山
- ② 北山貯水池
- ③ 仁川
- ④ 上ヶ原用水路
- ⑤ 百間樋川遊歩道
- ⑥ 武庫川河川敷緑地
- ⑦ 兵庫県立甲山森林公園
- ⑧ 甲東梅林
- ⑨ 百間樋児童遊園のマツ林
- ⑩ 上甲東園1号緑地
- ⑪ 上甲東園3号緑地
- ⑫ 新堀川沿いのサクラ並木
- ⑬ 学園花通りのサクラ並木
- ⑭ 上甲東園のクスノキ並木
- ⑮ 一里山町のサクラ並木
- ⑯ 大市八幡神社の本殿と大クスなどの社寺林
- ⑰ 神呪寺の仁王門と社寺林
- ⑱ 東光寺(門戸厄神)と社寺林
- ⑲ 若宮八幡神社の社寺林
- ⑳ 門戸天神社の社寺林
- ㉑ 神呪巖島神社の社寺林
- ㉒ 甲陵中学校のユーカリ
- ㉓ 上甲東園のエノキ
- ㉔ 西廣寺のエノキ
- ㉕ 段上町のクロガネモチとクロマツ
- ㉖ 樋ノ口町のエノキ、クスノキ等の樹木群
- ㉗ 下大市旧西国街道沿いのクスノキ
- ㉘ 大阪城石垣石丁場跡 東六甲石丁場跡
- ㉙ 上甲東園石段階段
- ㉚ 厄神道標
- ㉛ 神戸女学院の校舎群と樹林
- ㉜ 関西学院大学 上ヶ原キャンパスの校舎群と樹林
- ㉝ 関西学院大学 聖和キャンパスの校舎群
- ㉞ 上甲東園の住宅まちなみ
- ㉟ 仁川沿いのまちなみ
- ㊱ 神呪寺から市街地を見渡す眺望
- ㊲ 甲山森林公園展望台から市街地を見渡す眺望
- ㊳ 山陽新幹線記念公園から新幹線と市街地を見渡す眺望
- ㊴ 苦楽園、甲陽園の住宅地一帯を見上げる眺望
- ㊵ 学園花通りから関西学院と甲山への眺望
- ㊶ 関学正門から甲山への眺望
- ㊷ 翁橋から甲山への眺望

(8) 塩瀬地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

南に六甲山系、中央から北に北摂山系が広がる山地を主体とした地域です。地域東端には武庫川が流れ、その支流である名塩川と太多田川が山間の谷間を流れています。

受け継がれてきた「歴史・文化」

塩瀬地域には、旧生瀬村と旧名塩村があり、生瀬村は、古くから大阪や京都と有馬温泉や播磨・但馬へ通ずる街道筋の宿駅として栄え、名塩村は、江戸時代から藩札やふすま紙に広く使われた名塩和紙が生産され、繁栄を誇っていました。しかし、生瀬村は明治 31 年に鉄道が開通したことにより、名塩村も戦後の紙生産の機械化と和紙需要の低迷により、農村集落へと推移しました。

昭和 30 年代から 40 年代には、都市への人口流入に伴い、当地域においても名塩山荘や名塩ガーデンをはじめとした住宅地開発が行われ、昭和 50 年代には住宅都市整備公団（現在のUR都市機構）による名塩ニュータウン等の大規模な宅地開発が始まり、昭和 61 年のJR西宮名塩駅設置により、大阪方面への通勤圏の住宅地として飛躍的に発展してきました。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

豊かな自然に恵まれた地域であり、武庫川・名塩川沿いの谷間には、中国自動車道、国道 176 号の幹線道路が整備され、その両側の山麓部には旧集落や大規模な住宅団地が広がっています。JR西宮名塩駅周辺には地域住民の生活拠点となる商業施設や行政サービス施設が整備されています。また、北部には、武庫川溪谷や武田尾温泉、ゴルフ場等のレクリエーション資源が見られます。

また、地区の約 7 割が市街化調整区域であり、住宅地である名塩ニュータウン地区、名塩平成台地区、名塩南台地区、西宮名塩さくら台地区、宝生ヶ丘地区には地区計画が定められています。また、宝生ヶ丘地区ではまちづくり協定も締結されています。

■ 景観の特徴

北摂山系、六甲山系の山並みが豊かな自然景観を形成し、名塩川が削る東西方向の谷間には、中国自動車道及び国道 176 号が走って河川・道路の景観軸となっています。

この谷間には、古くからの歴史・文化を伝える旧集落や農地と、新たに開発された大規模住宅地が位置し、周囲の山林と新旧の住宅景観が融和した景観が広がっています。

今も残る茅葺民家等の歴史的な建築物や石積等がまちなみのアクセントになるとともに、寺社の社寺林や巨樹が地域のランドマークとなっています。一方で、住宅開発地では、低層を中心とした家並みと庭木や生垣が連なり、基盤の整った良好なまちなみ景観が形成されています。また、なかでも創造の丘ナシオンの高低差 60m の斜行エレベーターは、全国的にも類例の少ない特徴的な景観を作り出しています。



東山台のまちなみ



創造の丘ナシオンの斜行エレベーター



木之元の旧集落景観



名塩八幡神社の社寺林

■ 景観の課題

歴史的な建築物等の建て替えが進み、古くからの集落景観が変容するとともに、耕作放棄地等が増加し、田園景観が変容してきています。また、住宅団地についても、今後の建築物の更新が進むことが予想されるなかで、外構の緑化や適切な維持管理等によって将来にわたって良好な住宅景観を保全・継承することが求められます。

さらに、名塩ニュータウン地区北部等には、斜面地へのソーラーパネルの設置が相次いでおり、住宅地等からの景観を阻害しているケースが見られます。

■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 自然の水辺と緑、田園風景をまもり、そだてます
- 山の斜面緑地をいかし、
これに調和したまちなみをつくります
- 旧街道沿いを中心とする歴史的背景を
まもり、つたえます

配慮の方向性

- ・名塩旧集落、木之元旧集落や JR 生瀬駅前街道筋では、寺社や古民家等の歴史的な建築物等や農地の保全に努めるとともに、建築物の建築等にあたっては、周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、歴史的なまちなみやのどかな田園景観の保全、継承を図ります。
- ・住宅団地においては、街路樹等の公的空間の緑化や適切な維持管理を行うとともに、民有地においても庭木・生け垣等の外構の緑化や適切な維持管理を行い、山並みと調和した緑豊かな住宅景観を将来にわたって継続的に保全・育成していきます。
- ・景観の軸となる太多田川、名塩川等の河川や、寺社の社寺林等のまとものある緑等の環境を保全し、緑豊かで潤いのある景観の維持に努めます。
- ・ランドマークとなる社寺林や樹林、巨樹を保全するとともに、これらへの目通しや眺望を保全します。
- ・建築物、工作物、屋外広告物等は、塩瀬中央公園や名塩八幡神社等からの眺望景観に配慮した配置、規模、色彩等として、眺望景観の保全を図ります。
- ・ソーラーパネルの設置にあたっては、緑化による遮蔽等の措置を講じる等、周辺からの見え方に配慮します。
- ・山の緑や風土に合った色合いや材料による地域特性をいかしたのびやかな景観形成を図ります。



生瀬宿の街道景観



名塩のまちなみ



名塩南台から望む住宅景観



森興橋からの眺め



武田尾橋




ナシオン広場

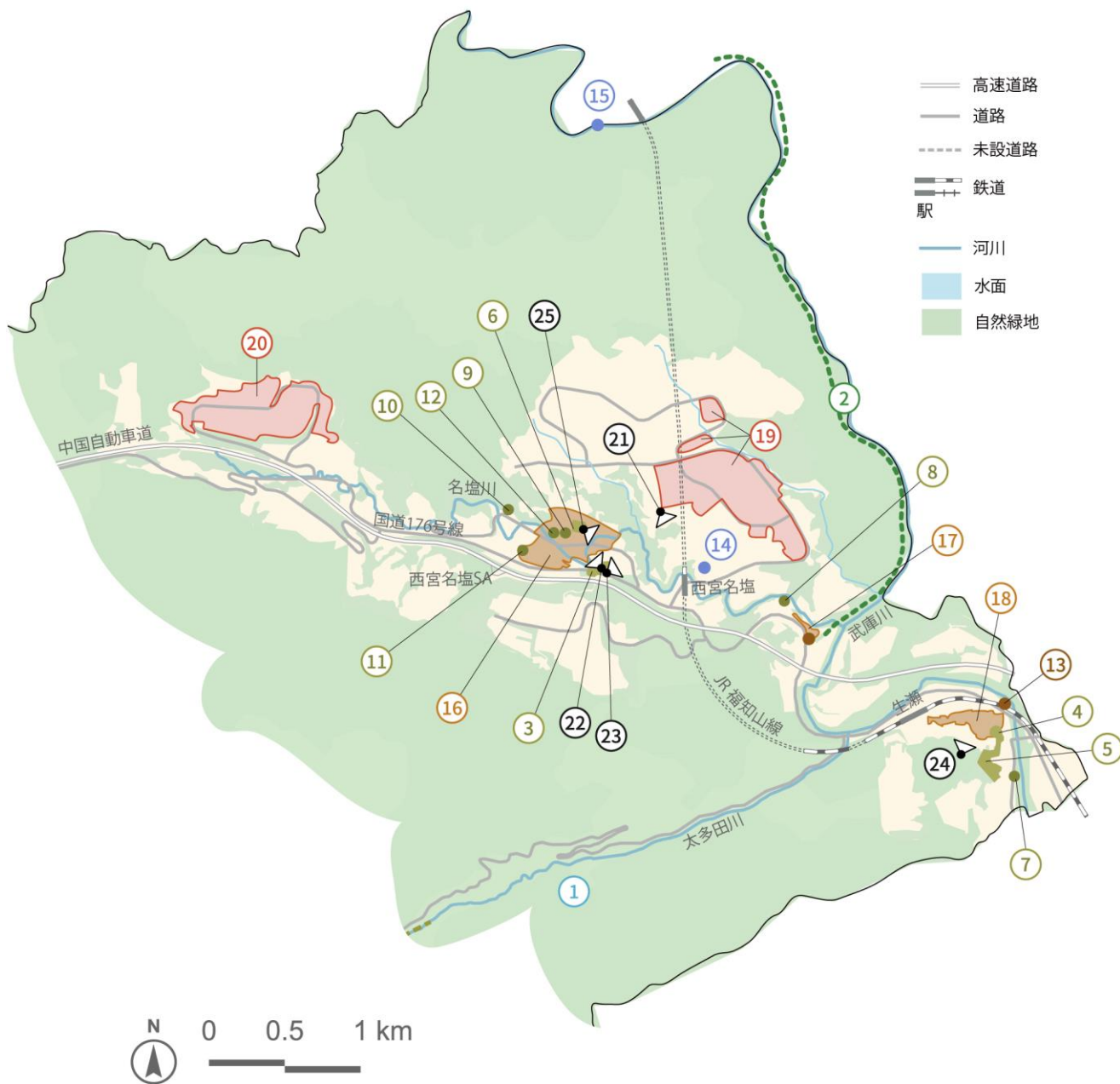
■ 景観構造



凡例

- | | | | |
|---|------------------|---|------------|
|  | 市境界 |  | 自然景観エリア |
|  | 景観ゾーン界 |  | 低層住宅景観エリア |
|  | 河川軸
(うち地域レベル) |  | 中低層住宅景観エリア |
|  | 道路軸
(うち地域レベル) |  | 商業業務景観エリア |
|  | 山並み軸 |  | 流通産業景観エリア |
|  | 景観拠点 |  | 眺望ポイント |
|  | 地域の中心地 | | |

■ 景観資源



- 景観資源 類型**
- ▲ 地形的ランドマーク
 - 親水空間
 - 公共空間の緑 (拠点・軸)
 - 保護樹木と寺社林・樹林等
 - 歴史的建造物
 - 文教施設
 - 現代建造物
 - 歴史的まちなみ
 - 特徴的なまちなみ
 - ▶ 眺望ポイント
視方向←視点場
- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 蓬莱峡 | ⑬ 神戸市水道武庫川導水路橋脚 |
| ② 武庫川溪谷 | ⑭ 創造の丘ナシオンの斜行エレベーター |
| ③ 名塩八幡神社の社寺林 | ⑮ 武田尾橋 |
| ④ 生瀬皇太神社の社寺林 | ⑯ 名塩の集落景観 |
| ⑤ 生瀬万燈籠山林 | ⑰ 木之元の集落景観 |
| ⑥ 教行寺の社寺林 | ⑱ 生瀬宿の街道景観 |
| ⑦ 武庫川沿いのクスノキ | ⑲ 創造の丘ナシオン 東山台・国見台のまちなみ |
| ⑧ 木之元のクスノキ | ⑳ 名塩さくら台第1住宅地区のまちなみ |
| ⑨ 名塩のエノキ | ㉑ 塩瀬中央公園から南方向への眺望 |
| ⑩ 名塩のモミ | ㉒ 名塩八幡神社境内から北西への眺望 |
| ⑪ 名塩の株立ちクスノキ | ㉓ 名塩八幡神社社叢上部から北東への眺望 |
| ⑫ 教蓮寺のゴヨウマツ | ㉔ 光照稲荷大明神からの眺望 |
| | ㉕ 教行寺周辺からの眺望 |

(9) 山口地域

■ 景観の成り立ち

基盤となる豊かな「自然」

南に六甲山系、北東に北摂山系が広がる山地を主体とした地域です。地域内には、武庫川水系の有馬川と船坂川が流れ、それらの河川沿いに谷筋や平地が広がっています。また、昭和 53 年に水源地としてつくられた金仙寺湖や、その湖畔には地域のランドマークとなる丸山があります。さらに、南部には蓬莱峡や白水峡といった自然資源もみられます。

受け継がれてきた「歴史・文化」

山口は、古くから名湯として知られた有馬温泉と大阪、丹波、播磨をつなぐ街道筋に形成され、古墳時代に既に集落が営まれており、平安時代の古文書の記録には公智神社の名も見られます。

安土桃山時代に村落が形成されるようになり、16 世紀末には農林業を営む五ヶ所村(名来村、下山口村、上山口村、中野村、船坂村)が存在していました。

昭和 50 年代に入り、中国自動車道が開通して西宮北インターチェンジが設けられたことにより、流通産業団地が立地するとともに、土地区画整理事業をはじめとした大規模な宅地開発が進められ、大阪・神戸への通勤圏の住宅地として発展してきました。

現在のわたしたちの「暮らし・営み」

山林や農地が広がる豊かな自然に恵まれた地域です。有馬川や船坂川、太多田川沿いには古くからの旧集落があり、山口センター周辺の丘陵には大規模な住宅団地や流通産業団地等が広がっています。西宮北インターチェンジから国道 176 号沿道には沿道型商業施設が集積しています。

また、市街化調整区域が地区の 7 割を占めており、南部の山地は瀬戸内海国立公園に指定されています。住宅地である北六甲台地区、上山口・丸山地区、すみれ台地区に地区計画が定められています。

■ 景観の特徴

北摂山系、六甲山系の山林や自然緑地、河川軸となる有馬川、船坂川、金仙寺湖等の水辺空間等、水と緑にあふれた景観が見られます。それらの河川がつくる谷間には、旧集落の石垣、庭木、民家の連なる街道筋の景観を今にとどめるとともに、広大な農地や山あいの旧集落景観が見られます。中国自動車道の周辺には、大規模住宅地や計画的かつ緑豊かな新しい住宅市街地の景観や、流通産業団地による産業景観が形成されています。

このようななかであって、公智寺社の社寺林や巨樹等が緑の拠点となって、地域の景観に潤いを与えるとともに、丸山は地域のランドマークとなって地域内の各所から望むことができます。



丸山



山口町の旧集落景観



船坂地区の旧集落景観



公智神社・光明寺の社寺林

■ 景観の課題

歴史的な建築物等の建て替えが進み、古くからの旧集落景観が変容するとともに、耕作放棄地等が増加し、田園景観も変化してきています。

道路沿道等で資材置き場や沿道型店舗が増加し、土地利用の転換と混在が進んでいます。特に、国道 176 号沿いでは、沿道型店舗の屋外広告物の乱立や老朽化した空き家等が見られます。

■ 景観形成の考え方

景観形成の方向性（テーマ）

- 自然の水辺と緑をまもり、そだてます
- 山並みと田園風景に調和した
まちなみをつくります
- 旧街道沿いを中心とする歴史的背景を
まもり、つたえます

配慮の方向性

- ・ 上山口、下山口、船坂、中野の旧集落では、古民家等の歴史的建築物、石垣等の外構のしつらえや農地の保全に努めるとともに、建築物の建築等にあたっては、周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、歴史的なまちなみやのどかな田園景観の保全、継承を図ります。
- ・ 住宅団地においては、街路樹等の公的空間の緑化や適切な維持管理を行うとともに、民有地においても庭木・生け垣等の外構の緑化や適切な維持管理を行い、山並みや田園と調和した緑豊かな住宅景観を将来にわたって継続的に保全・育成していきます。
- ・ 景観の軸となる有馬川、船坂川等の河川や有馬川緑道、寺社の社寺林等のまとまりのある緑や水辺空間を保全し、緑豊かで潤いのある景観を維持します。
- ・ ランドマークとなる社寺林や樹林、巨樹を保全するとともに、これらへの眺めを保全します。
- ・ 建築物、工作物、屋外広告物等は、金仙寺湖や公智神社参道等から丸山・畑山への眺望景観に配慮した配置、規模、色彩等として、眺望景観の保全を図ります。
- ・ 丸山貯水池、金仙寺湖と丸山ならびに周辺の山林が一体となって形成する緑豊かな水辺空間を保全します。
- ・ 蓬莱峡、白水峡の特徴的な自然景観を保全し、それらを観光資源としてより一層活用できるよう、視点場の整備・検討や当地域の景観資源との連携等、周辺地域も含めた各種整備や取組を推進します。
- ・ 国道 176 号の沿道商業景観エリアについては、街路樹や沿道敷地の緑化を推進するとともに、建築物や屋外広告物の色彩等にも配慮し、周辺の住宅景観や自然景観と調和した景観を形成します。
- ・ 山の緑や風土に合った色合いや材料による地域特性をいかしたのびやかな景観形成を図ります。



丸山貯水池（金仙寺湖）



名来神社の社寺林



船坂山王神社



名来対岸の農地

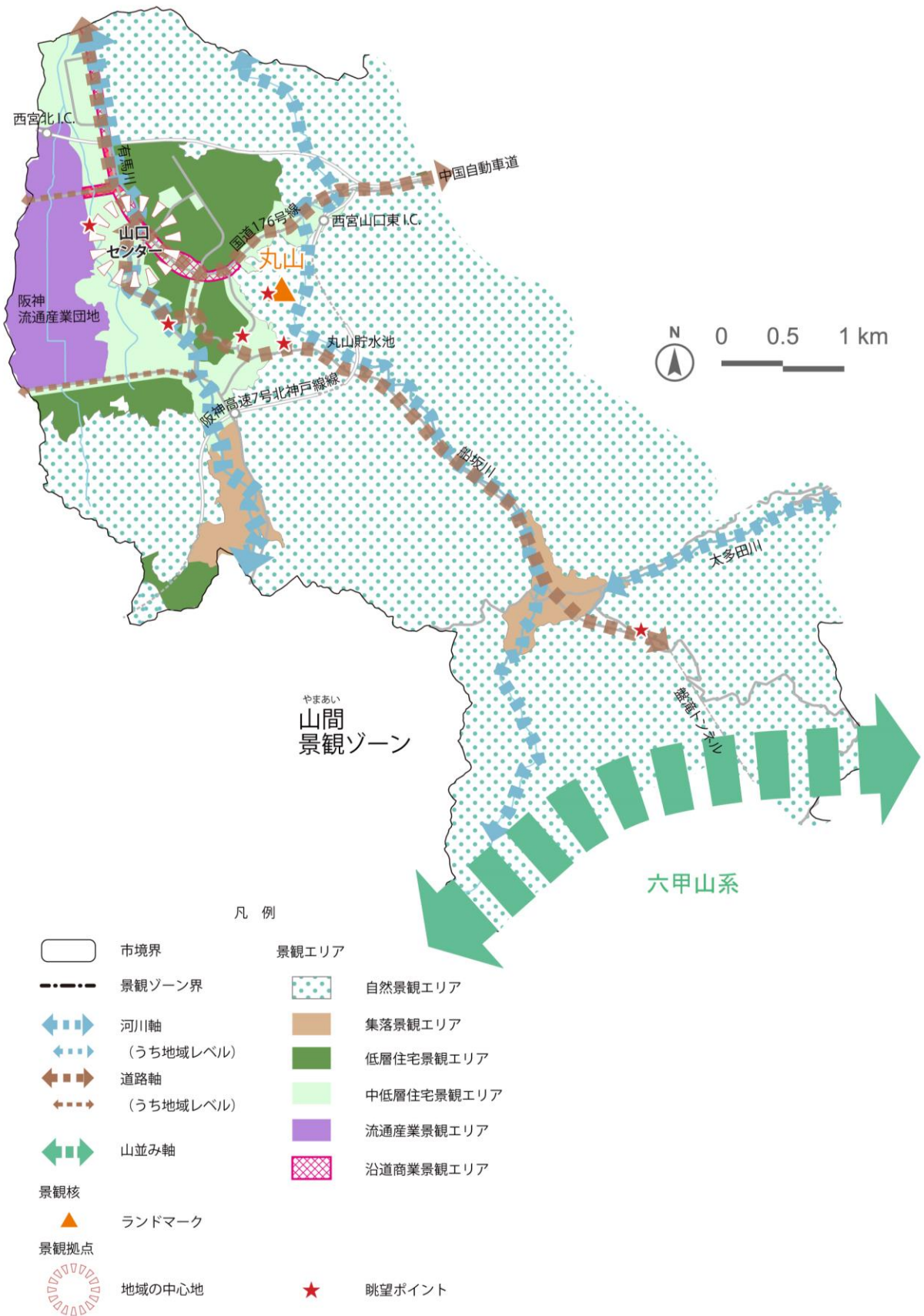


有馬川緑道

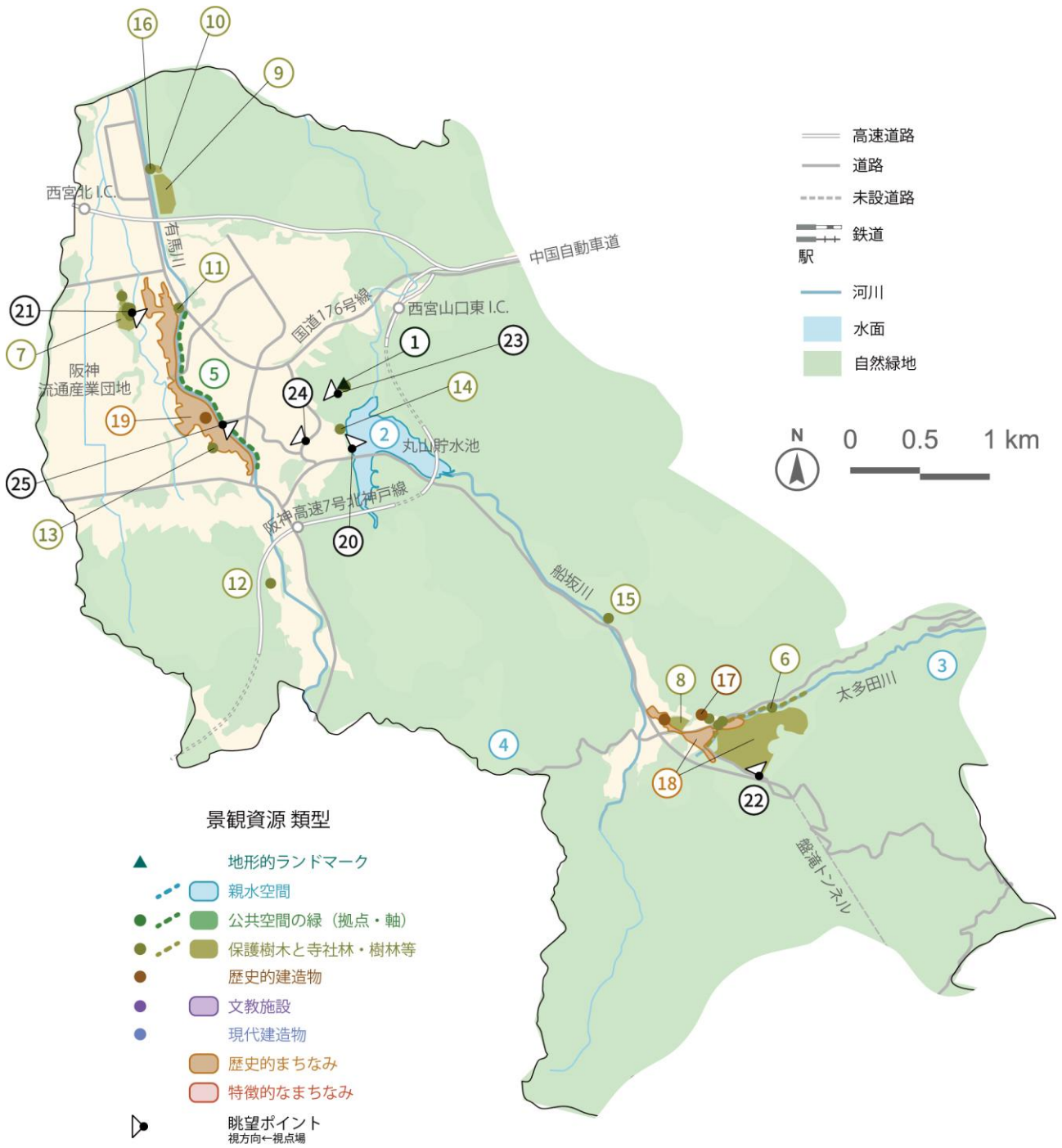


蓬莱峡

■ 景観構造



■ 景観資源



- ① 丸山
- ② 丸山貯水池 (金仙寺湖)
- ③ 蓬萊峡
- ④ 白水峡
- ⑤ 有馬川緑道
- ⑥ 太多田川沿いの樹林
- ⑦ 公智神社の神輿殿と公智神社・光明寺の社寺林
- ⑧ 船坂山王神社の社寺林
- ⑨ 名来対岸の農地
- ⑩ 名来神社の社寺林
- ⑪ 山口の大ケヤキ
- ⑫ 中野の大カヤ

- ⑬ 上山口のクスノキ
- ⑭ 金仙寺のモミ
- ⑮ 船坂川沿いのクロマツ
- ⑯ 立毛橋傍の大木
- ⑰ 船坂里山学校 (旧船坂小学校)
- ⑱ 船坂地区の集落と農地
- ⑲ 山口町の集落景観
- ⑳ 金仙寺湖から丸山・畑山への眺望
- ㉑ 公智神社周辺から丸山への眺望
- ㉒ 船坂の棚田上部から集落方向への眺望
- ㉓ 丸山稻荷神社参道途中からの眺望
- ㉔ 山口樋ノ谷公園からの眺望
- ㉕ 松栄橋から山並みとサクラ並木への眺望

第2部 景観形成の進め方

2-1 景観形成の展開

(1) 主体ごとの役割と連携

① 主体ごとの役割

「市民等」、「事業者」、「活動団体」、「専門家」、「教育機関」、「行政」といった景観形成に関係する各主体が、次に示すそれぞれの役割を認識し、景観形成の取組を実践していきます。

【市民（個人・地域）の役割】

市内に居住する人、市内の企業で働く人や市内の大学等に通う学生等

- 市民一人ひとりが景観づくりの主役であり、住まいや庭先の緑のしつらえ等の積み重ねが、地域全体の景観を構成していることを認識します。
- 日常の暮らしの中で景観に関心をもち、景観について学び、考え、良好な景観の形成に関する理解を深めながら、積極的に景観づくりに参加します。
- 自宅周辺や地域の美化・緑化等の景観形成活動に参加する等、身近な景観形成に努めます。
- 行政や市民活動団体等が実施する良好な景観の形成に関する施策や取組に協力します。
- 市民相互が良好な景観の形成に対する理解を深め、継続的に協力して景観づくりに取り組みます。
- 各地域で景観の将来像や景観形成の方向性を共有し、地域ごとの特徴に応じた良好な景観形成のためのルールづくり等に積極的に取り組みます。

【事業者の役割】

企業活動や開発事業を行う者

- 事業者の建築物や事業活動は西宮市の景観の構成要素の一つであることを認識し、建築行為や開発行為、事業活動等を行う際には、地域の景観との調和や良好な景観の形成に配慮した事業計画を立案して取り組むよう努めます。
- 事業者は市民の一員であることを認識し、店舗・事業所周辺の美化に努めるとともに、地域の景観形成活動への参加等を通じて良好な景観の形成や地域の活性化の取組に協力します。
- 市民との信頼関係を深め、行政の景観に係わる計画や施策に対して積極的に協力し、市民等及び行政との協働による景観形成に努めます。

【活動団体の役割】

NPO法人や民間団体等の団体

- 各活動団体は、それぞれの活動の中で、良好な景観の形成に貢献するよう努めます。
- 活動の成果を積極的に公開・発表する等、市民等の景観に対する意識啓発を図りながら、より多くの市民等を巻き込み、持続的な活動へとつなげていきます。
- 他の活動団体との情報交換や意見交換等の交流を通じて、さらなる活動の展開に努めます。
- 行政の景観に係わる計画や施策に対して積極的に協力し、市民等・事業者・行政の「つなぎ役」・「牽引役」として、三者が行う取組を支援するよう努めます。

【専門家の役割】

大学教員やコンサルタント等

- 景観に関する専門家は、その専門的な知識や経験をいかし、市民等や事業者、市民活動団体等が行う良好な景観づくりの取組の指導的役割を担います。
- 西宮市都市景観・屋外広告物審議会及び同審議会景観アドバイザー一部会に属する専門家は、良好な景観の形成にあたって必要となる施策や、建築・開発行為等におけるまちなみとの調和や景観向上のための計画やデザインについて、助言・指導を行います。
- 建築や自然、環境、歴史・文化、まちづくり等、西宮市の景観形成に関連する各分野の専門家は、各々の分野から西宮市の景観についての調査・研究を推進するとともに、相互に協力して、西宮市の景観のさらなる価値や魅力の解明や市民等への伝達に継続的に努めます。

【教育機関の役割】

小中学校や高校、大学等

- 小中学校や高校、大学等の教育機関は次代を担う子どもや若者たちに対し、西宮の景観の成り立ちや特徴を分かりやすく教えるとともに、自分たちが暮らす地域の景観の価値や魅力の発見につながる教育を行います。
- 公開講座や生涯学習の場等において、市民や事業者を対象に景観学習を実施し、良好な景観の形成に対する意識啓発に取り組みます。

【行政の役割】

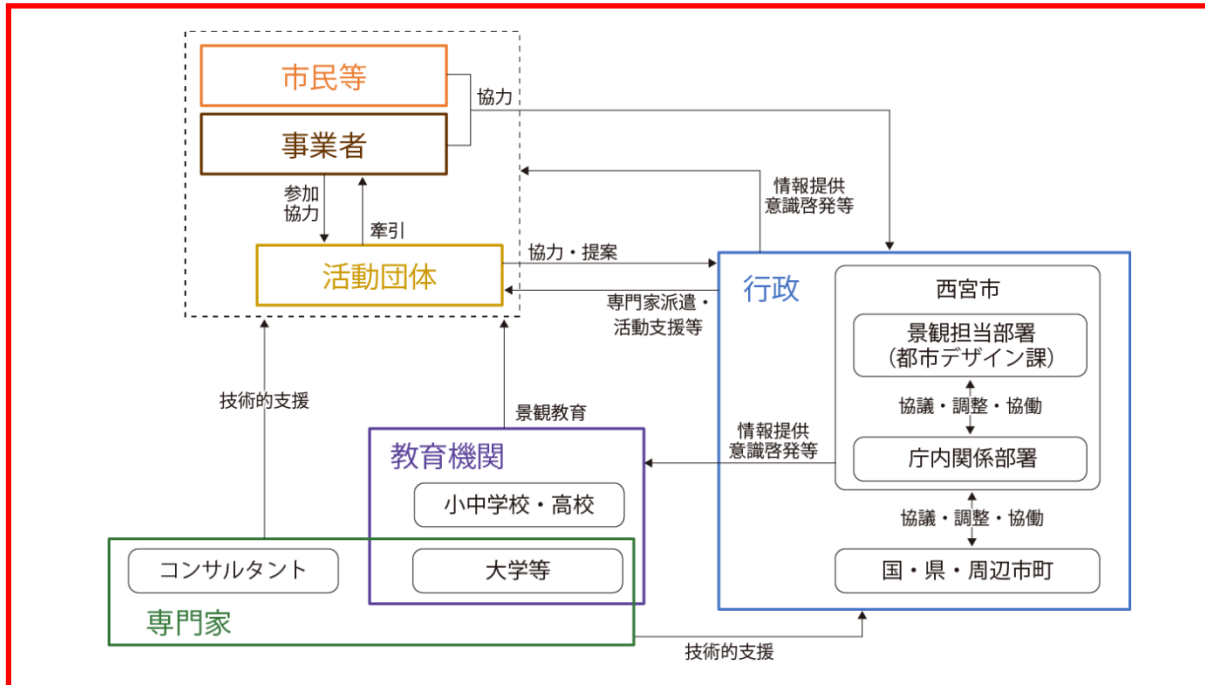
市・県・国及びその関係機関

- 市全域における良好な景観の形成を推進するための総合的な施策を立案し、自然環境・建築・土木・歴史・文化等の分野で横断的によりよい景観づくりに取り組みます。
- 景観形成に関する事業や計画の展開にあたっては、市民や事業者等の意見を聴きながら実施します。
- 公共施設の整備や維持管理等を通じて公共空間の景観の向上を図り、市民や事業者に対して、良好な景観の形成の模範となるような先導的な役割を果たします。
- 本計画の内容の積極的な広報・周知、景観学習の推進、良好な建築物等や活動への表彰等を通じて、市民、事業者等への景観づくりに対する意識啓発等に努めます。
- 市民等や事業者、市民活動団体による主体的かつ積極的な景観づくりの取組が進められるよう、情報提供や必要な制度・事業の整備、技術的な支援等の必要な措置を講じるよう努めます。
- 関係する多様な主体との協働による景観まちづくりを推進するための体制を整えます。
- 庁内関係部署をはじめ、国、県、周辺市町等の関係行政機関との連携を図り、協力して良好な景観づくりに取り組みます。

② 主体間の連携

景観形成にあたっては、景観形成に関わる各主体が連携・協力して取り組む必要があります。前項で示した役割を踏まえ、次図のような連携体制を築いていきます。

● 主体間の連携イメージ



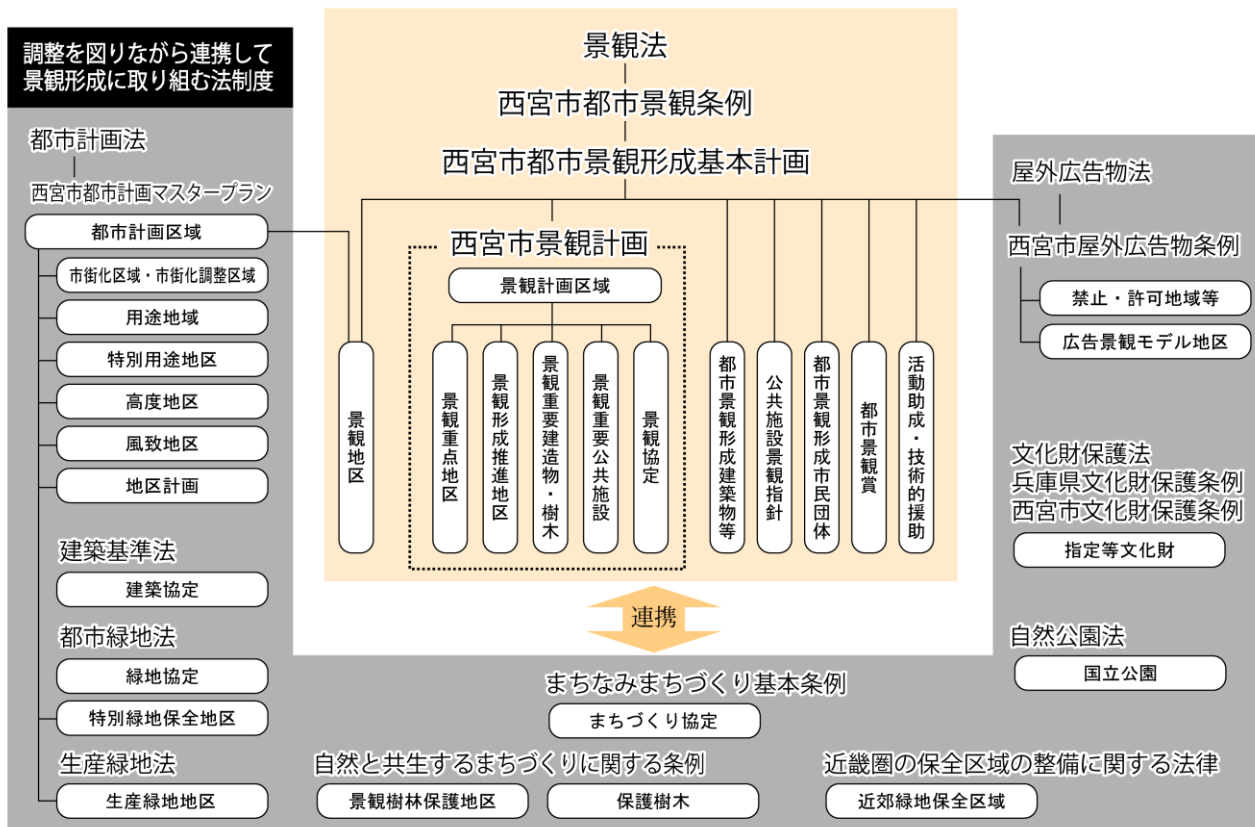
(2) 景観形成の展開方法

景観形成には、景観法や西宮市都市景観条例等の景観に直接関連する法制度だけでなく、さまざまな制度が関係します。

都市計画法による用途地域や特別用途地区等の土地利用計画制度や風致地区、高度地区等は、建築物等の用途や高さ、容積率等を規定し、これらによって景観のベースが形成されます。そして、その上に、地区計画や景観重点地区、建築協定、緑地協定、まちづくり協定等による個別の地区特性に応じた景観の保全・形成や、屋外広告物法・西宮市屋外広告物条例による土地利用ごとの景観特性に応じた屋外広告物のコントロールが行われています。また、自然と共生するまちづくりに関する条例に基づく景観樹林保護地区や保護樹木、文化財保護法令に基づく指定等文化財等によって、地域固有の景観資源の保全が図られています。

したがって、関連部局と景観形成の方向性を共有し、これらの各制度との連携を図りながら景観形成の取組を展開していくことを基本とします。

● 西宮市の景観形成に係る主な法令・制度



西宮市における景観形成は、「基盤となる景観形成」、「重点的な景観形成」、「景観形成活動の推進」の3層で構成し、それらの景観形成の施策・取組を各種制度等によって支えながら展開します。

【基盤となる景観形成】

市全域を対象に、西宮らしい景観をまもり、つくり、育てるために、最低限必要となる規制・誘導を図るものです。景観ゾーンや景観エリアの特徴を踏まえた上で、景観への影響の大きい大規模行為の景観形成、屋外広告物等の景観形成、公共施設の景観形成を実施します。

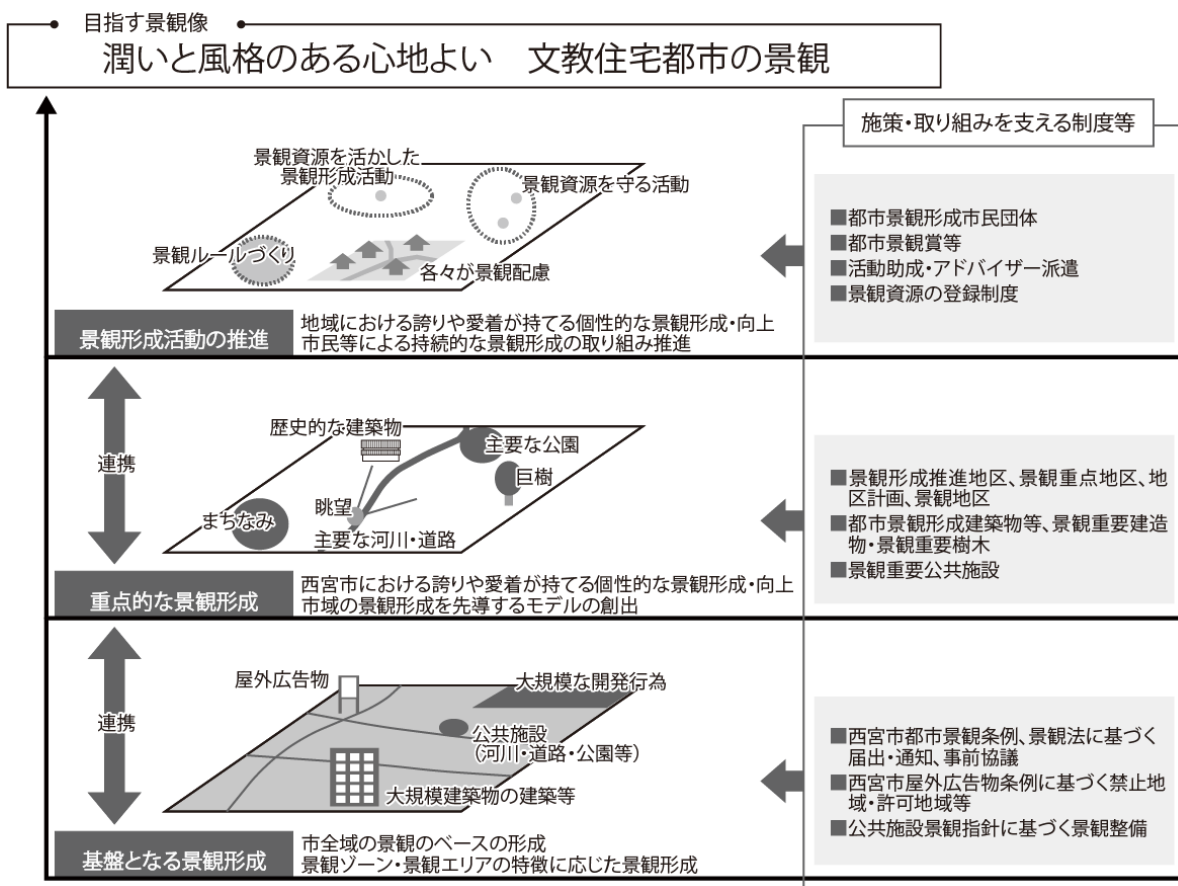
【重点的な景観形成】

特に重点的・優先的に景観形成を図ることにより、誇りや愛着が持てる個性豊かな景観の形成や向上、市域の景観形成を先導するモデルの創出を図るものです。景観上重要な地区の景観形成、景観上重要な建造物や樹木等の景観形成、「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用、地域の顔となる重要な公共施設の景観形成を実施します。

【景観形成活動の推進】

市民等による主体的な景観形成活動を推進し、地域ごとの個性豊かな景観形成を図るものです。意識啓発や取組支援等を通じて、地域ごとの景観ルールづくりや景観資源の保全・活用等を促します。

● 景観形成の進め方



2-2 基盤となる景観形成

(1) 大規模行為の景観形成

【大規模行為の景観形成の必要性】

大規模な建築物・工作物の建築等は、周辺の景観に大きな影響を与えるものとなります。景観への配慮なしに行為が行われると、人々に親しまれてきた山や海等への眺めを遮ったり、無機質・無表情で圧迫感を与える景観となったり、まちなみの連続性やスカイラインを分断してしまう等、これまでの良好な景観を一変させてしまう場合もあります。したがって、周辺との調和に配慮した規模や配置、形態・意匠・色彩等を用い、敷地内における季節感のある効果的な緑化や施設配置等の工夫をすることが求められます。

一方で、景観に与える影響が大きいということは、良好な景観形成の推進・展開のための新たな機会とも捉えることができます。良好な景観形成の先導的事例とすることで、西宮市の都市イメージの向上や、より良い地域景観へ誘導する要素となることが求められます。

【大規模行為の景観形成の方法】

<行為の届出>

景観法に基づく景観計画により、西宮市全域（景観地区、景観重点地区、景観形成推進地区を除く区域：一般地区）を対象に、一定規模以上の建築物の建築等・工作物の建設等にあたっては、事前の届出と協議を義務づけて、景観の規制・誘導を図ります。なお、**西宮市景観計画に定める良好な景観形成のための基準への適合を義務付け、景観形成基準に適合しないと認められる場合には、市は必要な措置をとるよう助言・指導や勧告・変更命令等を行い、景観の規制・誘導を図ります。**

<事前協議制度>

西宮市都市景観条例に基づき、事業者と行政が一体となって美しい景観形成を図るため、計画策定時及び設計時の早い段階から両者が協議を行います。また、特に規模が大きい行為等については、西宮市都市景観・屋外広告物審議会に設置する景観アドバイザー部会にて助言・指導を受けることにより、地域の良好な景観拠点の形成を図ります。

<その他の制度>

よりきめ細かな景観の誘導を図るため、事業者から要望があれば、景観デザイン相談員による建築、ランドスケープ、色彩やデザイン等についての技術的等アドバイスを受けることができます。

(2) 屋外広告物の景観形成

【屋外広告物の景観形成の必要性】

屋外広告物は、商業等の事業活動に欠かせないものである一方で、無制限・無秩序に掲出されると良好な景観が損なわれ、都市・地域の魅力の減退をまねきかねません。現に駅前や幹線道路沿道等では、数多くの屋外広告物が乱立し、景観のみならず安全性や広告物相互の認知性を阻害している地域も見られます。

屋外広告物の禁止・許可制度等を活用しながら周囲の景観と調和した節度あるデザインによる屋外広告物の掲出や地域の個性をいかした良質な屋外広告物の掲出を誘導し、魅力と活力を感じられる景観の創出を図ることが求められます。

【屋外広告物の景観形成の方法】

<禁止地域・許可地域等による規制・誘導>

市では、平成 28 年に景観計画の広告物基準に即した西宮市屋外広告物条例の改正を行っており、これに基づき規制・誘導を行っています。今後も、西宮市屋外広告物条例に基づく禁止地域・禁止物件の設定、屋外広告物の位置や形状、面積、材料、色彩、意匠等の許可基準に基づく許可制度等を通じて、より良い広告景観の形成を目指します。

<維持・管理>

G I S と連動した台帳・目録作成等を通じて、違反広告物の是正や撤去、適切なメンテナンス等の維持・管理のための仕組みづくりを検討していきます。

<公共広告物・サイン>

公共広告物・サインの設置にあたっては、「公共サインデザインマニュアル」に基づき、景観に十分配慮した案内性の高い広告物・サインの掲出を行います。また、必要に応じてより良い設置基準となるよう「公共サインデザインマニュアル」の見直しも検討していきます。

(3) 公共施設の景観形成

【公共施設の景観形成の必要性】

建築物や工作物と同様、公共施設も景観の重要な要素となります。

公共施設のうち、道路や河川、港湾、公園緑地等の都市基盤施設は、日常的に多くの人々に利用され、目に触れるものであることから、安全性や快適性だけでなく、地域の個性を反映した良好な景観を形成していきます。また、これらの公共施設の質の向上をとおして、市民等の景観に対する意識啓発を図ります。

【公共施設の景観形成の方法】

<行為の通知>

国の機関又は地方公共団体が行う行為については、大規模行為の実施にあたっては、あらかじめ市長にその旨を通知し協議することを義務付けています。また、この行為の通知も民間事業者の届出と同様に、西宮市景観条例に基づく通知及び、景観法に基づく通知の2段階で行うこととし、計画段階からの十分な事前協議を行うものとします。

<西宮市公共施設景観指針への適合>

西宮市では、「道路・橋梁」「公園・緑地」「河川・水路」及びこれらに付属する施設等の景観デザインの考え方や手法を示した「西宮市公共施設景観指針」（平成25年7月）と、同指針の内容を解説する「西宮市公共施設景観デザインマニュアル」（平成26年3月）を作成しています。これらについては、本計画を踏まえ、より充実した内容へと改訂していきます。

市が行う事業は、「西宮市公共施設景観指針」に適合するよう努めることとし、国・県等が行う事業についても、同指針に適合させるよう要請していきます。なお、同指針の対象となっていない公共建築物等の公共施設については、大規模建築物等の景観形成指針・景観形成基準を準用します。

公共施設の整備等にあたっては、市民等に親しまれる施設整備に努めるとともに、必要に応じて西宮市都市景観・屋外広告物審議会のもとに設置する景観アドバイザー部会の助言・指導を受けることにより、デザインの向上を図ります。

※特に重要な公共施設については、景観重要公共施設に位置付けて景観の整備を推進します。

➡ 2-3 (4) 参照

2-3 重点的な景観形成

(1) 景観上重要な地区における景観形成

【景観上重要な地区における景観形成の必要性】

文教住宅都市である本市において、「にしのみや」らしい「潤いと落ち着きのある緑豊かな住宅景観」のイメージが共有できていないことが大きな課題であることから、まずはそのモデルをしっかりと作り上げ、共有していくことが求められます。

また、自然と調和した良好な景観が形成されている地区や歴史的なまちなみ等の「特色ある景観を保全・再生する地区」、駅前や幹線道路の沿道等の「地域の顔として景観を整える地区」、新たな住宅開発地区等の「新しい景観を創出する地区」は、各地域の個性を反映した景観形成の拠点やモデルとなる地区であり、景観形成の考え方や方法を市全域に共有していくことや、住宅景観を中心とした西宮の中に多様な魅力を創り出していくことが期待されます。

【景観上重要な地区における景観形成のための施策】

景観の特徴や地区の実情等に応じて、「景観形成推進地区」（新設）、「景観重点地区」、「地区計画」、「景観地区」等の各制度の活用を促進するとともに、景観整備に係る各種事業等を重点的に実施し、制度と事業の両輪により、効果的な景観形成を推進していきます。

● 景観上重要な地区における景観形成のために積極的な活用を促進する制度

名称	根拠法令等	特徴
景観形成推進地区	西宮市都市景観条例 景観法	<ul style="list-style-type: none"> ・景観特性をいかし、良好な景観形成をゆるやかに進める必要がある地区を、市が指定します。 ・西宮市都市景観条例と景観法に基づく届出制度により景観誘導を図り、将来的に景観重点地区等の指定を検討します。
景観重点地区	西宮市都市景観条例 景観法	<ul style="list-style-type: none"> ・景観上特に重要な地区を、地区住民等の合意形成のもとに、市が指定します。 ・西宮市都市景観条例と景観法に基づく届出制度により景観誘導を図ります。
地区計画	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・地区施設の整備や土地利用等を含めた総合的な視点からの景観形成が特に必要な地区を、地区住民等の合意形成のもとに、市が都市計画に定めます。 ・地区施設の整備及び建築物等の整備、土地の利用等を総合的に計画した「地区整備計画」に基づき、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導することで、良好な景観形成を図ります。
景観地区	景観法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を代表するような景観的特徴を有する等、景観上極めて重要な地区を、地区住民等の合意形成のもとに、市が都市計画に定めます。 ・建築物等の形態や色彩その他の意匠といった裁量性が求められる事柄について担保力の強い認定制度により、きめ細かな景観の保全・形成を図ります。
その他協定等	景観法 建築基準法 都市緑地法	<ul style="list-style-type: none"> ・「景観協定」、「建築協定」、「緑地協定」等の各種協定については、将来的に「景観重点地区」や「地区計画」等に移行することを視野に入れながら、市民等による景観形成のきっかけづくりとして活用します。 ・現在既に協定を締結している地区については、順次「景観重点地区」や「地区計画」等への意向の検討を進めます。

関西学院周辺地区 ～景観地区、地区計画の活用～

関西学院周辺地区では、令和2年6月に景観地区と地区計画を都市計画決定しました。

関西学院周辺地区は、甲山山麓の上ヶ原台地に立地し、関西学院西宮上ヶ原キャンパスのスパニッシュ・ミッション・スタイルにより統一された美しい建築物群や学園花通りから正門、中央広場、時計台、甲山を見通す眺望等、西宮市を代表する景観が見られます。また、周辺には緑豊かでゆとりがある閑静な住宅地が広がり、キャンパスと一体となって文教住宅都市西宮のイメージを体現する景観が形成されています。

このような景観を保全・育成し、文教住宅都市としての西宮市のイメージの継承と向上を図ることを目的として、景観地区による建築物・工作物の形態意匠の誘導や緑化の推進等と、地区計画による適切な土地利用の誘導等の両輪により、良好な景観保全と形成を推進しています。

なお、令和元年8月には、時計台（大学博物館、学院史編纂室）及び中央広場と、ランバス記念礼拝堂を景観重要建造物に、**また、キャンパス内の主要な樹木44本を景観重要樹木に指定**しています。



(2) 景観上重要な建造物や樹木等の保全

【景観上重要な建造物や樹木等の保全の必要性】

伝統的な建築様式で歴史的価値が高い建造物や文教住宅都市のイメージを形成する近代洋風建築、地域に親しまれ、シンボルになっている建造物、また、巨樹・巨木や寺社の寺叢・社叢等は、景観のランドマークやアクセントとなり、その歴史・文化的な背景と相俟って景観に深みと奥行きを与えます。

これらは、市や地域において、市民が誇りや愛着が持てる個性的な景観を形成するための重要な要素となり得るものであることから、適切に保全し、景観の核として育てていくことが求められます。

【景観上重要な建造物や樹木等の保全のための施策】

西宮市の景観を特徴づける特に重要な建造物や樹木等について、「都市景観形成建築物等」「景観重要建造物・景観重要樹木」「保護樹木」「景観樹林保護地区」「指定等文化財」等の各種制度を活用して、積極的に保全を図ります。

市では、調査や専門家の意見、所有者や市民活動団体等からの提案を踏まえながら、保全のための各種制度による指定等を継続的に検討するとともに、指定した建造物等については、修復や保全のための助成や技術的支援を行います。

● 景観上重要な建造物や樹木等の保全のために積極的な活用を促進する制度

名称	根拠法令等	特徴
都市景観形成建築物等	西宮市都市景観条例	<ul style="list-style-type: none"> 都市景観の形成を図るうえで重要な価値があると認める建築物又は工作物（これらの敷地や敷地内の他の建築物、工作物、木竹等を含む）を市が指定します。 指定物件についての保全計画を定め、現状変更にあたっては届出を義務付け、保全計画に適合するよう助言・指導を行います。
景観重要建造物 景観重要樹木	景観法 西宮市都市景観条例	<ul style="list-style-type: none"> 地域の個性ある景観づくりの核として、その維持・保全及び継承を図るために、地域の景観上特に重要な建造物（建築物及び工作物）や特に重要な樹木を、景観計画に定める指定の方針に即して、市が指定します。 現状変更にあたっては許可を受ける必要があります。また、条例に定める管理基準に従い適切に管理する必要があります。
保護樹木	自然と共生するまちづくりに 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 市街地又はその周辺に所在する樹木で、美観風致を維持するために保全することが必要であると認めるものを西宮市が指定します。 保護樹木に対して影響を与える建築物・工作物の建築等や保護樹木の伐採、損傷、移植をする場合には届出を義務付け、必要な措置について指導・勧告を行います。
景観樹林保護地区	自然と共生するまちづくりに 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 市街地又はその周辺の景観の優れた樹林の所在する地域であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するために保全することが必要であると認めるものを西宮市が指定します。 地区内で建築物や工作物の建築等や木竹の伐採等の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には届出を義務付け、必要な措置について指導・勧告を行います。
指定等文化財 (有形文化財 天然記念物等)	文化財保護法 兵庫県文化財保護条例 西宮市文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> 歴史上・芸術上価値の高い建造物や学術上価値の高い植物等を対象に、国・県・市が指定や登録を行います。 現状変更にあたっては、指定文化財は許可制、登録文化財は届出制により保護を図ります。

(3) 「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用

【「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用の必要性】

多くの人々が住みたい、住み続けたいと思う魅力的な生活環境を維持・向上していくためには、西宮市の景観の魅力をつかりやすく感じられるものにしていく必要があります。そのためには、西宮市の景観構造や、自然環境や歴史・文化環境、社会環境の関係を理解し、良好に保全・継承していくことが重要となります。

眺望景観はそれらを共有できる最も分かりやすい対象のひとつであり、市内外の多くの人々が抱く西宮市の都市イメージに直結し得るものです。したがって、「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観を適切に保全し、生活資源・観光資源としての積極的な活用並びに西宮市の都市イメージのより一層の向上を図ることが求められます。

【「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用のための施策】

「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観については、西宮市都市景観条例に基づく景観形成推進地区や景観重点地区等を活用するとともに、関連する各種制度との連携のもとに視点場・視対象・眺望空間のそれぞれの景観形成を進め、眺望景観の保全を図ります。

<眺望景観の保全・形成のための主な措置の例>

- ・景観形成推進地区や景観重点地区、地区計画等を活用した視点場や眺望空間の保全・形成
- ・屋外広告物条例に基づく屋上広告物をはじめとした屋外広告物の規制・誘導による眺望空間の保全
- ・高度地区との連携による眺望空間の保全
- ・生産緑地地区制度や各種農業施策との連携による広がりのある眺望景観を創り出す農空間（眺望空間）の保全
- ・自然公園や都市公園との連携による視対象となる六甲山系の山並みや甲山の自然環境の保全や視点場の景観形成
- ・景観上重要な建造物・樹木等の保全のための各種制度（前項参照）の活用による、視対象となる景観資源の保全・形成

市では、市民等や市民活動団体等から「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の提案募集を継続的に行うとともに、眺望景観に関する情報発信や選定制度の創設等を通じた保全・活用のための意識啓発や戦略的な保全・活用施策の展開につなげていきます。

（４）地域の顔となる重要な公共施設の景観形成

【地域の顔となる重要な公共施設の景観形成の必要性】

公共施設の中でも、市域内外の多くの人々に利用され、都市や地域の顔となるような重要な道路、公園等の都市基盤施設については、良好な居住環境の形成のみならず、西宮市の都市イメージや、**誇りや愛着が持てる個性的な景観**の形成にとって、特に重要な役割を果たすものであることから、重点的に景観形成を図っていくことが求められます。

【地域の顔となる重要な公共施設の景観形成のための施策】

本市の景観構造の骨格を成し、地域の顔となる重要な道路・河川・都市公園・海岸・港湾を対象に、景観重要公共施設の候補を選定して、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付けることを検討します。

なお、景観重要公共施設については、景観計画において整備に関する事項を定め、それらに基づいて、公共施設とその周辺の土地利用の調和を図りながら、良好な景観形成を推進します。

2-4 景観形成活動の推進

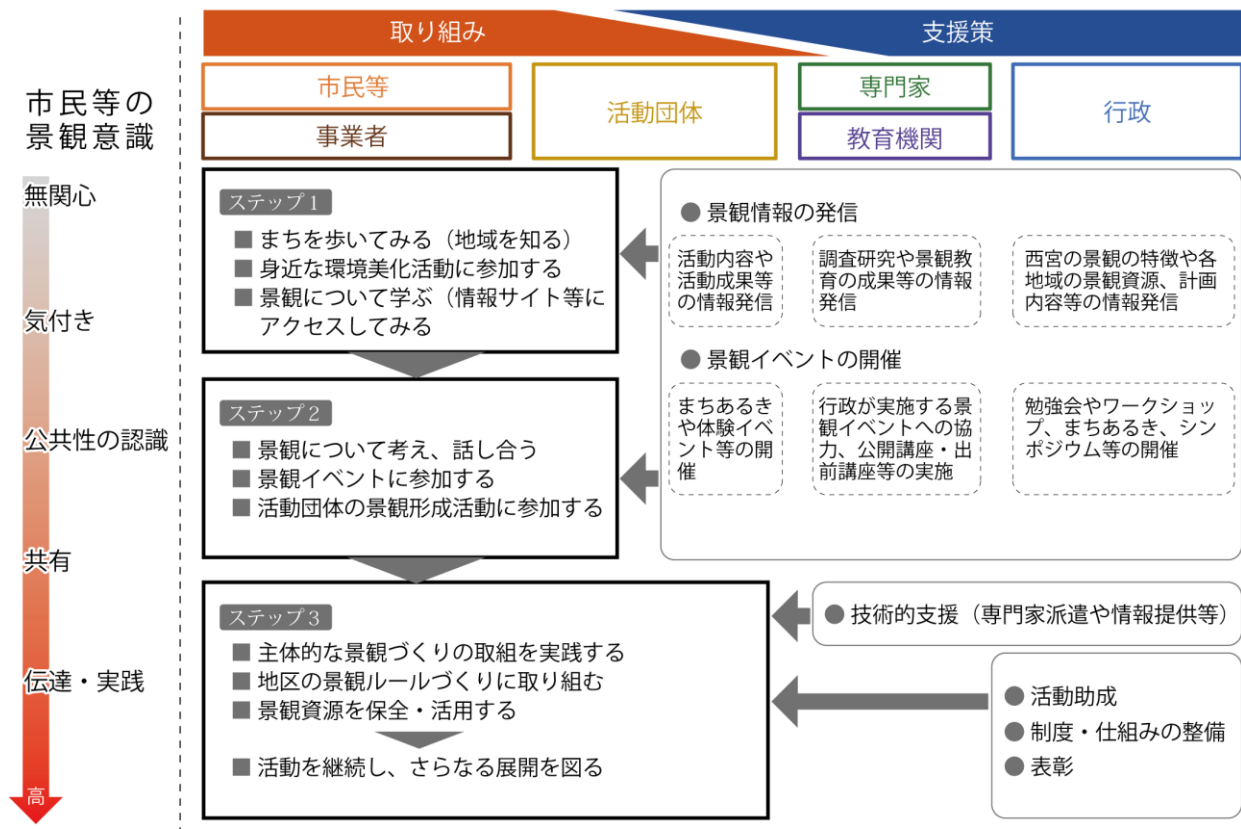
(1) 活動推進に向けた展開イメージ

景観形成は長期にわたって持続的に取り組んでいくことが大切です。

市民等の景観意識には、景観を意識していない「無関心」、景観を意識化する「気づき」、景観はみんなのものであるという「公共性の認識」、景観は自分たちのものであるという景観の「共有」、市民等が自ら啓発者となって伝えていくとともに、実践していく「伝達・実践」の5つの段階があります。

市民等が主体となって、さまざまな形で景観形成に取り組んでいけるよう、市民等の景観意識の熟度に応じた各種支援策を実施していきます。

● 市民等の景観意識に基づく段階的な景観形成の展開



まちを歩いてみる
(まちあるきイベント等)



景観について学ぶ
(高校生向け景観出前講座等)



景観について考え、話し合う
(ワークショップ等)



地区の景観づくりに取り組む
(ガイドライン作成やまちづくり協定の締結等)

(2) 行政による支援方策

① 継続的で分かりやすい啓発

ステップ1～2

多くの市民等に景観形成への興味や関心を抱いてもらい、さまざまな形で関わっていく意識をもってもらうため、情報発信やイベント開催等のさまざまな取り組みを実施します。

- 市広報や市ホームページ、各種パンフレット等を活用した情報発信
- 参加・体験型イベントやシンポジウムや景観写真展等の普及啓発イベントの開催・協力
- 本計画や景観計画の内容を分かりやすく解説するためのガイドラインや手引きの作成

② 景観形成を担う人材の育成

ステップ1～2

景観形成を担う人材育成を図るため、さまざまな主体に対して、景観に関する学習機会を提供していきます。特に、次世代を担う子ども向けの事業や総合学習との連携等により、子どもの頃から景観やまちなみに関する意識をもてる取り組みを行います。

- 学校教育や生涯学習等と連携した景観教育の実施
- 市民等を対象とした勉強会、研究会の開催、出前講座の実施

③ 景観資源の保全・活用の促進

ステップ2～3

景観資源のデータベース化を図り、市民等による自発的な活動のきっかけとなる景観資源情報を多様な形で発信します。また、景観資源と保全・活用の取組をセットで登録し、継続的な保全・活用の取組を積極的に支援していただけるような新たな価値づけ制度の創設を検討します。

- データベース化を行った景観資源の情報の公開・発信等の実施
- 「(仮称)西宮景観資産」制度の検討

④ 活動団体の認定と活動の支援

ステップ3

優れた都市景観の形成を目的として活動する市民団体を都市景観形成市民団体に認定し、その活動を積極的に支援します。

- 都市景観形成市民団体の認定、認定団体に対する専門家派遣や情報提供、活動助成等
- 活動内容に応じたさまざまな関連法制度を活用した活動支援（広告景観モデル地区等）

⑤ 景観形成に向けたまちづくりの支援

ステップ3

地区計画、景観重点地区指定、まちづくり協定の指定に向けたルール作りに取り組む地域の活動を積極的に支援します。

- 地域へ専門家の派遣、活動助成、情報提供の実施

⑥ 美しい景観形成に寄与する建築物や景観形成活動等への表彰

ステップ3

景観形成に対する市民等の意欲の向上を促すため、優れた景観や景観形成活動等を表彰し、広く周知する取組を進めます。

- 西宮市都市景観賞
- 受賞した建築物や活動等の景観情報サイトやパンフレット等を用いた周知

資料

資料 景観重要建造物・都市景観形成建築物等指定一覧 (令和4年4月1日現在)

景観重要建造物名称	指定年月日
関西学院大学：時計台（大学博物館、学院史編纂室）及び中央広場	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 602号
関西学院大学：ランバス記念礼拝堂	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 603号
都市景観形成建築物等名称	指定年月日
武庫川学院：第三学舎（旧甲子園ホテル）	平成 2年 11月 1日 西宮市告示甲第 222号
関西学院大学聖和キャンパス（旧聖和大学）：4号館及び旧宣教師館	平成 4年 3月 2日 西宮市告示甲第 465号
芝辻 崇邸	平成 5年 12月 24日 西宮市告示甲第 522号
夙川カトリック教会 聖堂	平成 21年 6月 1日 西宮市告示甲第 210号
西口 昌利邸	平成 23年 3月 16日 西宮市告示甲第 744号
旧山本家住宅（山本清記念財団会館）	平成 23年 9月 27日 西宮市告示甲第 408号
濱甲子園倶楽部会館（浜甲子園安心コミュニティプラザ）	平成 23年 11月 2日 西宮市告示甲第 489号
松山大学温山記念会館（旧新田長次郎邸）	平成 25年 2月 22日 西宮市告示甲第 987号
浦 邸	平成 31年 3月 26日 西宮市告示甲第 1367号
関西学院大学：学院本部棟、経済学部棟、文学部棟、神学部棟	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 604号
関西学院：高中部本部棟	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 606号
関西学院大学：大学正門	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 608号
関西学院大学：旧大学本館門柱	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 610号
六角堂	令和 3年 6月 22日 西宮市告示甲第 358号

資料 西宮市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿 (五十音順、敬称略)

委員氏名	任期 1	任期 2	
赤澤 宏樹	○		兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
伊藤 志津子	○	○	すみれ法律事務所
大平 和弘		○	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
川口 勝行	○		市民委員（公募）
川崎 雅史	○	○	京都大学大学院工学研究科教授
喜村 謙一	○	○	兵庫県屋外広告美術協同組合理事長
栗山 尚子	○	○	神戸大学大学院工学研究科准教授
神農 悠聖	○	○	大手前大学メディア・芸術学部教授
清水 彬仁		○	市民委員（公募）
白井 治	◎	◎	株式会社まち空間研究所所長
末包 伸吾		●	神戸大学大学院工学研究科教授
田野 万治郎	○		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長 (任期 1 当時)
藤本 郁子		○	市民委員（公募）
堀 久樹	○		市民委員（公募）
前田 俊文		○	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長
森本 順子		○	武庫川女子大学景観建築学科准教授
安田 丑作	●		神戸大学名誉教授
横山 嘉夫	○	○	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会

任期 1：平成 30 年 12 月 1 日～令和 2 年 11 月 30 日

任期 2：令和 2 年 12 月 1 日～令和 4 年 11 月 30 日

●：会長、◎：副会長、○：委員

肩書きは令和 3 年 3 月 1 日現在

資料 審議の経過

審議会等	開催時期	審議事項
令和元年度第3回 都市景観・屋外広告物審議会	令和元年9月	基本計画、景観計画、ガイドラインの位置づけ、課題及び改定方針について
令和元年度第4回 景観アドバイザー部会	令和元年10月	基本計画、景観計画、ガイドラインの構成(案)、基本計画改定案(西宮市の景観、西宮市全体の景観形成の考え方)について
令和元年度第9回 景観アドバイザー部会	令和2年2月	景観構造について、西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第5回 景観アドバイザー部会	令和2年10月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第1回 都市景観・屋外広告物審議会	令和2年11月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第3回 都市計画審議会	令和2年12月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
パブリックコメント実施	令和3年3月～ 令和3年4月	
令和3年度第2回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年5月	パブリックコメント実施結果報告
令和3年度第1回 都市計画審議会	令和3年6月	パブリックコメント実施結果報告
令和3年度第4回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年12月	西宮市都市景観形成基本計画の改定についての諮問
令和3年度第4回 都市計画審議会	令和4年1月	西宮市都市景観形成基本計画の改定についての報告